

津市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正概要について

1 計画に対する意見募集について

- (1) **パブリックコメントの募集期間と提出意見数（人数）**
平成 26 年 12 月 5 日（金）～平成 27 年 1 月 5 日（月） 意見 17 件（6 名）
- (2) **津市子ども・子育て会議の開催**
平成 26 年 11 月 21 日（金） 委員 18 名

2 主な意見の概要及びその意見に対する市の考え方

(1) 主な意見の概要

ア 公立幼稚園の重要性とその役割について	
ア 公立幼稚園の幼児教育を評価し、継続を希望	パブリックコメント、子ども・子育て会議
イ 私立幼稚園の補完的立場でなく、公立として地域に根ざした幼児教育の実施を希望	パブリックコメント、子ども・子育て会議
ウ 公立幼稚園の需要喚起を求める	パブリックコメント
イ 保育の実施責任について	
ア 新制度における保育の実施義務の履行	パブリックコメント
イ 保育の質の維持及び向上	パブリックコメント
ウ 認定こども園について	
ア 認定こども園の開始に至る経緯への疑問	パブリックコメント
イ 教育・保育を一体的に提供することの不安	パブリックコメント
エ 子ども・子育て支援事業計画の表現について	
ア 推進施策と主な事業名の関連性の表記	パブリックコメント、子ども・子育て会議
イ 子ども・子育て支援事業計画で使用される用語の解説	子ども・子育て会議
ウ 施策の考え方や進め方の記載	パブリックコメント、子ども・子育て会議

(2) 意見に対する市の考え方

- ア 公立施設について（幼稚園・保育所）について
私立幼稚園、私立保育所と相互に連携を図り、社会の要請に応じた質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、今後も取組を進めます。
- イ 保育の実施責任について
保育の実施義務は新制度施行後も市町村にあり、保育の質が担保されるよう取り組みます。
- ウ 認定こども園について
教育と保育を一体的に提供できる施設として、幼稚園や保育所に加えて、保護者の利用の選択の幅を広げる役目を担うものであるとの認識の下、整備の取組をします。
- エ 子ども・子育て支援事業計画の表現について
指摘された事項について、番号による関連付け、用語説明などを加え、わかりやすい表現を取り入れます。

3 計画の修正について

- (1) **意見に基づき修正したもの**
ア 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方における公立・私立の役割分担について
今後も、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、取り組んでいく旨の表現に修正しました。〔5 章 4（2）〕
- イ 保育の実施責任について
教育・保育の提供体制の確保の内容において、3 号認定子ども（1 歳児）について、現行の基準に準じた配置により提供体制を確保する旨の補足を加えました。〔5 章 2〕
- ウ 子ども・子育て支援事業の内容について
ア 主な事業名の後ろに推進施策の番号を表記し、関連性を示しました。〔4 章〕
イ 現状と課題について整理し、基本目標の表現を修正しました。〔3 章〕
ウ 基本理念、基本的な視点、基本目標及び推進施策の関連を示す施策体系図を加えました。〔4 章の後ろ〕
エ 事業計画に使用される用語のうち一般的でないものについて、（用語説明）の項目を設け、解説を加えました。〔巻末〕
- (2) **独自に追加及び修正をしたもの**
ア 保育利用率の追加
『教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』では、満 3 歳未満の子どもについて、現在の保育利用率を踏まえて目標値を設定し、事業計画へ記載し、量の見込みや提供体制の確保の内容はこの目標値を踏まえて設定すること、とされています。
そのため、次のように記載を加えました。
＊保育利用希望がピークに達すると見込まれる平成 29 年度における保育利用率
0 歳児の保育利用率・・・28.7%、1・2 歳児の保育利用率・・・46.6%
- イ 量の見込みと確保の方策の修正
ア 量の見込みの修正について
量の見込みを計算するための住民基本台帳データ（旧：平成 25 年 9 月 30 日→新：平成 26 年 3 月 31 日）を改め、それに伴って教育・保育、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、病児保育事業の量の見込みを修正しました。
イ 確保の方策の修正について
教育・保育の確保の方策について、公立保育所の利用定員の設定予定数及び私立保育所との利用定員の協議に基づき修正しました。また、地域子育て支援拠点事業の確保の方策について、事業計画を見直し、修正しました。

4 今後のスケジュール

- (1) **三重県との協議**
平成 27 年 2 月
- (2) **津市子ども・子育て支援事業計画の策定**
平成 27 年 3 月

津市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度 — 平成31年度

(案)

平成27年 月

津 市

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・趣旨 1
- 2. 計画の性格・位置づけ 2
- 3. 計画の期間 2

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計 3
- 2. 就業の状況 10
- 3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子育て家庭の概況 11
- 4. 津市における主な子育て支援の取組 24
- 5. 次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題 36

第3章 総論

- 1. 計画の基本理念 42
- 2. 計画策定の姿勢（基本的な視点） 42
- 3. 計画の基本目標 44

第4章 子ども・子育て支援の基本目標と推進施策

- 基本目標1 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします . . 48
 - （1）就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援 48
 - （2）自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進 49
 - （3）次世代の親の育成 49
 - （4）子どもの居場所づくり 50
- 基本目標2 すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします . . . 52
 - （1）障がいのある子どもへの支援 52
 - （2）支援が必要な子どもへの支援 53
 - （3）支援が必要な家庭への支援 54
 - （4）子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実 54
 - （5）ひとり親家庭への支援の充実 55
- 基本目標3 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします 57
 - （1）妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援 57
 - （2）子どもを育む環境の整備 58
 - （3）働きながら子育てしやすい環境の整備 58

（４）子ども・子育てに対する相談・支援体制の充実	58
基本目標４ 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくれます	60
（１）地域における子育て・子育て支援の充実	60
（２）子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり	61
（３）子どもを安全に安心して育てられるまちづくり	61
（４）児童虐待防止・社会的養護体制の充実	62

＜施策体系図＞ 64

第５章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

１．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	65
２．幼児期の教育・保育の充実	67
（１）保育利用率の目標値設定について	68
（２）教育・保育の量の見込みと確保の方策について	70
３．地域子ども・子育て支援事業の充実	79
（１）利用者支援事業	79
（２）地域子育て支援拠点事業	80
（３）妊婦健康診査事業	83
（４）乳児家庭全戸訪問事業	84
（５）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	85
（６）子育て短期支援事業	86
（７）子育て援助活動支援事業	87
（８）一時預かり事業	88
① 幼稚園在園児童、幼稚園利用意向が強い保護者の児童について	88
② ①以外の児童	91
（９）延長保育事業（時間外保育事業）	94
（１０）病児保育事業	97
（１１）放課後児童健全育成事業	98
４．幼児期の教育・保育の提供体制のあり方	116

第６章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

１．産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	119
２．子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	119

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の 整備に関する施策との連携	122
---	-----

第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制について

1. 計画策定の経過等	123
2. 計画の管理体制	124
(参考資料) 津市子ども・子育て会議の委員と活動の経緯について	125

(用語説明)	128
--------	-----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

子ども・子育て支援については、これまで少子化社会対策基本法などにに基づき、総合的な施策が国、県、市レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、依然として出生数の減少傾向が続く一方で、共働き世帯の増加などライフスタイルの変化によって、待機児童の解消や仕事と子育てを両立できる環境の整備など、子育て支援制度の一層の充実が求められています。そこで国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（子ども・子育て関連3法）を制定しました。その一つである子ども・子育て支援法は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指しており、市町村は子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。

本市においては、平成22年度から、津市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成26年度までを計画期間としていることから、行動計画について分析、評価を行った上で、新たに平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて子ども・子育て支援事業計画を策定します。

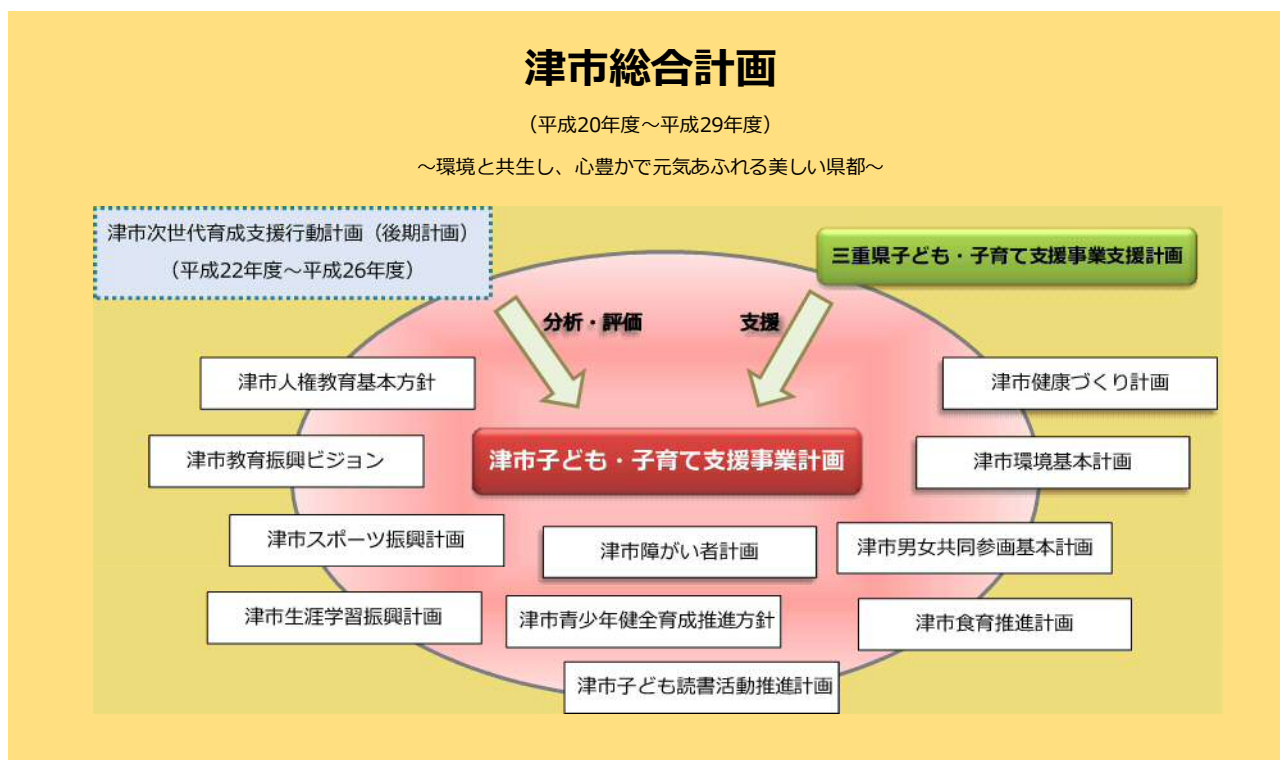
子ども・子育て関連3法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
→ 保育機能の確保と待機児童の解消
2. 認定こども園制度の改善
→ 幼保連携型認定こども園について認可・指導・監督の一本化と法的位置付け
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
→ 地域子育て支援拠点などの地域子ども・子育て支援の充実
4. 市町村が実施主体
→ 地域のニーズに基づき計画を策定し給付事業を実施
5. 社会全体による費用負担
→ 消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久的財源の確保

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。
なお、策定にあたっては次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた津市次世代育成支援行動計画を分析、評価しました。

また、本市のまちづくりの総合的指針である津市総合計画を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。



3. 計画の期間

本計画は平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間となっています。

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

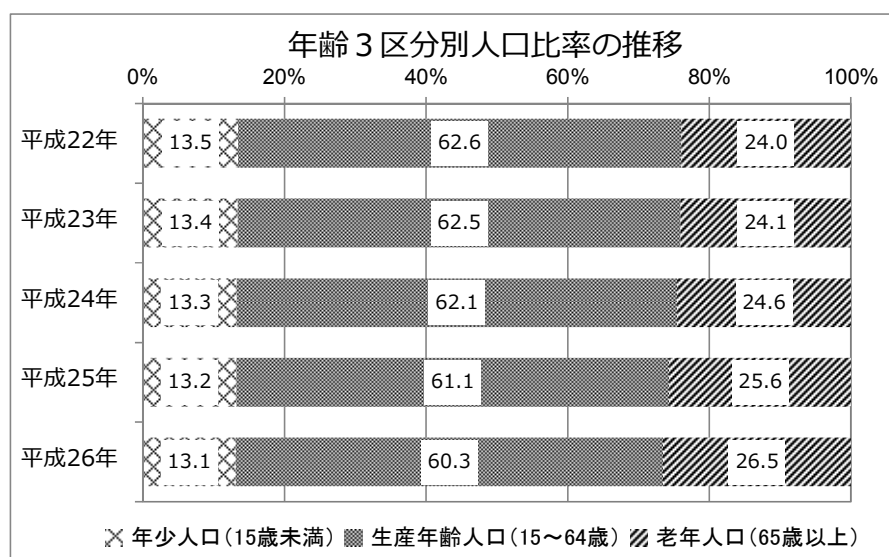
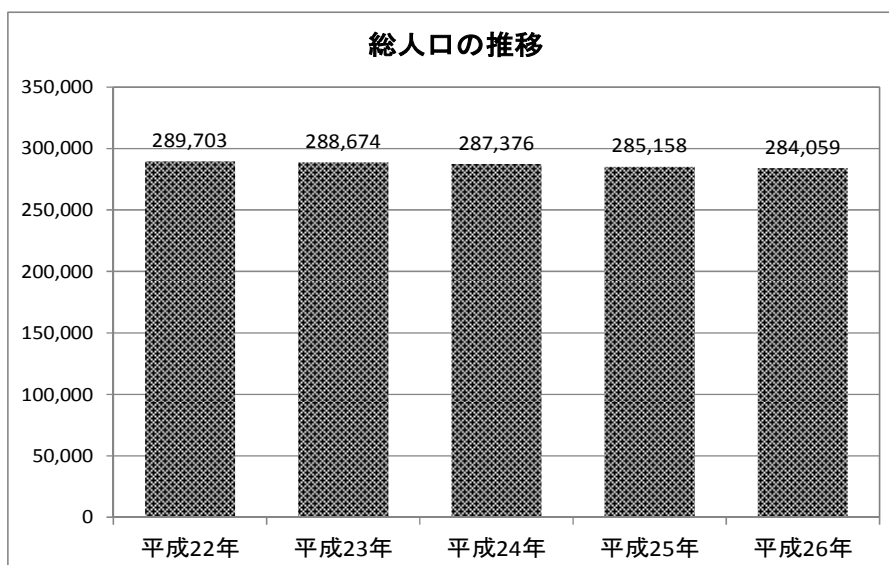
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口比率の推移

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成26年は284,059人でした。

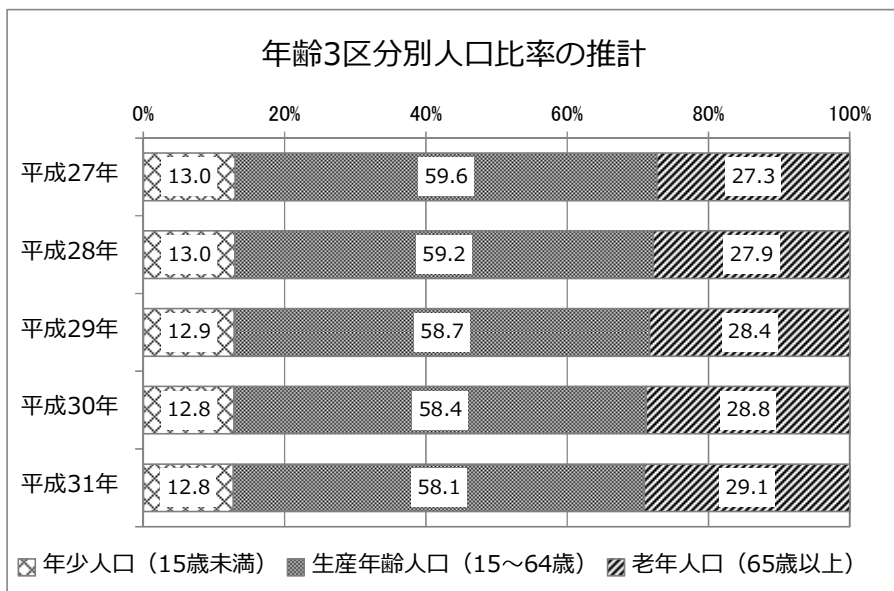
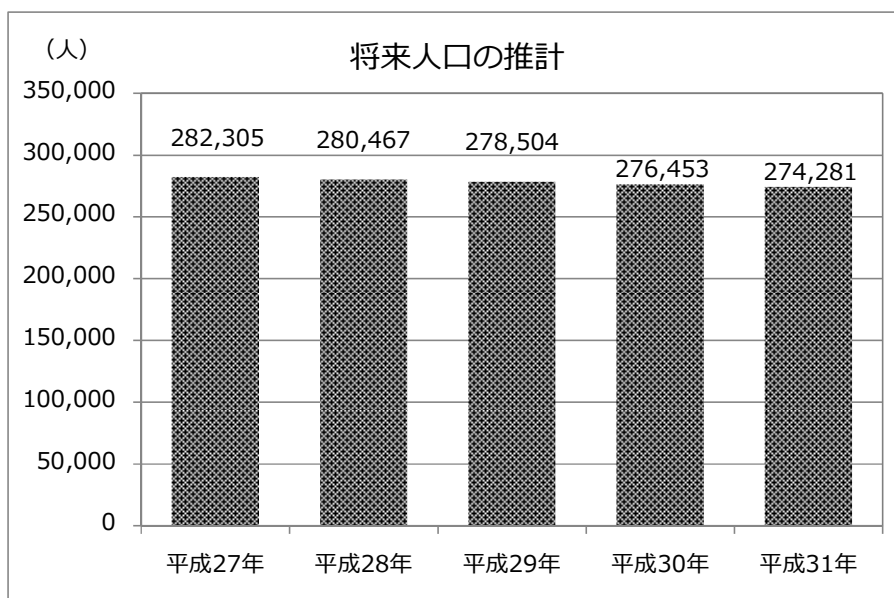
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率は年々減少傾向にあり、平成26年には13.1%となっています。また、生産年齢人口比率も減少傾向にあります。一方、老年人口比率は年々増加しており、平成26年の高齢化率は26.5%となっています。



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年3月31日現在）

② 将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、今後も人口は減少するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、平成31年には12.8%と予測されています。また、生産年齢人口も減少すると予測されています。一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、平成31年の高齢化率は29.1%と予測されています。

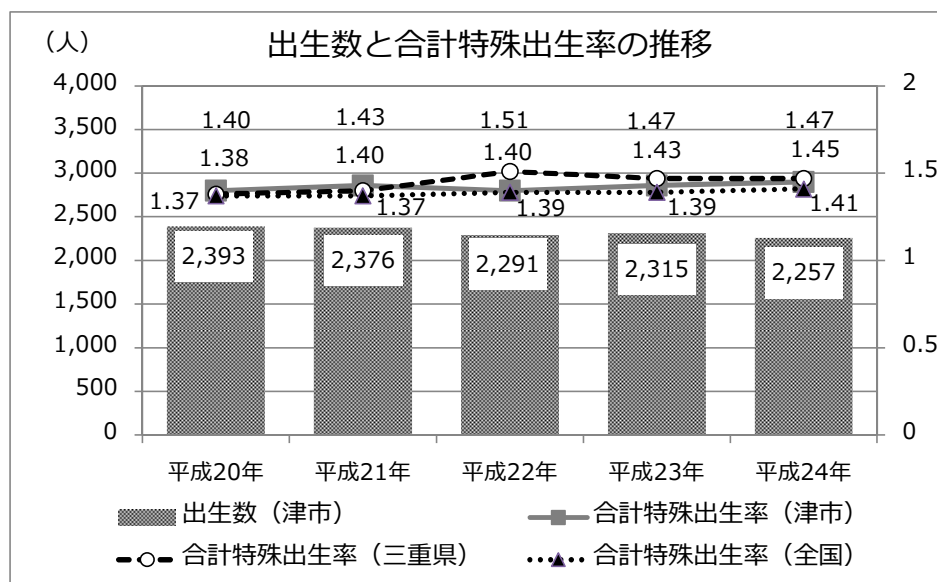


資料：平成22年～平成26年3月31日の住民基本台帳、外国人登録

(2) 出生数の推移

出生数は減少傾向にあり、平成 24 年の出生数は 2,257 人でした。

一方、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、津市においては平成 22 年以降上昇傾向にあり、平成 24 年は 1.45 となっています。



資料：県健康福祉総務課「人口動態総覧」

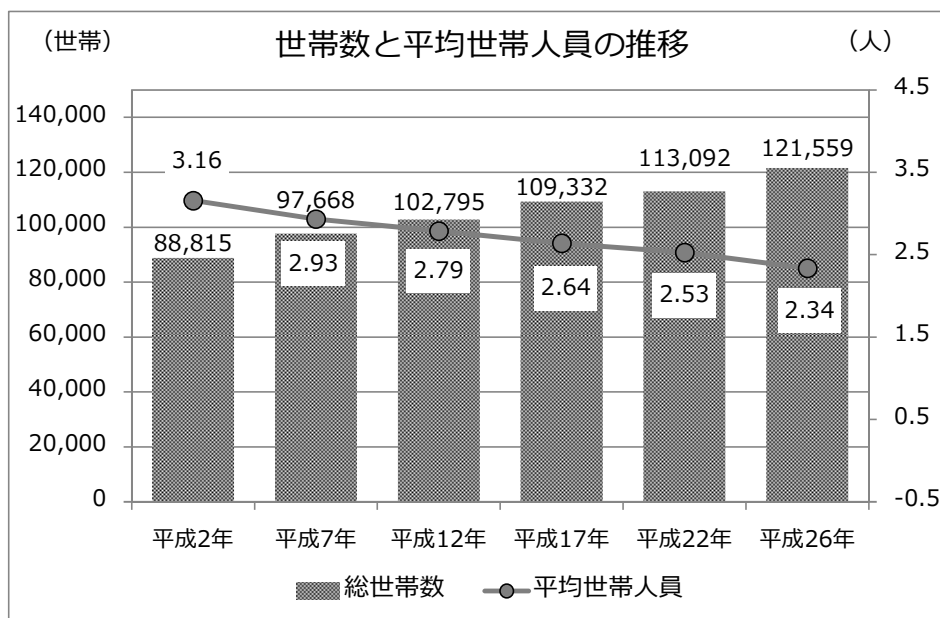
国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

世帯数は、増加傾向が続いており、平成 26 年では 121,559 世帯になっています。

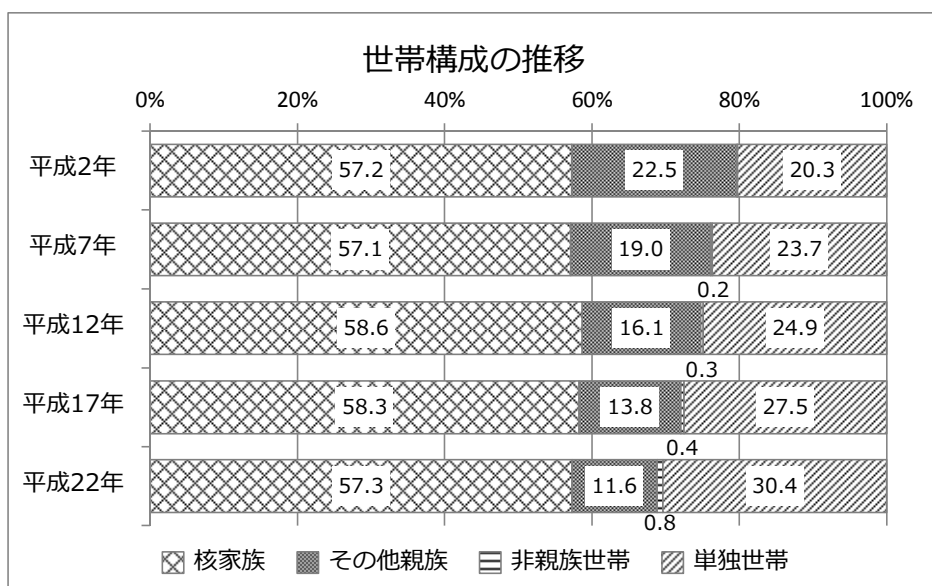
一方、1 世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成 26 年には 2.34 人となっています。



資料：国勢調査（ただし平成 26 年は平成 26 年 3 月 31 日住民基本台帳による）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、約 6 割を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯に含まれる世帯人員の減少が進行していることがうかがえます。

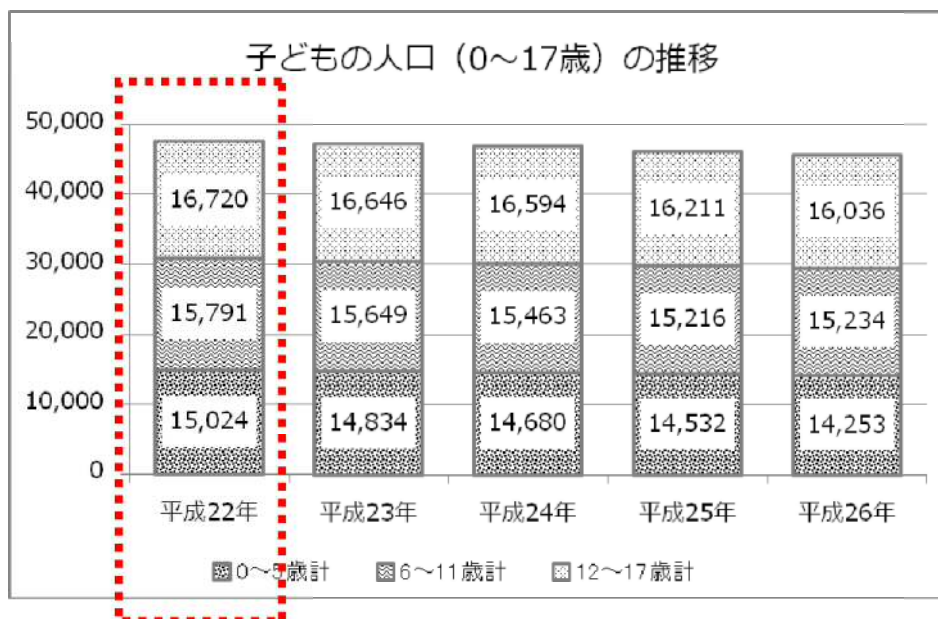


資料：国勢調査

（４）子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

０～５歳、６～１１歳、１２～１７歳の人口は、この５年間でいずれも減少傾向にあります。

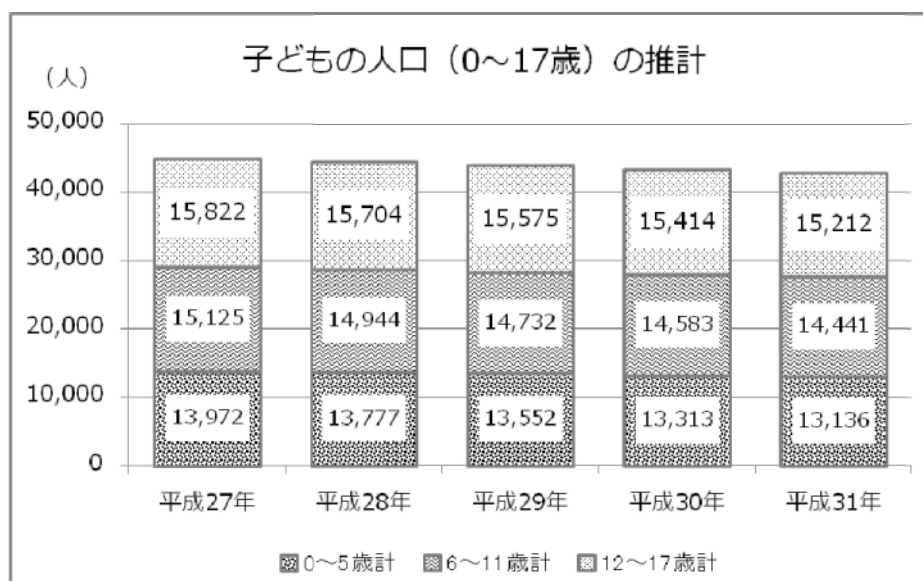


	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	2,336	2,344	2,331	2,225	2,194
1 歳	2,493	2,395	2,431	2,392	2,296
2 歳	2,568	2,527	2,403	2,412	2,400
3 歳	2,470	2,575	2,522	2,400	2,406
4 歳	2,535	2,453	2,563	2,538	2,422
5 歳	2,622	2,540	2,430	2,565	2,535
6 歳	2,594	2,614	2,521	2,413	2,556
7 歳	2,618	2,587	2,597	2,527	2,418
8 歳	2,578	2,606	2,583	2,587	2,523
9 歳	2,624	2,574	2,602	2,557	2,590
10 歳	2,666	2,613	2,563	2,585	2,553
11 歳	2,711	2,655	2,597	2,547	2,594

資料：住民基本台帳、外国人登録（各年３月３１日現在）

② 子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は今後も減少していくものと予測されています。



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	2,189	2,153	2,116	2,094	2,053
1 歳	2,264	2,258	2,222	2,184	2,160
2 歳	2,296	2,264	2,258	2,222	2,184
3 歳	2,395	2,291	2,260	2,253	2,218
4 歳	2,415	2,404	2,300	2,268	2,261
5 歳	2,413	2,407	2,396	2,292	2,260
6 歳	2,520	2,399	2,393	2,382	2,279
7 歳	2,554	2,518	2,397	2,391	2,380
8 歳	2,413	2,548	2,512	2,392	2,386
9 歳	2,514	2,404	2,539	2,503	2,384
10 歳	2,579	2,504	2,394	2,528	2,492
11 歳	2,545	2,571	2,497	2,387	2,520

資料：平成 22 年～平成 26 年 3 月 31 日の住民基本台帳、外国人登録

(5) 地域別就学前（0～5歳）人口の推移

就学前の0～5歳人口の推移を地域別にみると、芸濃地域を除く9地域では減少傾向にあります。

	平成22年 (A)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (B)	B/A
津地域	8,603	8,482	8,423	8,322	8,222	95.6%
久居地域	2,669	2,633	2,607	2,603	2,573	96.4%
河芸地域	1,113	1,122	1,095	1,075	1,043	93.7%
芸濃地域	442	472	497	498	479	108.4%
美里地域	152	156	146	139	125	82.2%
安濃地域	481	483	463	457	456	94.8%
香良洲地域	262	248	246	230	202	77.1%
一志地域	759	735	729	739	724	95.4%
白山地域	461	437	404	406	384	83.3%
美杉地域	82	66	70	63	45	54.9%
合計	15,024	14,834	14,680	14,532	14,253	94.9%

資料：住民基本台帳、外国人登録（各年3月31日現在）

2. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

① 産業人口の動向

就業人口をみると、男女ともに増加傾向にあります。

産業分類別にみると、男女ともに第1次産業、第2次産業は減少しています。一方、第3次産業については、男性は減少していますが、女性は増加しています。

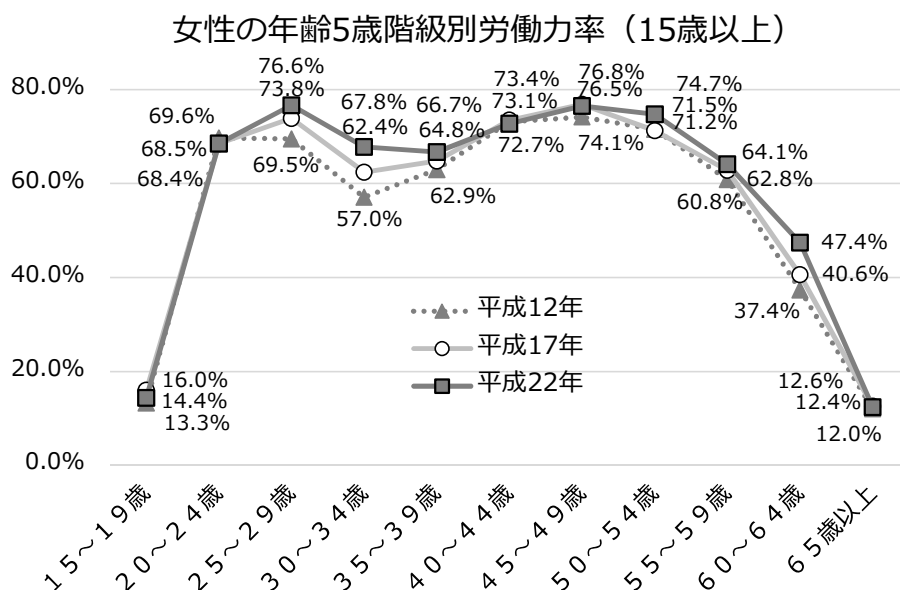
	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	86,376	82,575	80,008	76,069	59,229	58,756	58,910	58,122
第1次産業(%)	5.4	4.2	4.4	3.2	4.9	3.6	3.5	2.3
第2次産業(%)	37.0	36.6	34.9	33.3	24.1	21.9	18.9	16.2
第3次産業(%)	64.5	58.6	59.0	58.2	73.4	73.9	76.1	76.9
分類不能(%)	0.3	0.5	1.7	5.2	0.3	0.6	1.5	4.6

資料：国勢調査

② 女性の年齢別労働力率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率の推移をみると、平成12年から平成22年にかけて20歳代後半から30歳代前半では上昇しています。

平成22年の労働力率をみると、20歳代後半では76.6%ですが、30歳代後半にかけて66.7%まで減少し、その後再び76%台に上昇する、いわゆる「M字カーブ」がみられますが、平成12年ほどははっきりしたカーブではなくなり、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。



資料：国勢調査

3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子育て家庭の概況

本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、津市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。その主な結果は次のとおりです。

■回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	約 3,000	1,749	56.5%
小学生児童調査	約 3,000	1,826	58.4%

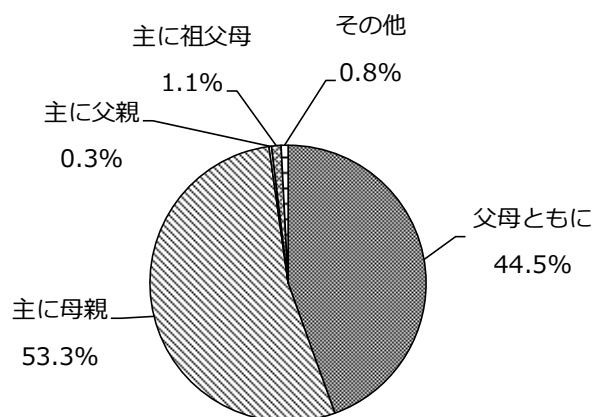
(1) 子育て家庭の状況

アンケート調査結果によると、子育て家庭の 45%前後は父母ともに子育てをしており、主に母親が子育てをしている世帯は、就学前児童のいる家庭で 53.3%、小学生のいる家庭で 48.8%と、就学前児童のいる家庭では5割を超えています。

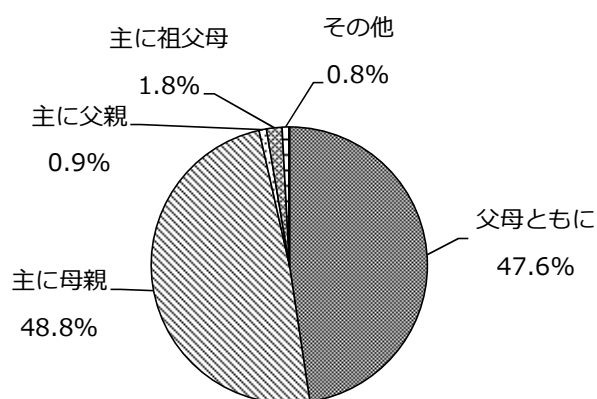
また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多いですが、預け先がない人も約 1 割います。

■子育てを主体的に行っている人

【就学前児童調査 N=1,735】

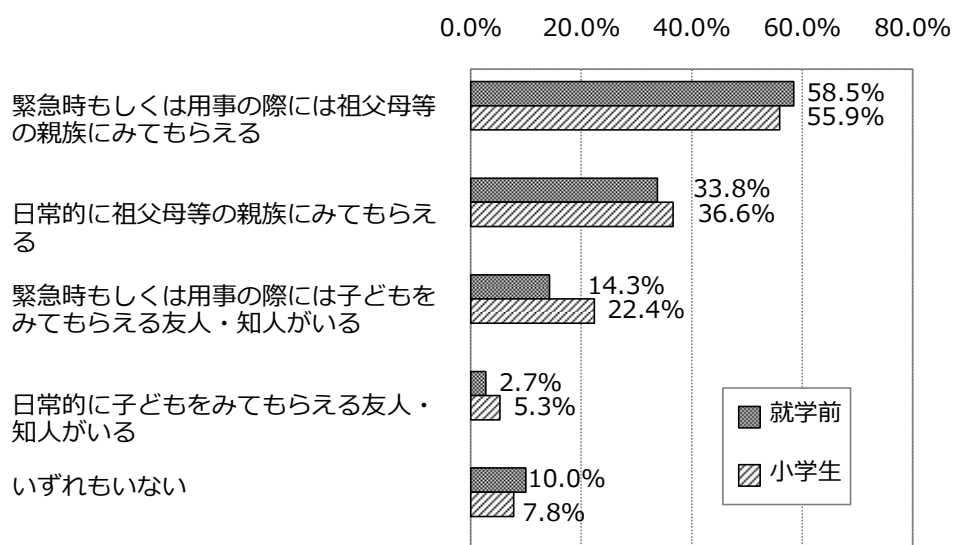


【小学生調査 N=1,820】



■日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在

【就学前児童調査 N=1,691、小学生調査 N=1,821／複数回答】



注：N（Number of Cases の略）は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

(2) 保護者の就労状況

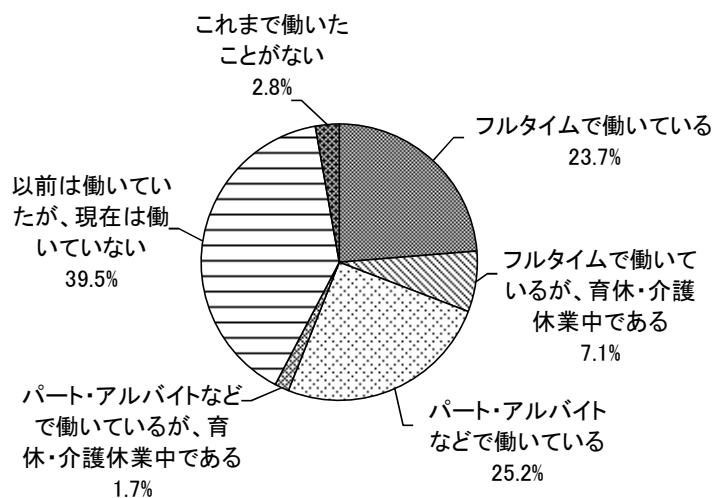
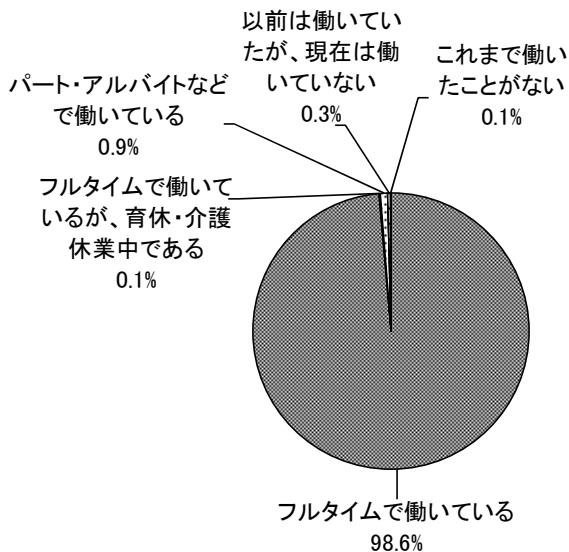
父親の就労形態は「フルタイム」がほとんどを占めます。

母親の就労形態は、就学前児童の母親のうち育児休業中を除くと働いているのは約5割ですが、小学生になると約7割が「パート・アルバイト等」や「フルタイム」で働いています。

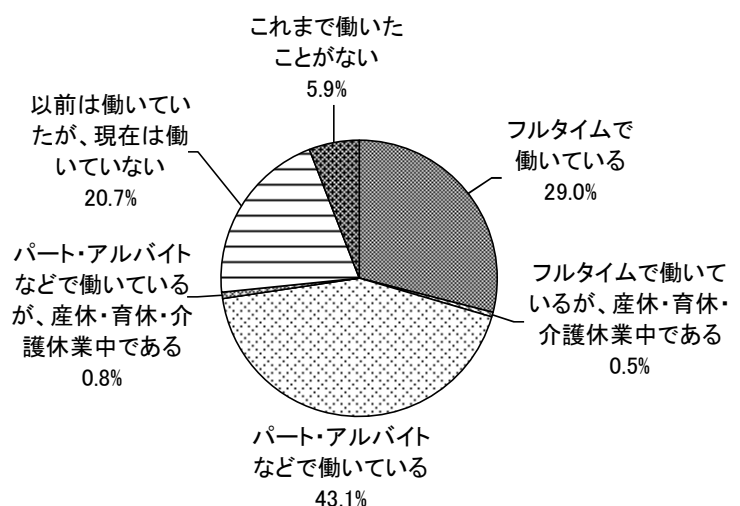
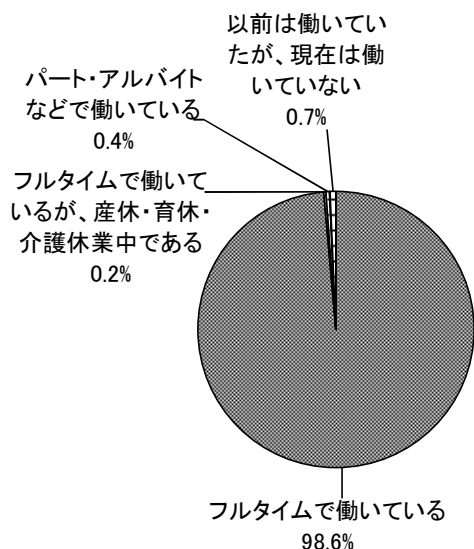
■父親の就労状況

■母親の就労状況

【就学前児童調査 父親 N=1,594、母親 N=1,682】



【小学生調査 父親 N=1,621、母親 N=1,718】



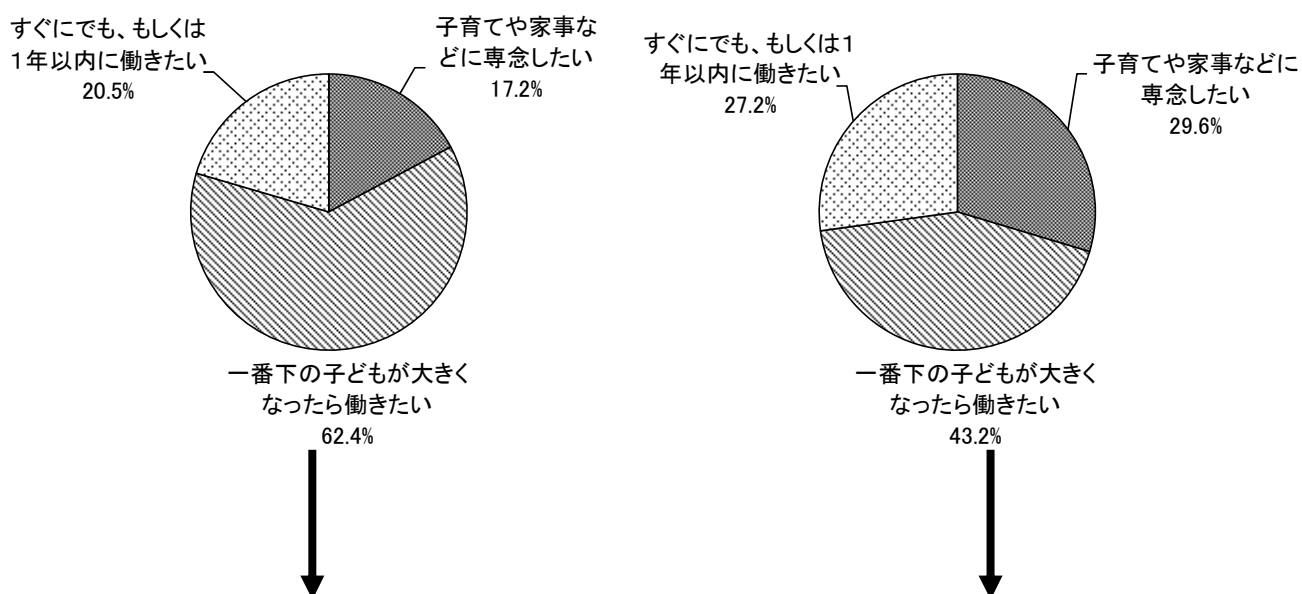
就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と考える母親が就学前児童では5人に1人、小学生ではおよそ4人に1人となっています。

また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら働きたい」を合わせると、就学前児童では約8割、小学校児童では約7割が「働きたい」と考えていることになります。そのときの一番下の子どもの年齢では、「6歳以上」になったら働きたいと考える母親が最も多く、就学前児童で約5割、小学生で約9割と多くなっています。

■現在就労していない母親の将来の就労希望

【就学前児童調査 N=704】

【小学生調査 N=449】



《一番下の子が何歳になったら就労したいか》

年齢	
1歳	1.4%
2歳	2.1%
3歳	23.5%
4歳	18.2%
5歳	4.5%
6歳以上	50.2%
N値	422

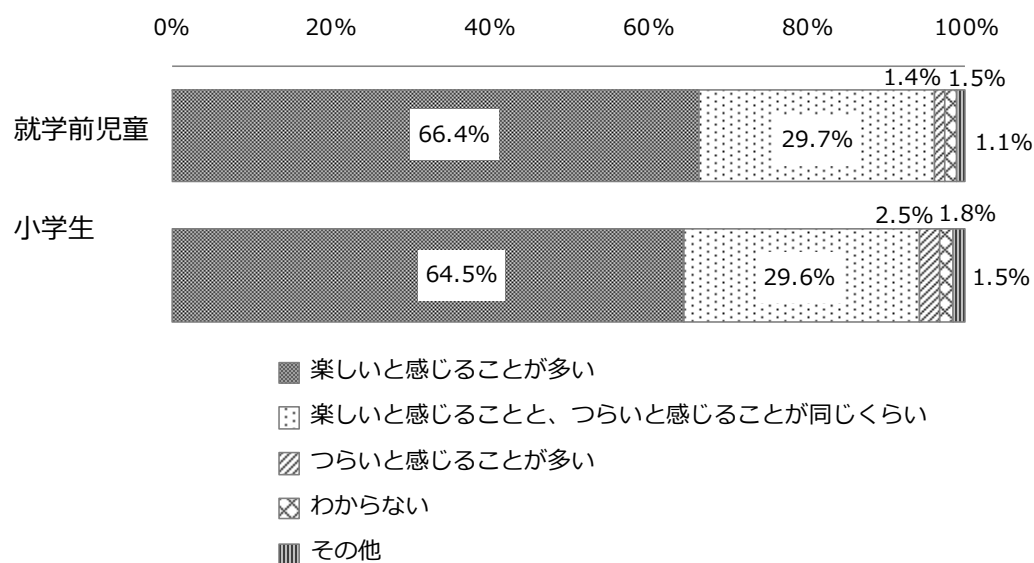
年齢	
1歳	0.5%
2歳	0.0%
3歳	5.8%
4歳	4.7%
5歳	2.1%
6歳以上	86.9%
N値	191

(3) 子育てについて

① 子育ての楽しさ

子育てについて、就学前児童、小学生ともに6割以上が「楽しいと感じることが多い」と回答しています。一方、「つらいと感じることが多い」と回答した人は僅かですが、就学前児童の1.4%に対し、小学生では2.5%と高くなっています。

【就学前児童調査 N=1,691、小学生調査 N=1,821】

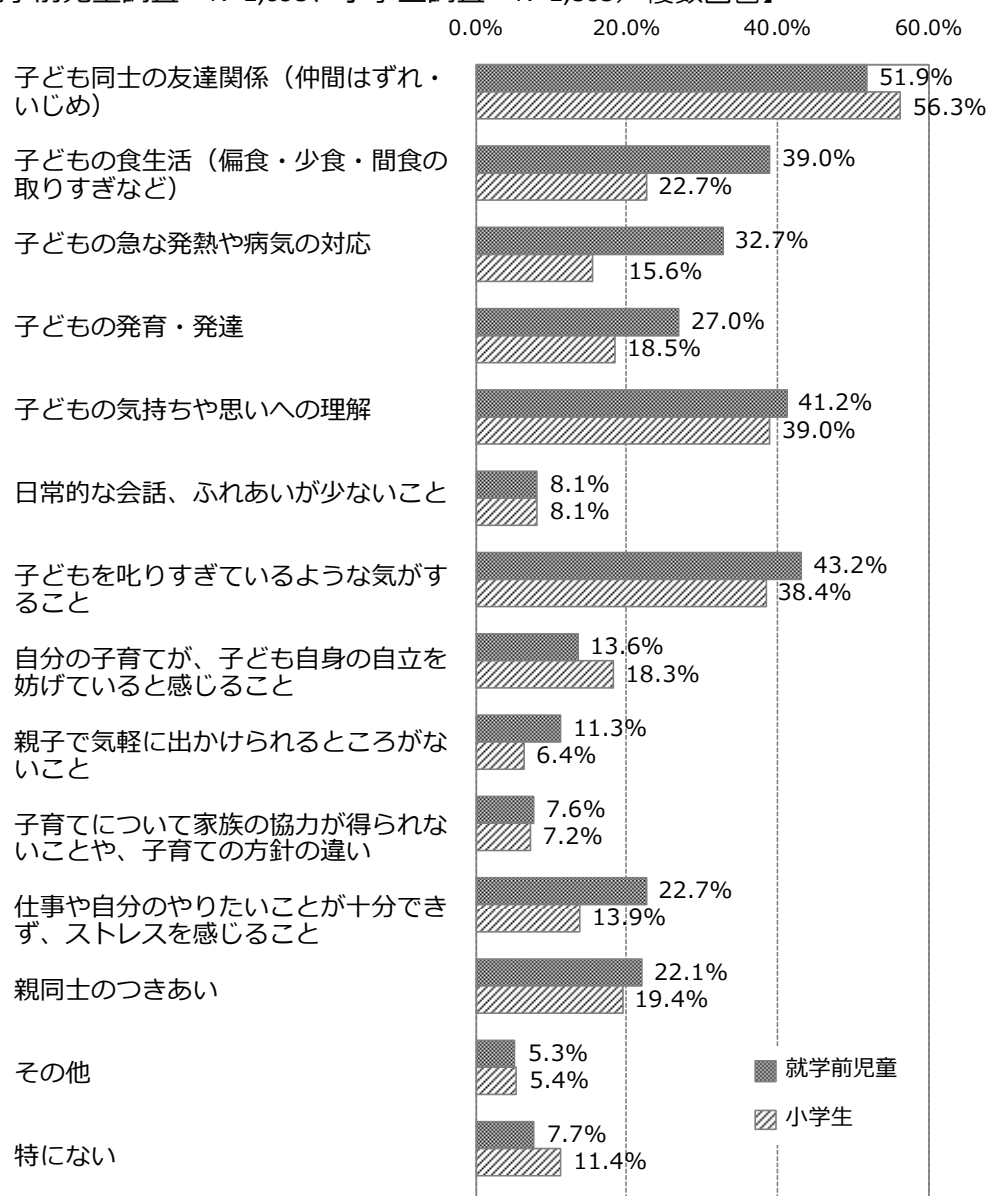


注：N（Number of Cases の略）は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

② 子どもや子育てについて不安や気になっていること

子どもや子育てについて不安になっていることとして、就学前児童、小学生ともに「子ども同士の友達関係(仲間はずれ・いじめ)」が 50%を超えて最も多くなっています。次いで、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」とが、小学生では「子どもの気持ちや思いへの理解」が続いています。

【就学前児童調査 N=1,695、小学生調査 N=1,805／複数回答】



就学前児童の状況について

(4) 教育・保育事業の利用について

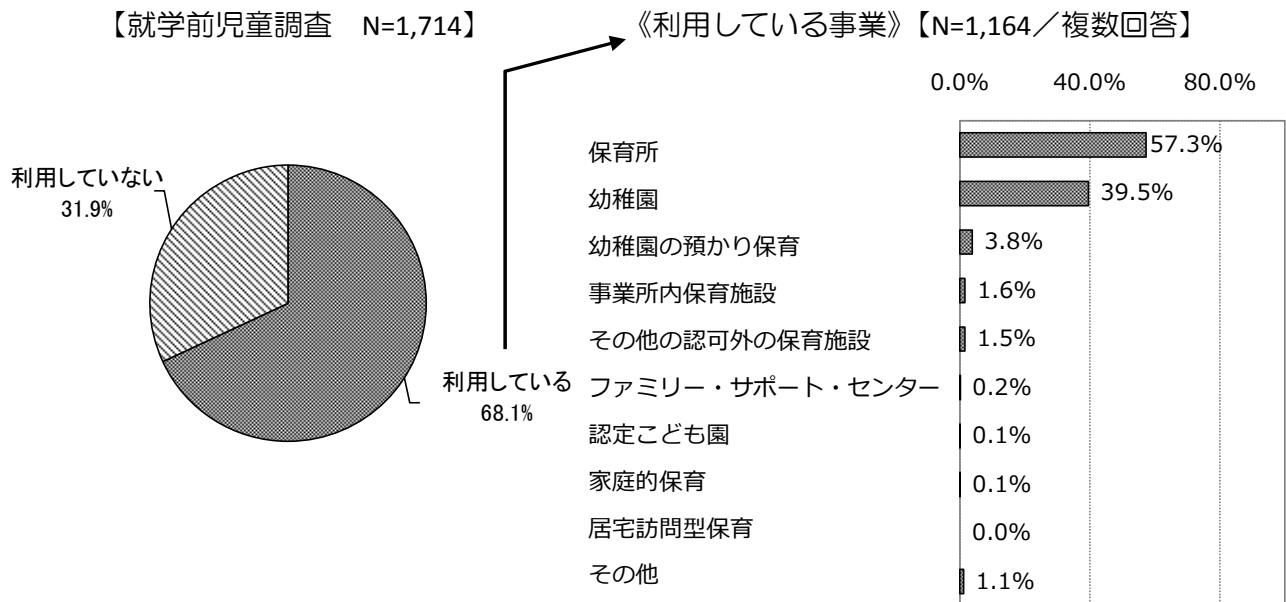
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約7割に上っています。

年齢別にみると、「1歳」での利用は約4割ですが、「2歳」で約5割、「3歳」で8割を超え、「4歳」以上になるとほとんどの子どもが事業を利用しています。

利用している教育・保育事業は、「保育所」が57.3%を占め最も多く、次いで、「幼稚園」が39.5%で続いています。

年齢別にみると、「3歳」までは「保育所」の利用が多くなっていますが、「4歳」以上では「幼稚園」の利用が多くなっています。



年齢別集計

	利用している	利用していない	N値		保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	事業所内保育施設	その他の保育施設	ファミリー・サポート・センター	認定こども園	家庭的保育	その他	N値
0歳	23.3	76.7	279	0歳	82.8	3.1	0.0	7.8	6.3	1.6	0.0	0.0	3.1	64
1歳	39.8	60.2	266	1歳	92.4	0.0	0.0	5.7	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	105
2歳	53.6	46.4	274	2歳	81.0	12.2	2.7	3.4	4.1	0.7	0.0	0.0	1.4	147
3歳	88.7	11.3	282	3歳	54.8	44.8	2.8	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	1.6	250
4歳	98.6	1.4	288	4歳	45.4	53.5	3.9	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.4	284
5歳	98.6	1.4	292	5歳	39.9	58.3	6.6	0.0	0.3	0.0	0.3	0.3	1.4	288

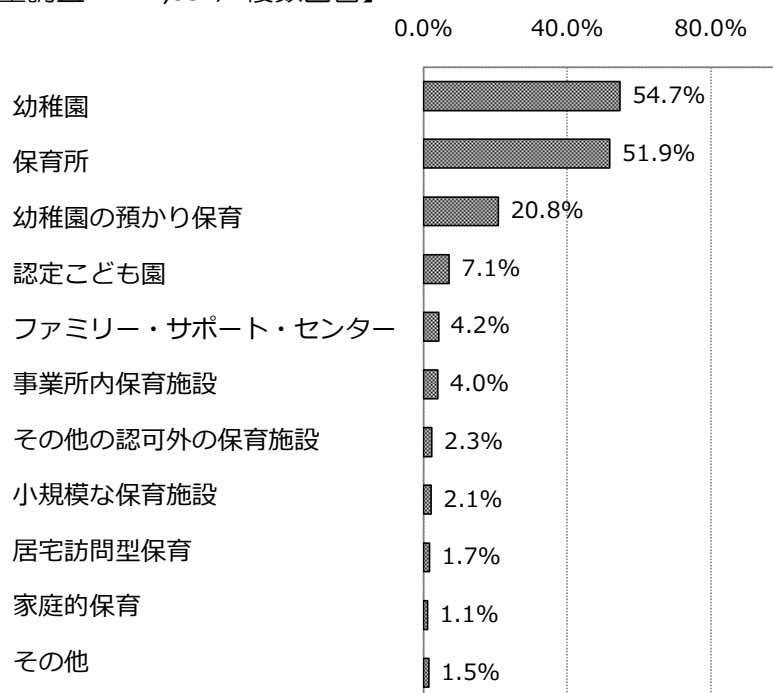
注：%省略

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、現在約4割の利用状況の「幼稚園」の希望が54.7%と5割を超え大きく伸びています。また、「幼稚園の預かり保育」は現状より今後の利用希望が多くなっており、約2割の人が定期的に利用したいと希望しています。

年齢別にみると、「0歳」「1歳」では「保育所」の利用希望が多くなっていますが、「4歳」以上では「幼稚園」の利用希望が多くなっています。また、「0歳」では「認定こども園」の利用希望が約1割あります。

【就学前児童調査 N=1,681／複数回答】



年齢別集計

	幼稚園	保育所	幼稚園の預かり保育	認定こども園	ファミリー・サポート・センター	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	小規模な保育施設	居宅訪問型保育	家庭的保育	その他	N値
0歳	56.6	62.3	20.6	10.7	6.0	5.0	3.2	2.5	1.1	1.1	0.4	281
1歳	55.6	56.8	21.1	8.3	3.4	5.3	1.9	4.1	2.3	1.1	1.9	266
2歳	54.6	54.6	23.3	6.9	5.3	5.0	3.1	2.3	1.1	1.9	1.9	262
3歳	52.7	48.7	18.3	6.5	4.3	3.9	2.5	1.1	1.4	0.4	1.4	279
4歳	54.4	46.6	20.8	4.2	1.8	2.1	3.2	1.8	1.8	1.1	0.4	283
5歳	55.5	42.7	20.6	4.6	4.3	2.8	0.4	1.1	2.1	1.4	3.2	281

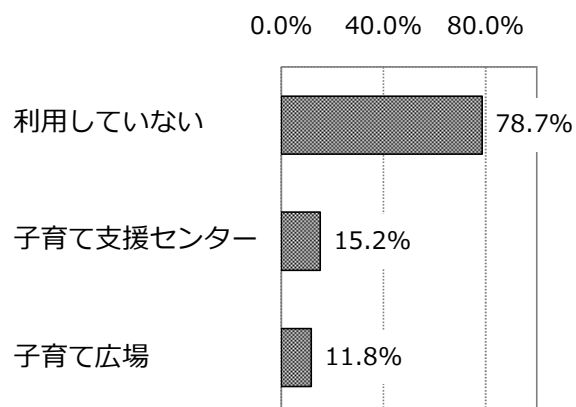
注：%省略

(5) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

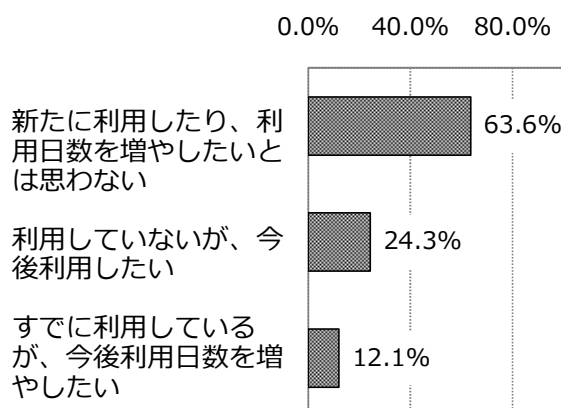
① 子育て支援センター

「子育て支援センター」、「子育て広場」の現在約3割の利用状況に対して、「利用していないが、今後利用したい」と「利用しているが利用日数を増やしたい」と回答した人を合わせると4割近くになり、利用希望が増加しています。

《現在の利用状況》【就学前児童調査 N=1,702／複数回答】



《今後の利用意向》【就学前児童調査 N=1,631／複数回答】

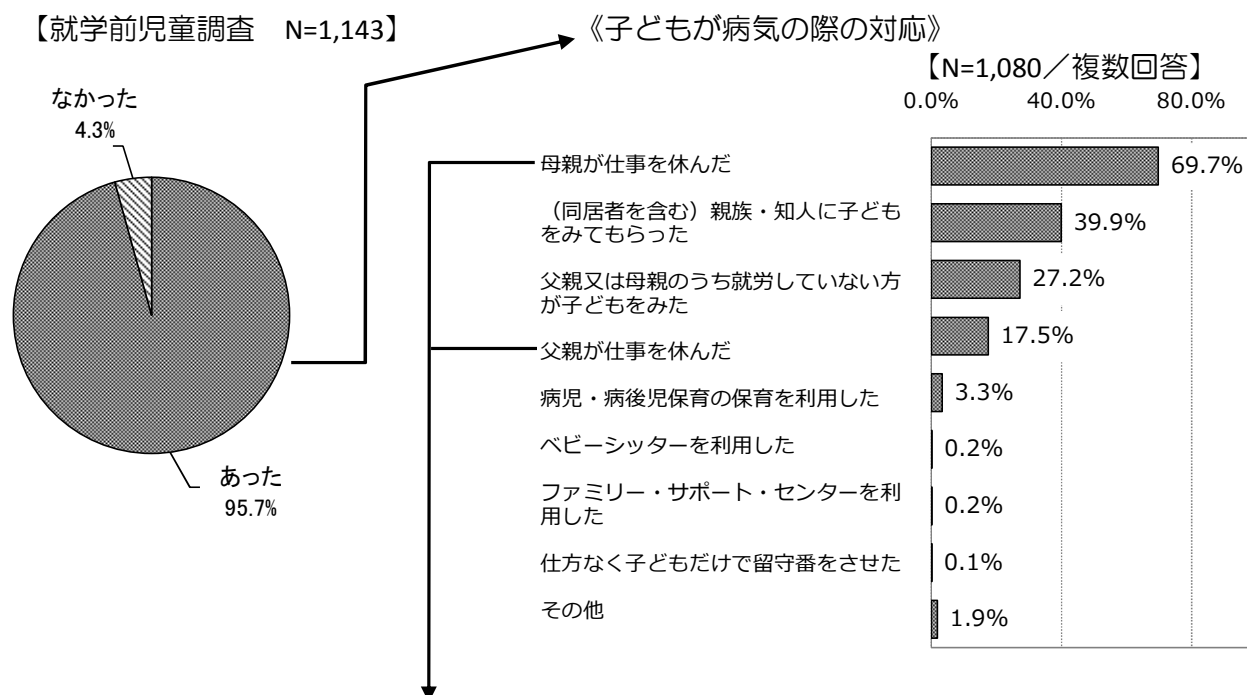


② 子どもが病気の際の対応

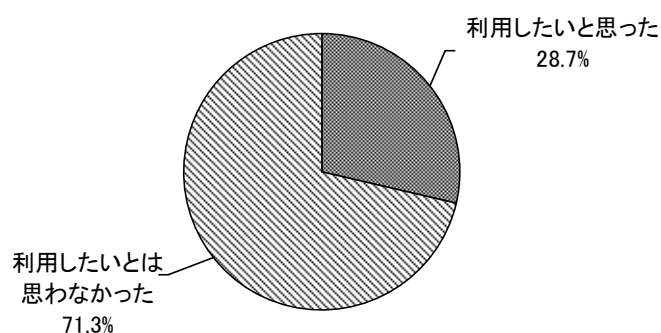
この1年間に、お子さんが病気やけがでいつも利用している教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」人が全体の95.7%に上ります。

その際、「母親が仕事を休んだ」、「父親が仕事を休んだ」といった方法で対処したものの、「病児・病後児保育施設」を「利用したいとは思わなかった」人は約7割に上ります。

一方、病児・病後児保育施設等を「利用したいと思った」人は約3割となっており、一定割合のニーズが認められます。



《仕事を休んだと回答した父親又は母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=750】

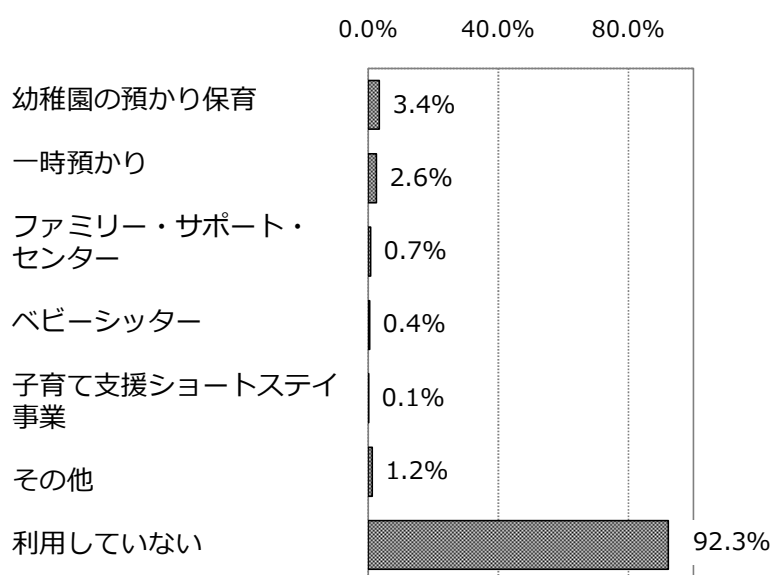


③ 一時預かりなど不定期の事業

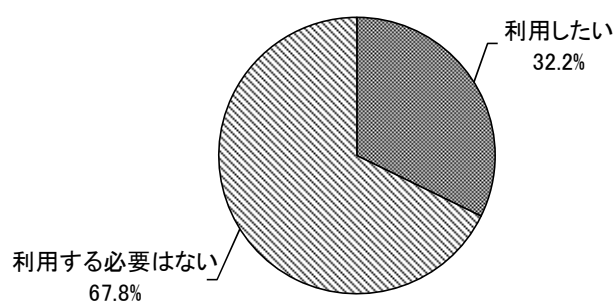
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期で利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」が3.4%、「一時預かり」が2.6%などと少なく、「利用していない」が92.3%を占めています。

今後の利用意向では、「利用したい」人は約3割あり、現在の利用状況より、多くの保護者が利用を希望しています。

《不定期の事業の利用状況》【就学前児童調査 N=1,641／複数回答】



《不定期の事業の利用意向》【就学前児童調査 N=1,543】

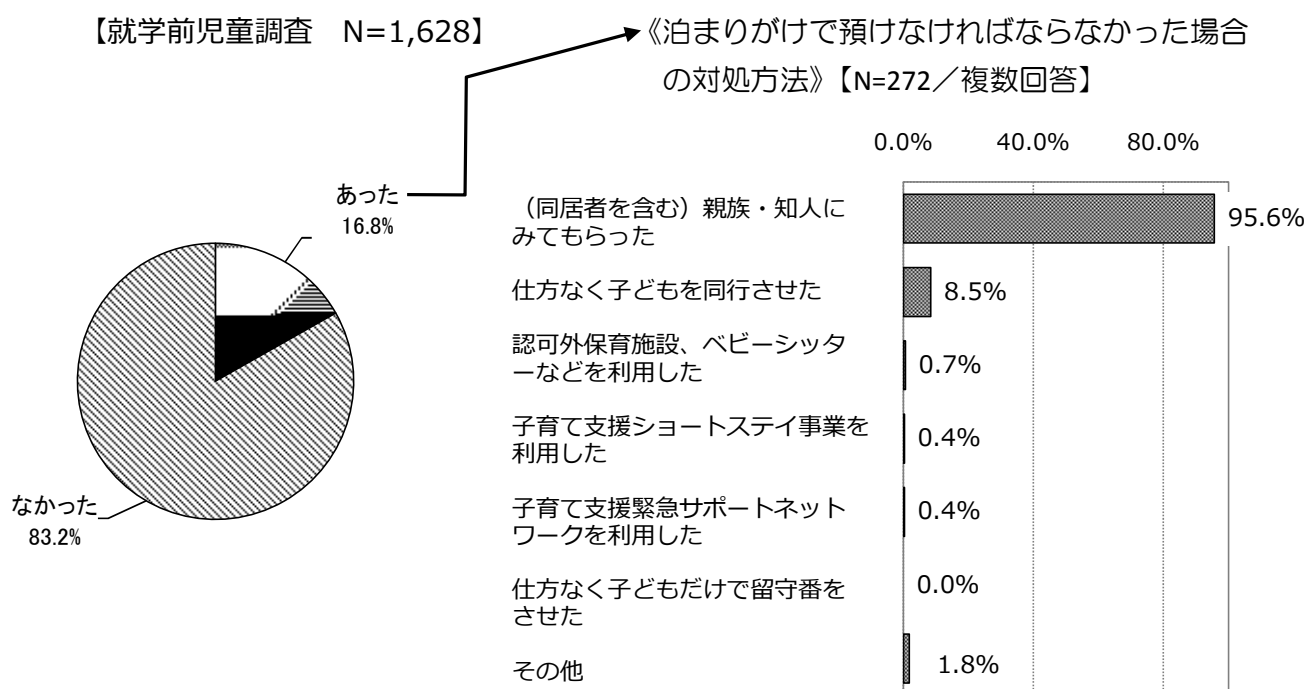


④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」人は16.8%となっています。

その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が90%以上に上ります。また、「仕方なく子どもを同行させた」人は8.5%いました。

一方、「認可外保育施設、ベビーシッターなど」や「子育て支援ショートステイ事業」、「子育て支援緊急サポートネットワーク」の利用者は少数となっています。



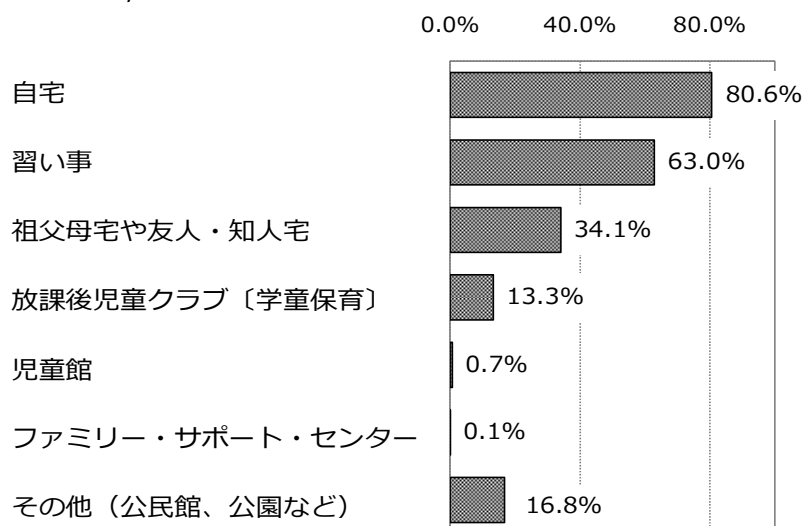
小学生の状況について

(6) 小学生の放課後の過ごし方について

① 現在、放課後を過ごす場所

お子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が80.6%に上り、「習い事」も63.0%に上っています。一方、「放課後児童クラブ」は13.3%あります。

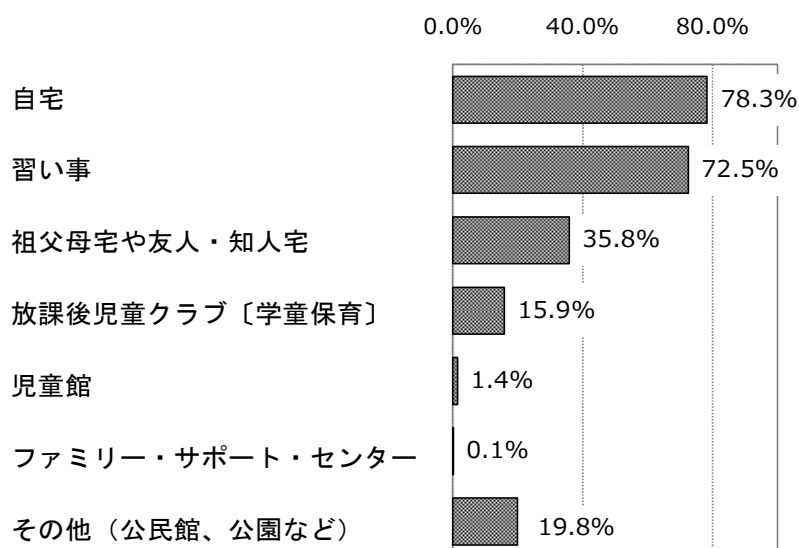
【小学生調査 N=1,814／複数回答】



② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

低学年（1～3年生）の子どもが高学年（4～6年生）になったら放課後を過ごさせたいと思う場所は、「自宅」が78.3%、「習い事」が72.5%と、現状よりも「習い事」が増加しています。また、「放課後児童クラブ」は15.9%あり、現状と比較して、利用希望が僅かながら増加しています。

【小学生調査（低学年: 1～3年生） N=837／複数回答】



4. 津市における主な子育て支援の取組

本市における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取組実績状況です。

(1) - 1 就学前児童の状況（区別）について

0～2歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、2歳児で55.9%を占めます。

一方、3歳児では保育所（園）に通っている児童が最も多く48.8%を占めます。また、4～5歳児では幼稚園に通っている児童が最も多く、それぞれ50.4%、52.2%を占めます。

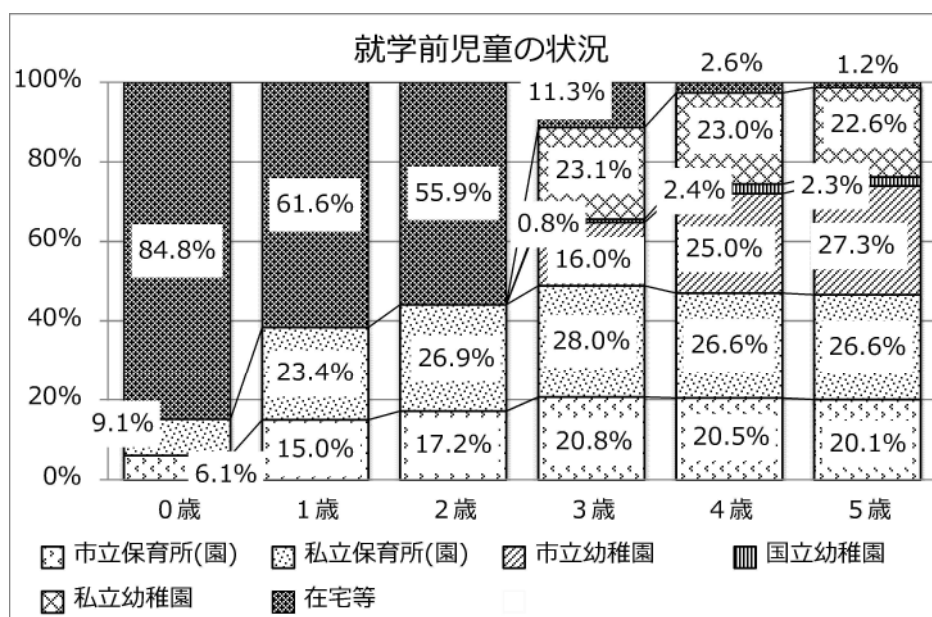
就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所(園)	133	345	413	500	497	509	2,397
私立保育所(園)	199	537	645	675	646	673	3,375
市立幼稚園	—	—	—	385	606	692	1,683
国立幼稚園	—	—	—	20	59	57	136
私立幼稚園	—	—	—	555	557	572	1,684
在宅等	1,857	1,415	1,339	272	62	30	4,975
就学前児童数	2,189	2,297	2,397	2,407	2,427	2,533	14,250

資料：就学前児童数は、平成26年4月1日現在の住民基本台帳人口

保育所の児童数は平成26年4月1日現在の、幼稚園の児童数は平成26年5月1日現在の数値

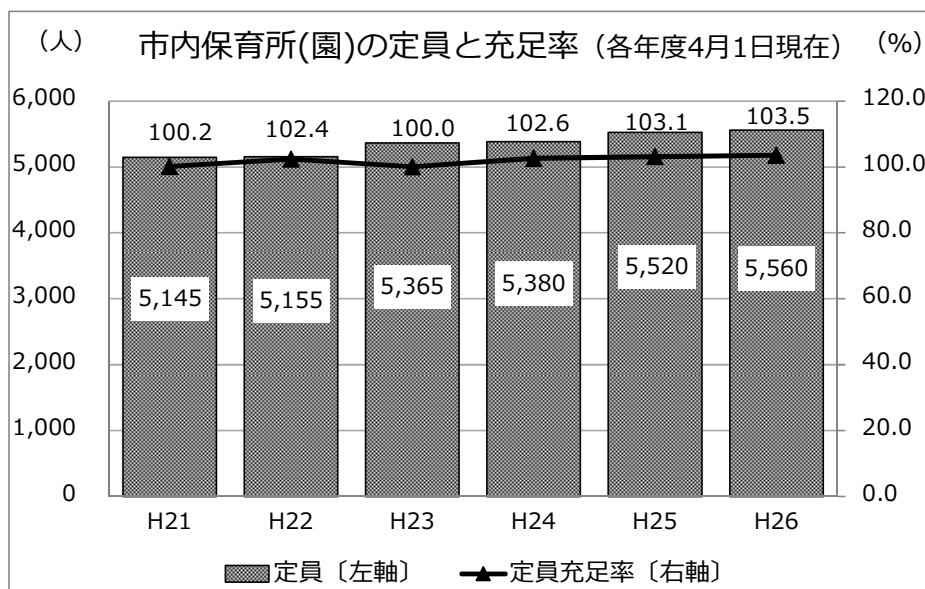
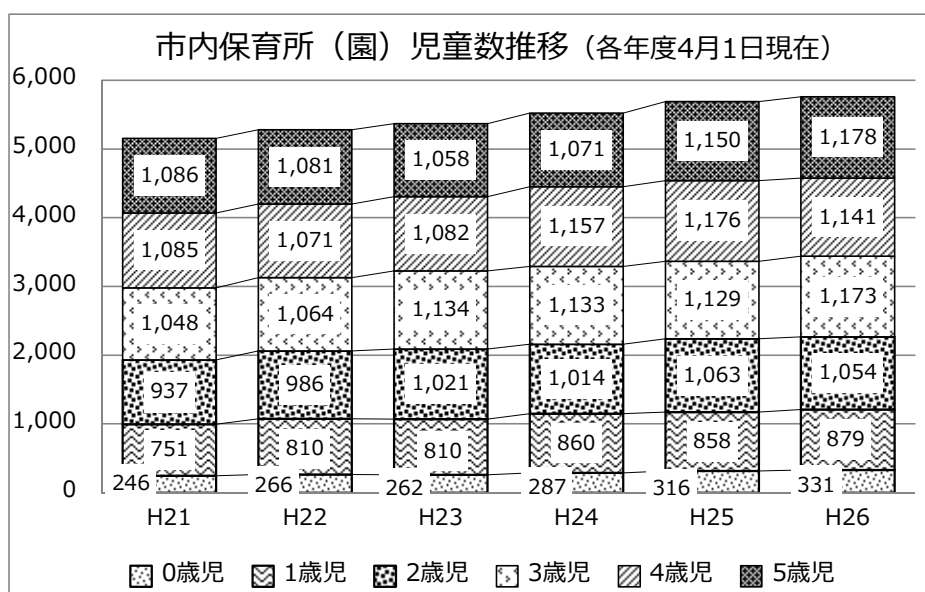
私立保育所及び私立幼稚園の児童数には、市外の園に入所する児童も含むが市外からの入所は含まない



(1) - 2 保育所(園)・幼稚園の利用状況

① 保育所(園)の状況

保育所(園)については、平成 26 年 4 月 1 日時点で、公立保育所(園) 25 か所、私立保育所(園) 31 か所において保育を実施しています。就学前児童数が減少するなか、保育所(園)児童数は増加傾向にあります。また、定員に対する充足率は平成 26 年には 103.5%となっています。



資料：子育て推進課

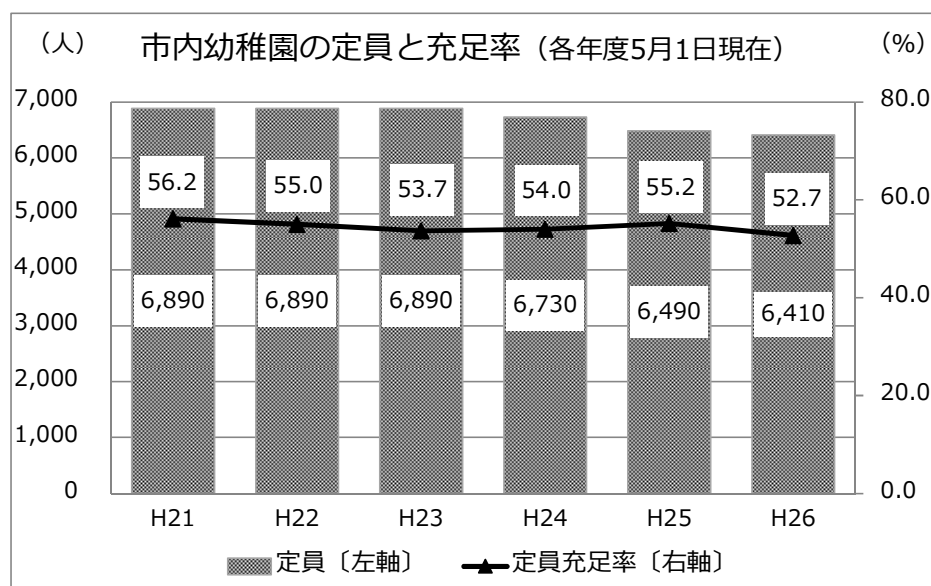
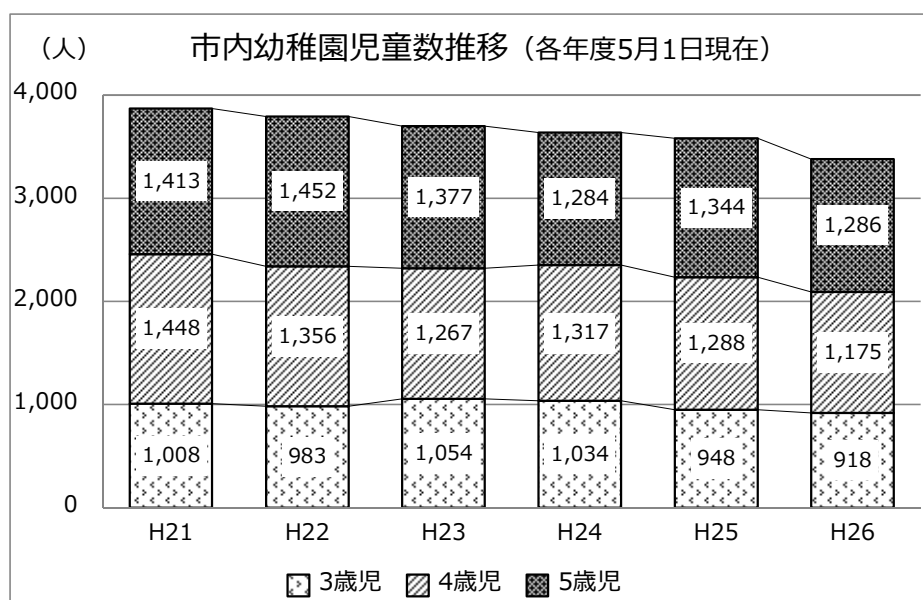
市外から受け入れている児童(広域受託)は含まない。

市外に受け入れてもらっている児童(広域委託)も含まない。

② 幼稚園の状況

幼稚園については、市立 37 園、国立 1 園、私立 10 園の合計 48 園にて保育を実施しています。

就学前児童数が減少するなか、幼稚園児童数も減少傾向にあります。また、定員に対する充足率は平成 26 年には 52.7%となっています。



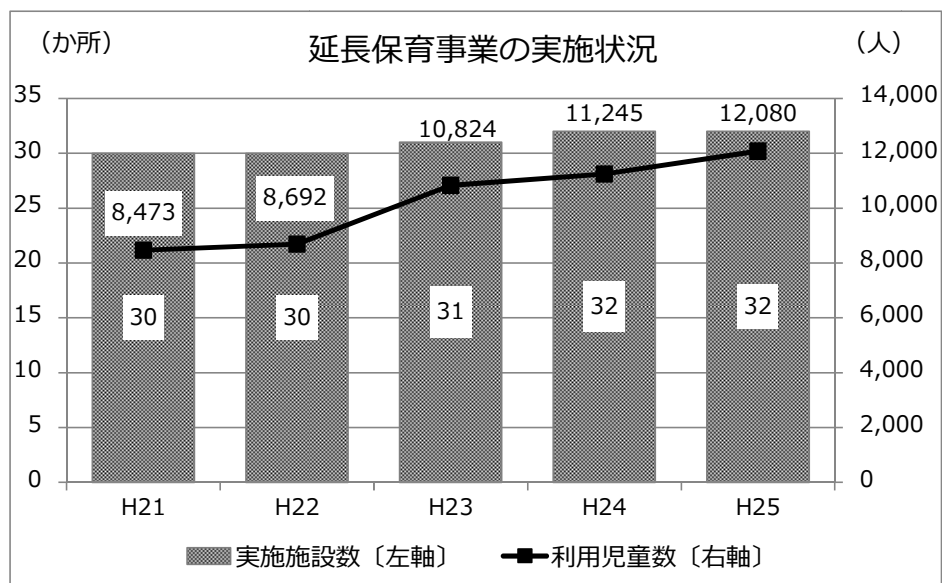
資料：学校教育課

市外から受け入れている児童は含まない。

市外に受け入れてもらっている児童も含まない。

(2) 延長保育事業

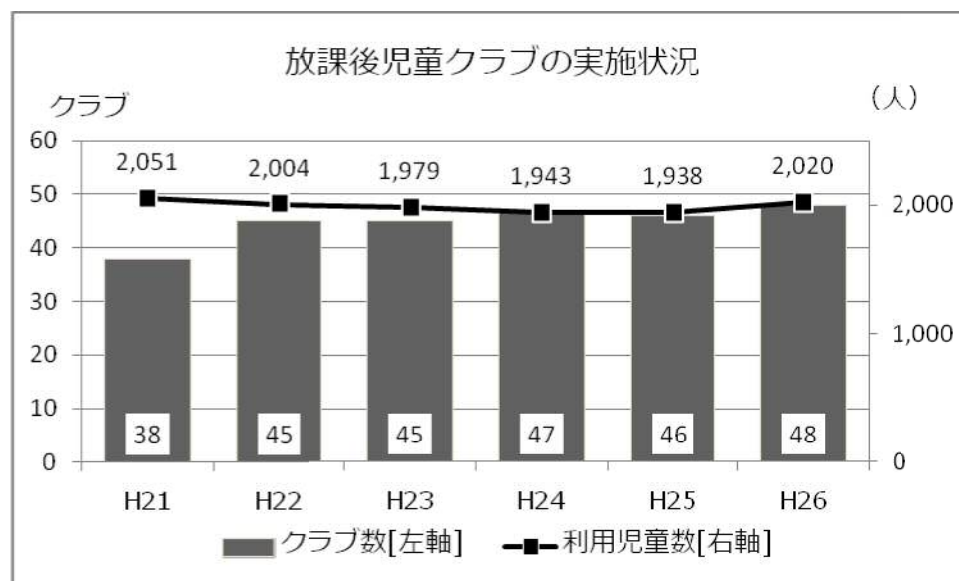
延長保育については、平成 26 年 3 月 31 日時点で、公立 8 か所、私立 24 か所の保育所(園)で実施しています。利用者数は平成 21 年度には 8,473 人だったのが、平成 25 年度には 12,080 人に増加しています。



資料：子育て推進課

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）については、平成 26 年には市内 48 クラブが開設されています。



資料：生涯学習課青少年センター

放課後児童クラブの状況

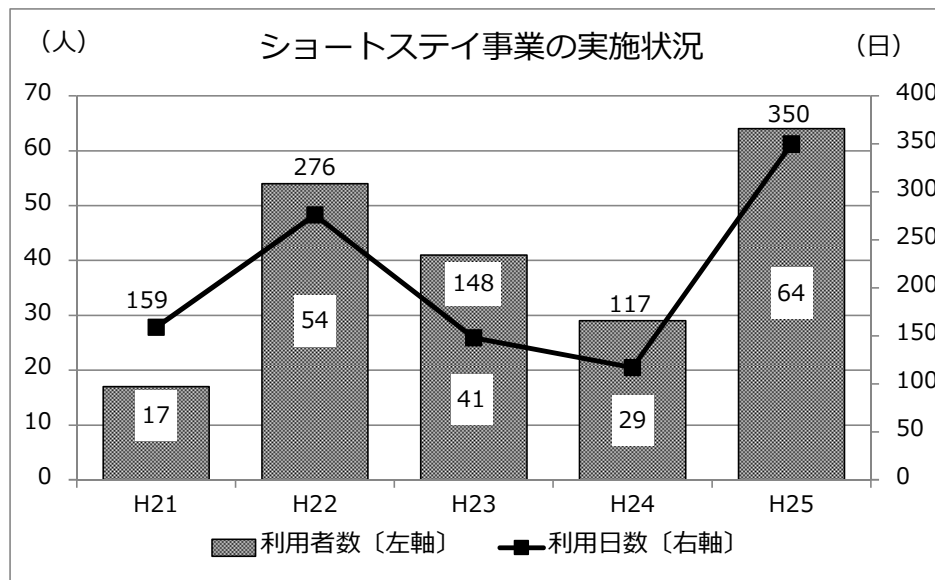
クラブ名	学校名	利用者数(人)
養正地区放課後児童クラブきの子	養正、附属小、附属特別支援	40
修成地区放課後児童クラブしいのみ会	修成小学校	62
南立誠地区放課後児童クラブひまわり会 1	南立誠小学校	40
南立誠地区放課後児童クラブひまわり会 2	南立誠小学校	40
観音寺地区放課後児童クラブ観音寺どんぐり会	養正、安東、西が丘、南立誠、附属小	54
北立誠地区放課後児童クラブたつの子会	北立誠小学校	59
敬和地区放課後児童クラブえのき会	敬和小学校	38
育生地区放課後児童クラブくるみ会 1	育生小学校	45
育生地区放課後児童クラブくるみ会 2	育生小学校	44
新町地区放課後児童クラブわかば会	新町小学校	65
藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会 1	藤水小学校	52
藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会 2	藤水小学校	53
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会	高茶屋小学校	34
神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	神戸小学校	27
櫛形放課後児童クラブくしがた会	櫛形、神戸、片田、附属小	7
雲出地区放課後児童クラブ雲出 A S K I D S くらぶ	雲出小学校	44
一身田地区放課後児童クラブつくし会 1	一身田小学校	45
一身田地区放課後児童クラブつくし会 2	一身田小学校	55
すばる児童クラブ	一身田小学校	44
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	白塚小学校	49
片田地区放課後児童クラブ青空会	片田小学校	40
西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会 1	西が丘小学校	42
西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会 2	西が丘小学校	41
豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会	豊が丘小学校	37
南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ 1	南が丘小学校	55
南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ 2	南が丘小学校	61
南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ 3	南が丘小学校	55
上野放課後児童クラブ上野どんぐり会	上野小学校	31
ゆたか学童クラブ	豊津、黒田、上野、千里ヶ丘小	54
千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会	千里ヶ丘小学校	48
棕本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS	芸濃、明小学校	59
美里さつき保育園じゃがいもクラブ	長野、高宮、辰水小学校	15
明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ	明合、草生、村主小学校	35
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	安濃小学校	40
村主放課後児童クラブすぐりんクラブ	村主小学校	19
誠之放課後児童クラブ	誠之小学校	64
成美放課後児童クラブ	成美小学校	37

クラブ名	学校名	利用者数(人)
立成放課後児童クラブ 1	立成小学校	44
立成放課後児童クラブ 2	立成小学校	44
桃園放課後児童クラブ	桃園小学校	30
風の丘児童クラブ	戸木、栗葉小学校	57
栗葉放課後児童クラブ	栗葉小学校	50
香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ	香良洲小学校	40
アドバンスキッズくらぶ	一志東小学校	34
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ	一志西小学校	53
家城地区放課後児童会いえキッズくらぶ	家城小学校	11
大三放課後児童クラブ WAIWAI くらぶ	大三小学校	12
倭放課後児童クラブみんなの倭	倭、川口、八ツ山小学校	15
合計	48 クラブ	2,020

資料：生涯学習課青少年センター(平成 26 年 10 月 1 日現在)

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かるショートステイについては、利用人数、利用日数ともに増加しています。平成 25 年の利用者数は 64 人、利用日数は 350 日でした。

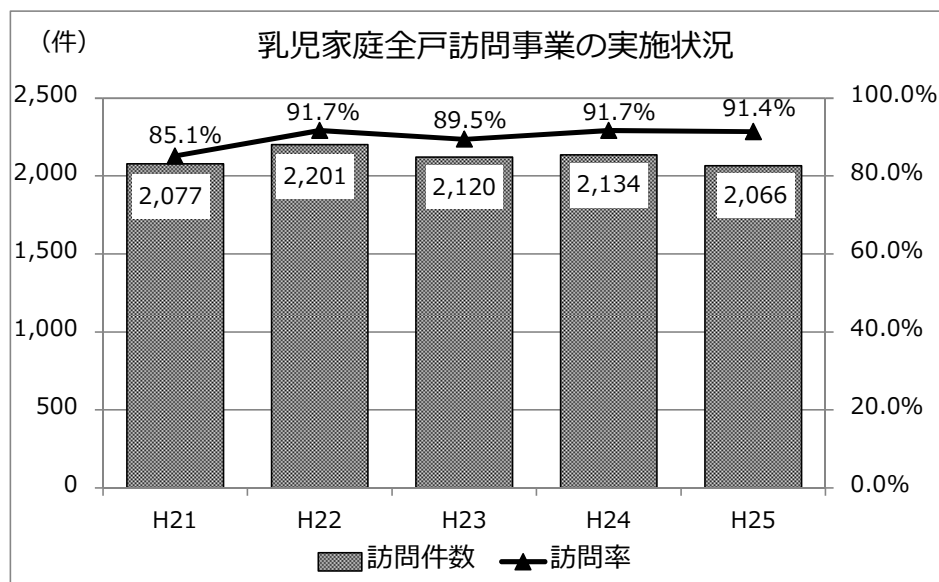


資料：こども支援課

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までのお子さんのいる家庭を保健師・助産師・母子保健推進員が訪問し、育児の相談や保護者の相談に応じています。また、保健事業の紹介や予防接種の説明なども行っています。訪問件数は年間2,000～2,200件ほどで推移しています。

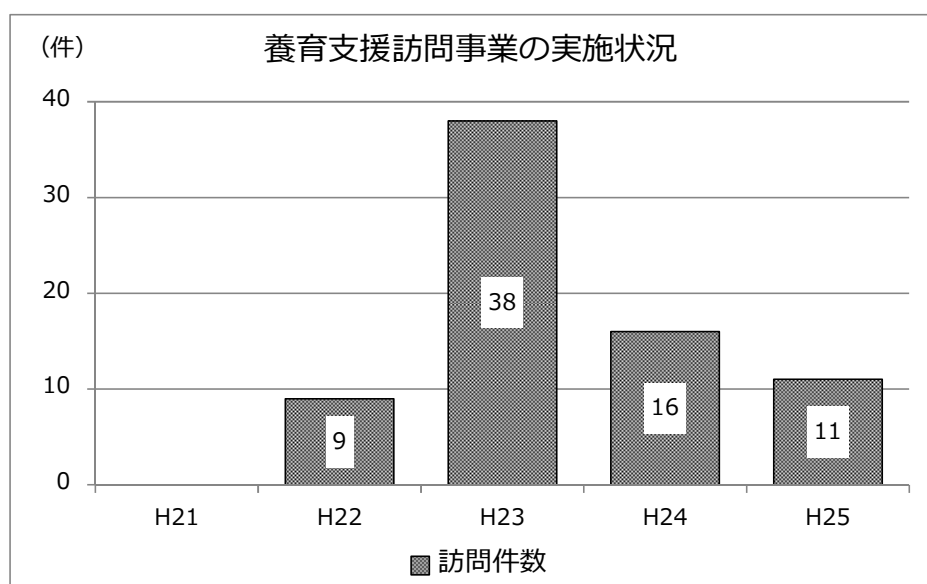
また、継続支援が必要な家庭へは、関係機関と連携しながら、保健師等が訪問しています。



資料：健康づくり課

(6) 養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)

要支援家庭を訪問し、育児支援、家事支援を行うことで家庭内の課題等を把握し、親子関係の改善につなげます。

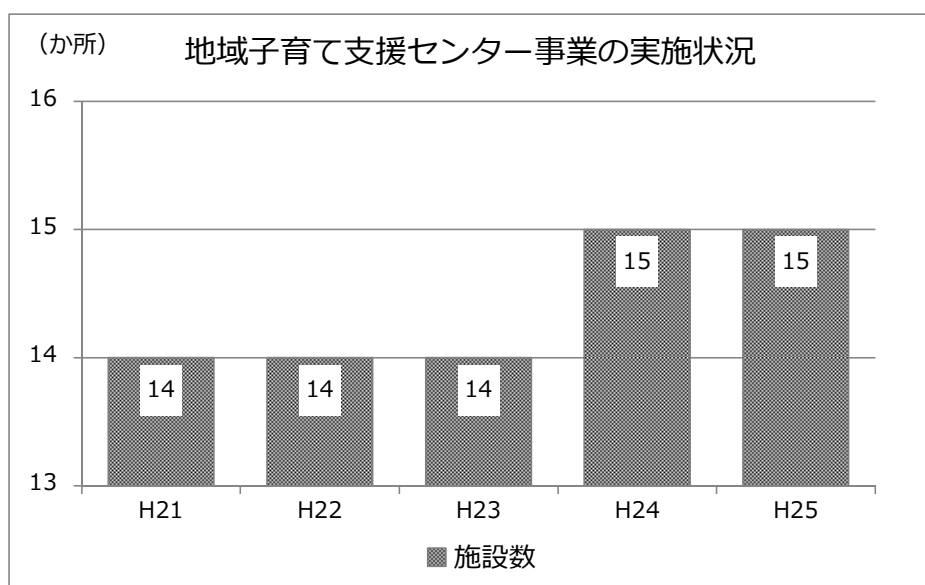


資料：こども支援課

(7) 地域子育て支援拠点事業

0歳から就学前(主に未就園児)の子どもを対象に、子育ての相談を行ったり、保護者同士が交流したりする地域子育て支援センターについては、保育所(園)など15か所で開設しています。

また、児童館については、現在市内6か所に開設しており、年間延べ40,000人前後の親子等の利用があります。



資料：子育て推進課（施設数には自主運営を含む）

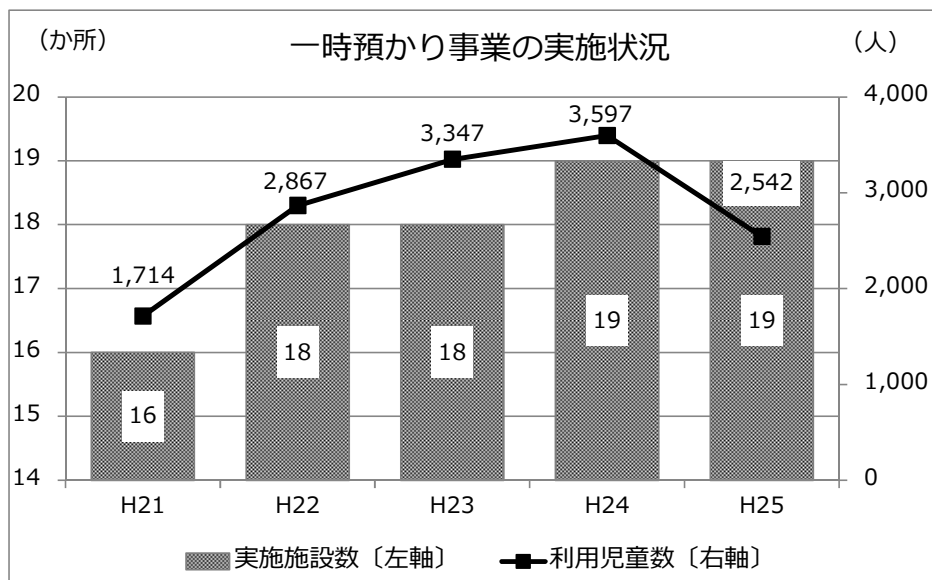
児童館の状況（人）

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間延べ利用者数（人）	さくら児童館	4,712	4,835	5,011	3,884
	まん中こども館	—	—	—	13,350
	丸之内児童館	5,937	5,141	5,610	619
	久居児童センター	10,528	10,332	9,379	10,306
	一志児童館	1,904	1,745	2,217	2,245
	川合児童館	4,343	3,519	3,746	3,268
	すばる児童館	13,783	14,232	12,206	12,241
計		41,207	39,804	38,169	45,913

資料：こども支援課（丸之内児童館：平成 25 年 6 月 30 日閉館、まん中こども館：平成 25 年 7 月 1 日開館）

(8) 一時預かり事業

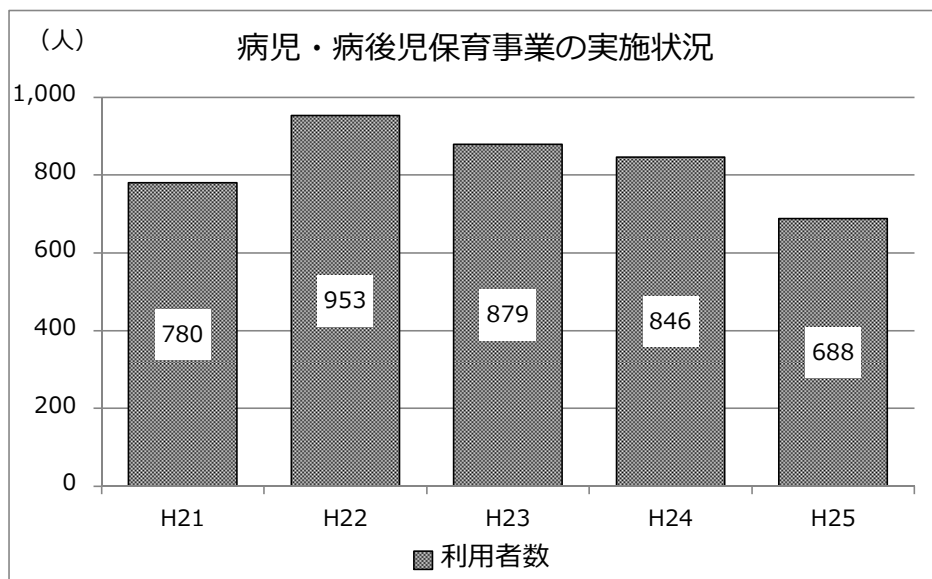
普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業は、現在 19 か所の保育所(園)で実施しています。平成 24 年までは利用が増える傾向にありましたが、平成 25 年は 2,542 人に減少しています。



資料：子育て推進課

(9) 病児・病後児保育事業

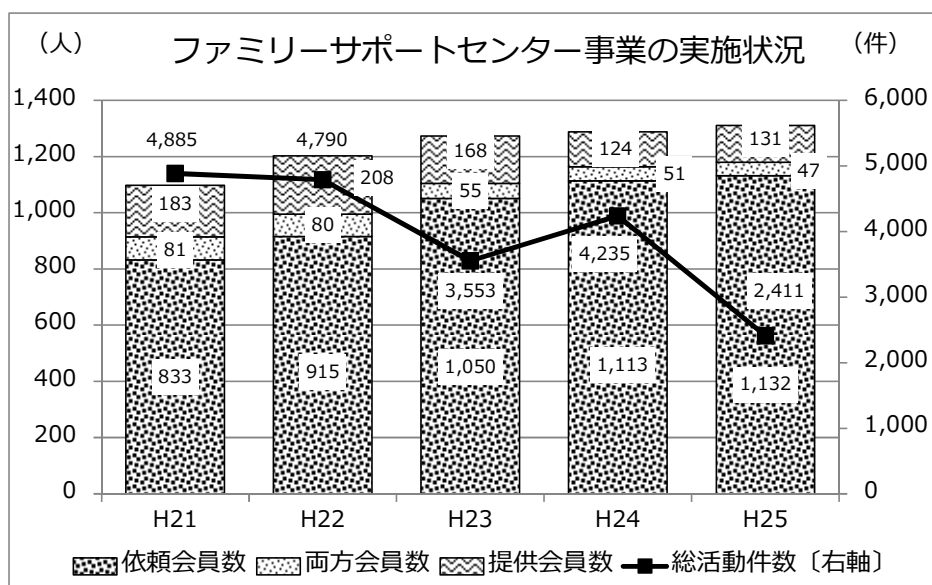
病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、津病児デイケアルーム「ひまわり」において実施しています。利用者数は減少傾向にあり、平成 25 年の利用者は 688 人でした。



資料：子育て推進課

(10) ファミリー・サポート・センター事業

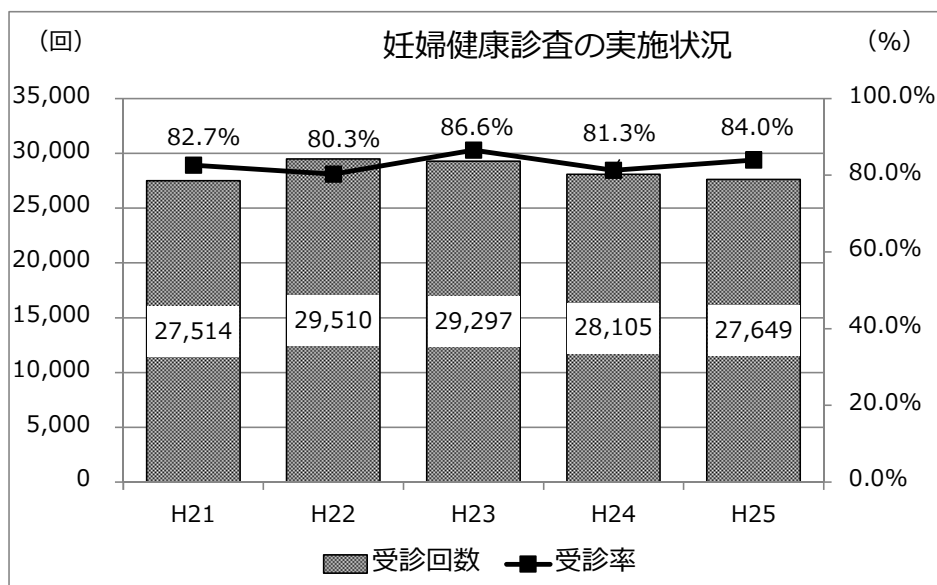
子育てを助けてほしい人（依頼会員）は増加傾向にありますが、子育てのお手伝いができる人（提供会員）は減少傾向にあります。また、総活動件数も減少傾向にあります。



資料：こども支援課

(11) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用について 14 回分の助成をしています。受診率は増減を繰り返しながら推移しており、平成 25 年の受診率は 84.0%でした。これは、出産が予定日より早い場合が多く、平均して 13 回程度で出産している妊婦が多いためです。



資料：健康づくり課

(12) 母子保健サービス

母子健康手帳の交付や、健康診査、健康相談、健康教育などを行っています。1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査については、受診率は上昇しており、98%以上の受診率となっています。

母子保健サービスの状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	交付数（人）	2,625	2,356	2,437	2,277
4 か月児健康診査	対象数（人）	2,396	2,500	2,307	2,328
	受診数（人）	2,286	2,335	2,180	2,225
	受診率（%）	95.4	93.4	94.5	95.6
10 か月児健康診査	対象数（人）	2,413	2,480	2,473	2,327
	受診数（人）	2,182	2,184	2,186	2,056
	受診率（%）	90.4	88.1	88.4	88.4
1 歳 6 か月児 健康診査	対象数（人）	2,514	2,324	2,501	2,340
	受診数（人）	2,421	2,254	2,403	2,309
	受診率（%）	96.3	97.0	96.1	98.7
3 歳児健康診査	対象数（人）	2,496	2,574	2,504	2,341
	受診数（人）	2,383	2,414	2,441	2,298
	受診率（%）	95.5	93.8	97.5	98.2
乳幼児健康相談	延べ来所者 数（人）	4,821	4,834	4,871	4,351

資料：健康づくり課

5. 次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題

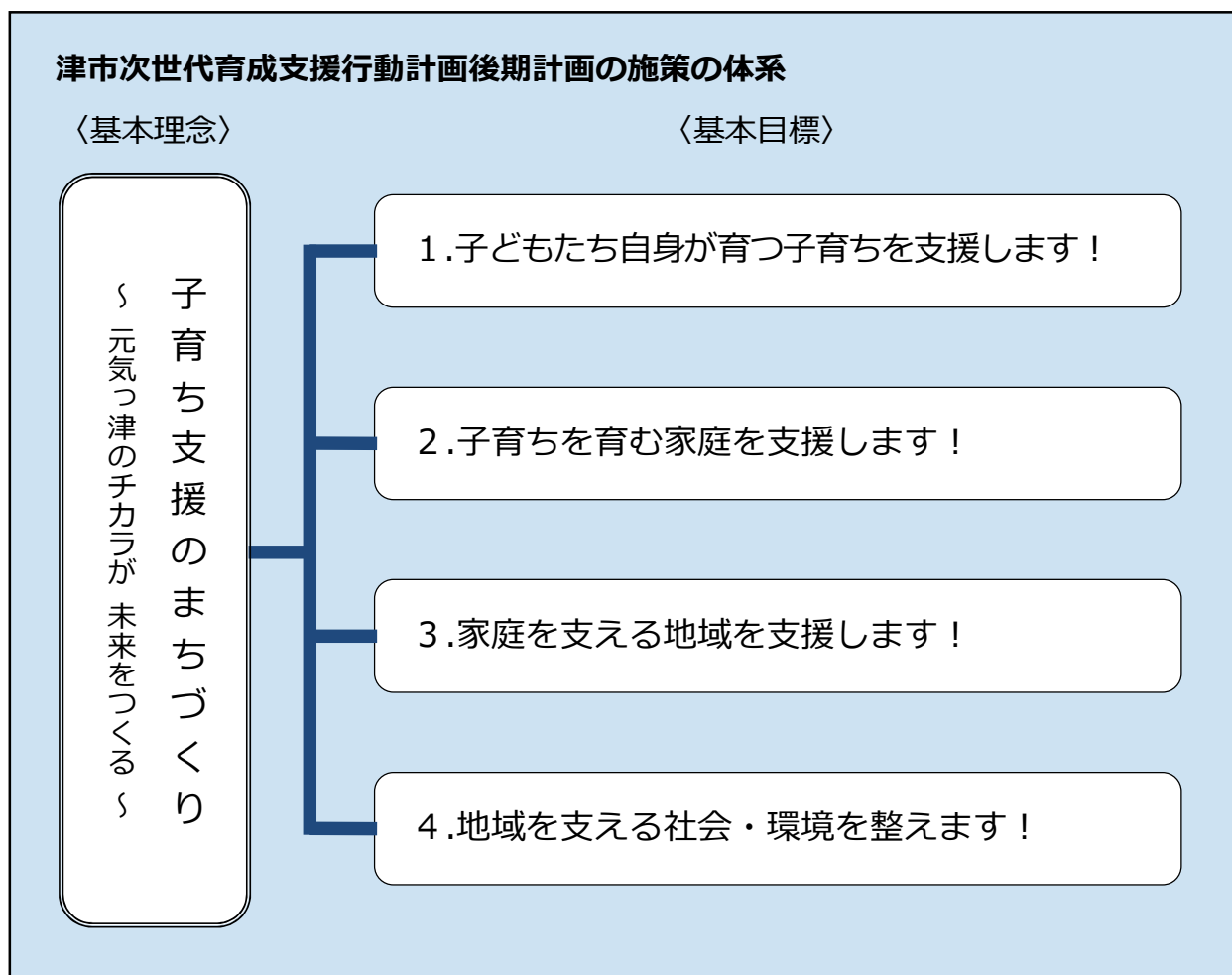
津市次世代育成支援行動計画後期計画は、前期計画とされる平成 17 年 3 月策定の津地区次世代育成支援行動計画（平成 17 年度～平成 21 年度）を引き継ぎ、平成 22 年 3 月に策定された計画期間 5 年（平成 22 年度～平成 26 年度）の市町村行動計画です。

子ども・子育て支援事業計画は、この津市次世代育成支援行動計画後期計画の分析、評価を経たものとしします。

（１）次世代育成支援行動計画後期計画の視点

津地区次世代育成支援行動計画（前期計画）が子育て家庭への支援サービスの提供に重点を置き、子どもを「客体」と捉える懸念を抱えていたのに対し、津市次世代育成支援行動計画後期計画は、子どもを「主体」として捉え、自己肯定感を育む「子育て」の視点に立つことを求めました。

基本理念を『子育て支援のまちづくり～元気っ津のチカラが 未来をつくる～』とし、それを推進するための 4 つの基本目標を定めました。すなわち、「子どもたち自身が育つ子育て、子育てを育む家庭、家庭を支える地域を支援し、そして地域を支える社会・環境を整える」ことで、その実現を目指しました。



(2) 次世代育成支援行動計画後期計画の評価

津市次世代育成支援行動計画後期計画の評価は、第1段階として、延べ434事業の実施主体で同計画の庁内進行管理を担う津市の各担当部署が、過去に実施した年度評価を踏まえ、計画期間5年間を通した達成度評価（5～0の6段階）を実施しました。

第2段階として、434事業別の達成度評価と4つの基本目標別の集計結果を、同計画の推進・啓発を担う子育て・子育て支援会議（子育て・子育てにかかわる団体等の代表者と市で構成）で審査し、見直しと修正を行って、同計画の評価として取りまとめました。

4つの基本目標の達成度評価

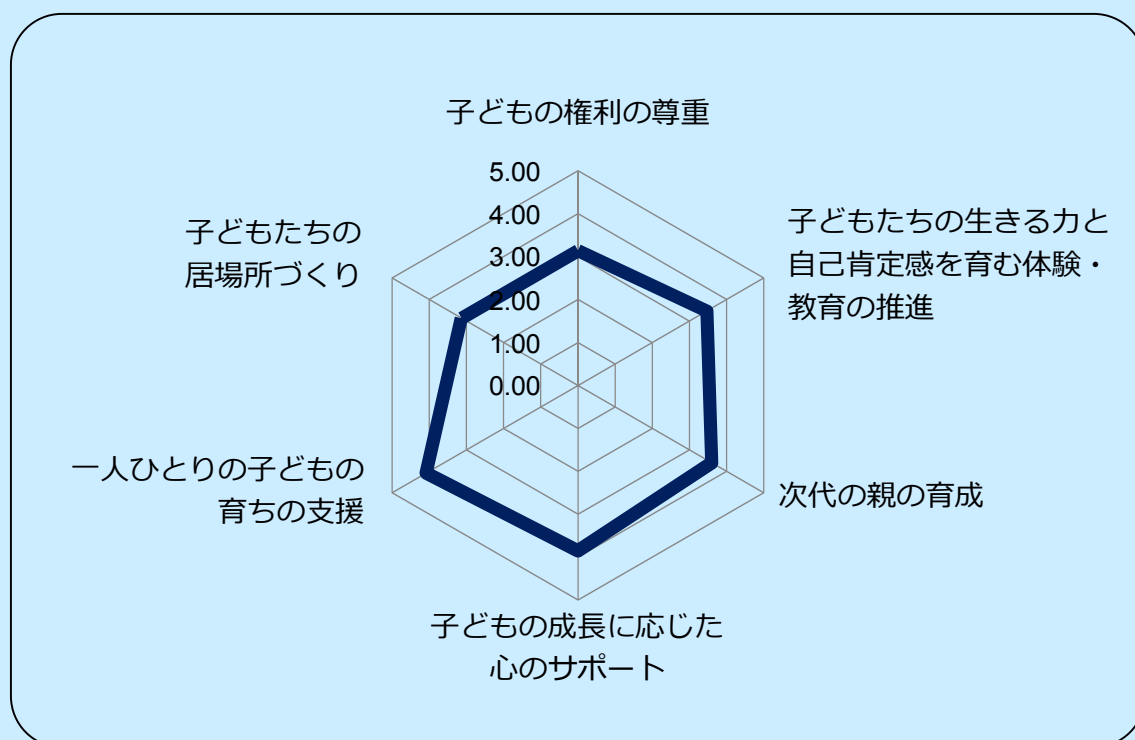
4つの基本目標	事業数	達成度評価						
		5	4	3	2	1	0	平均点
		達成した 100%超	おおむね達成した 81～100%	やや下回った 61～80%	かなり下回った 41～60%	大きく下回った 0～40%	未着手	
基本目標1 子どもたちが自身 が育つ子育てを支援 します！	138	15	75	40	1	2	5	3.55
基本目標2 子育てを育む家庭を 支援します！	224	93	113	14	2	0	2	3.99
基本目標3 家庭を支える地域を 支援します！	42	1	19	20	1	1	0	3.44
基本目標4 地域を支える社会・ 環境を整えます！	30	3	10	8	5	2	2	3.09
延べ事業数 合計 (下段は構成比)	434 100.0%	112 25.8%	217 50.0%	82 18.9%	9 2.1%	5 1.1%	9 2.1%	3.52

①「基本目標1 子どもたちが育つ子育てを支援します！」について

自己肯定感や生きる力を育む子どもの権利の尊重を進める施策や教育、次代の親となるための意識の醸成、子どもの育ちに応じた支援やサポート、安心や社会性につながる居場所づくりに取り組みました。

「基本目標1 子どもたちが育つ子育てを支援します！」の評価

[基本目標1全体の達成度評価 3.55/5]



元気っ津まつりや回答数 21,053 人に及ぶ子どもの声アンケート、人権フォーラムなどすそ野の広い取組を通じて、子どもは自ら参画し学習する貴重な機会を得ることができました。保育所や幼稚園、小・中学校では、子どもの生きる力や自己肯定感を育む教育や悩みを受け止める相談やサポート、障がいを持つ子どもへの育ちに合わせた療育・支援、外国人の子どもに対する支援を行いました。

[課題]

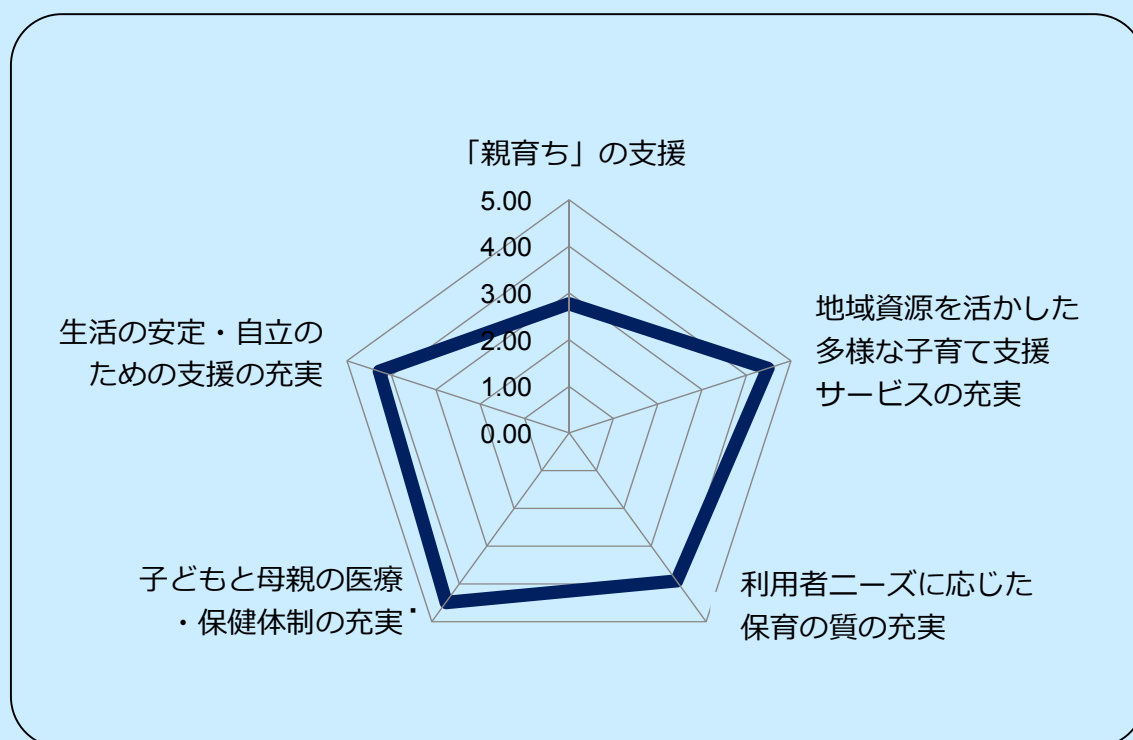
- ▶ 子どもによる広報番組や情報誌を通じた情報発信、子どもがまちづくりに参画する仕組みづくりについては、引き続き取り組むことが必要と考えられます。
- ▶ 社会性が広がる高校生世代への投げかけや参画は、クラブ活動や児童館等での独自の取組となっています。社会とのかかわりが増え、悩みや不安が多くなる中で、義務教育を離れた世代への社会全体からの働きかけが重要性を増しています。

②「基本目標2 子育てを育む家庭を支援します！」について

各種健診や相談・訪問事業、医療、休日、夜間診療体制により、子どもの成長と健康への支援に取り組みました。また、医療費助成や手当・給付、ひとり親家庭等への支援、保護者の負担軽減策により、子育て家庭への経済的支援と負担軽減に取り組みました。

「基本目標2 子育てを育む家庭を支援します！」の評価

〔基本目標2全体の達成度評価 3.99/5〕



子育て支援センターや子育て広場等での「親育ち」の支援、父親の育児参加の促進策、保健センターや診療所、幼稚園、保育園、小・中学校などの地域資源を活かし、ニーズに応じた成長と健康への支援を実施しました。子どもの育ちや子育ての不安・負担を和らげる児童手当等の支給や医療費助成による経済的な支援、ひとり親家庭の安定・自立のための各種施策を進めることができました。

〔課題〕

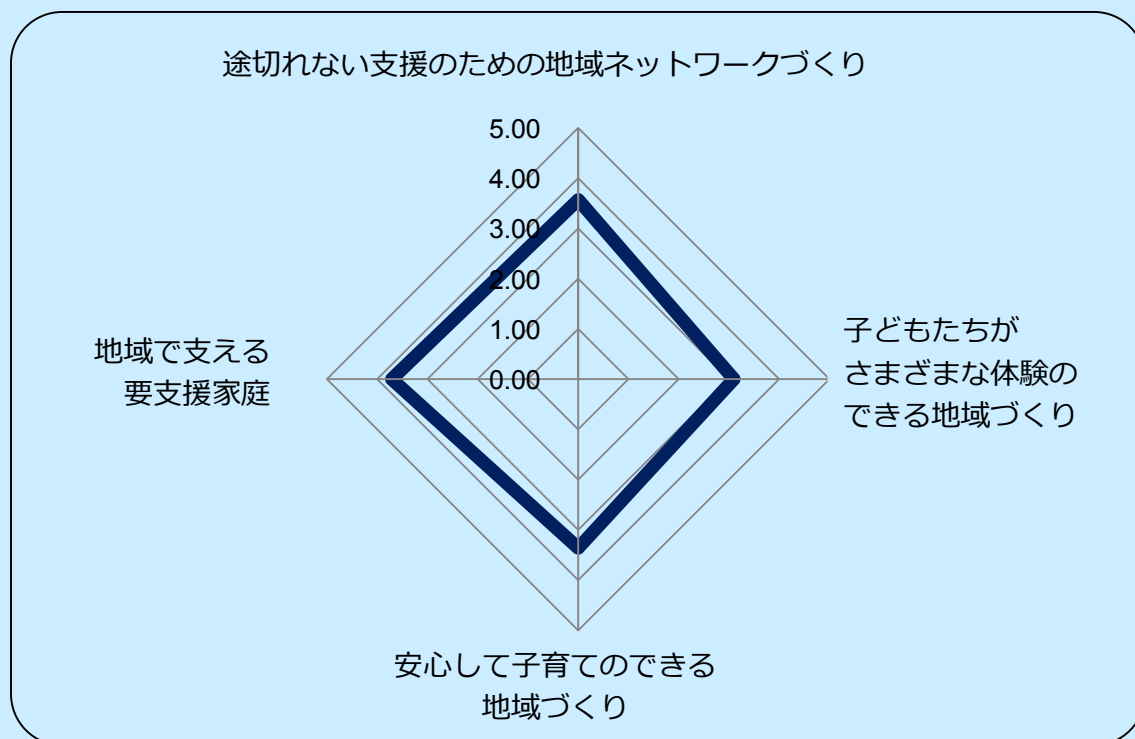
- ▶ 子育て中の親が主体的に学び合い助け合って子育てする活動や、親自身の自尊感情や自己肯定感を高める機会を充実させる取組について、まだ十分とはいえません。
- ▶ ひとり親家庭や支援を必要とする家庭に対して、生活の安定・自立を一層確実なものにしていくことは、今後も重要であると考えられます。

③「基本目標3 家庭を支える地域を支援します！」について

子どもや子育てにかかわる活動を進める個人や団体を支援・育成し、関係機関との連携強化とネットワークづくりに取り組みました。子どもの安全を守り、児童虐待を防止するための取組や体制づくりに努めました。

「基本目標3 家庭を支える地域を支援します！」の評価

〔基本目標3全体の達成度評価 3.44／5〕



子育て支援の関係者や関係機関による会議や交流会等を通じて、相互に連携意識が深まり、ネットワークづくりにつながりました。一方、子どもの安全確保、犯罪防止を進めるために地域と保育園・幼稚園・小・中学校が連携して取り組むことができました。津市児童虐待防止等ネットワーク会議を開催し、相談、訪問等を実施して、児童虐待の防止・対応に当たることができました。

〔課題〕

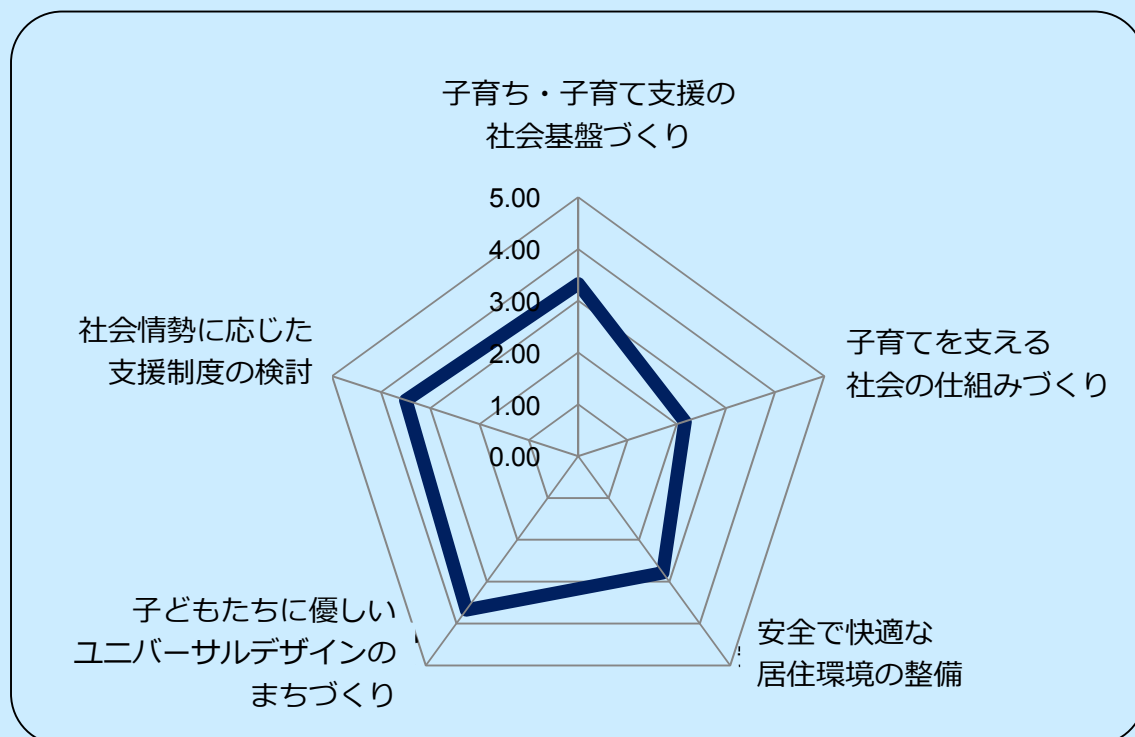
- ▶ 児童虐待の相談件数が増加している現状から、子ども・子育てにかかわる団体や機関はより一層連携し、対応に当たることが必要と考えます。
- ▶ 地域における活動には、かたよりや温度差があることは事実です。地域の先進事例を周知したり、地域の資源や特性を生かした支援活動を進めることで、市全体の底上げを進めることが望めます。

④「基本目標4 地域を支える社会・環境を整えます！」について

三重県や県内市町、その他の機関・団体等との連携に取り組みました。子育てを制度面から支える仕組みづくり、公園や児童館その他の施設環境における整備・活用とユニバーサルデザインのまちづくりの検討を行いました。

「基本目標4 地域を支える社会・環境を整えます！」の評価

[基本目標4全体の達成度評価 3.09/5]



老朽化した丸之内児童館の機能を更新し、まん中こども館として移転オープンを果たしました。施設整備に当たっては、各施設にユニバーサルデザインをはじめ授乳室、ベビーベッド、多目的トイレ等を配置するよう取り組んでいます。また、全学校の耐震化工事をすでに終えたほか、計画的な大規模改修と学級増に伴う校舎の増築、トイレの洋式化を継続的に進めています。

[課題]

- ▶ 今後の子ども・子育て関連事業を円滑に実施していくためにも、三重県をはじめ、関係機関や県内市町との情報交換や協議・連携は不可欠なものとなることから、より一層の取組が必要となります。
- ▶ 子育てしながら仕事ができる社会環境づくりについては、育児休業制度など既定制度の啓発活動にとどまっています。

第3章 総論

1. 計画の基本理念

活き活きとした子どもの笑顔は、まわりの人を幸せにします。

子どもは地域にとって宝であり、次世代の社会の担い手です。子どもの力を信じ、主体性を重んじた子育て・子育てにより、たくましく成長することが、津市の明るい将来につながります。

本計画により、子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいにあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指し、以下のように基本理念を設定します。

子どもの輝きが未来につながるまち・津

2. 計画策定の姿勢（基本的な視点）

子どもには自ら成長する力が備わっており、子育てには子どもの主体性を重んじることがもっても重要ですが、そのためには、子どもは決して強い存在ではないため、最も近い存在である保護者、親族、友人そして地域の人々との関わりや見守りが必要です。本計画を重層的でバランスの取れた計画とするための姿勢として、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点を重視し、施策全体に反映します。

①
子どもへの視点

子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益の実現を重視します

子ども・子育て支援事業の施策は、児童の権利に関する条約や児童憲章に謳われている権利が最大限に尊重され、成長に合わせ子どもの自主性を育むことが重要です。一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立って、養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることを重視します。

② 保護者への視点	保護者すべてが子育ての喜びや生きがいを感じ、伸び伸びと子育てをしながら、親としても成長できるような支援を行います
	子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。保護者の置かれた状況や思いを受け止め、保護者に寄り添い、共感を育みながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。
③ 社会・地域への視点	子どもと保護者が地域とつながりを持ち、様々な年代・立場の人々が子育てに関わる環境づくりをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざします
	子どもは地域の宝であり、未来への希望です。様々な年代・立場の人が子育てに関わることにより、子どもの成長と親の子育て力を地域で協力して育む環境づくりを進めます。津市は歴史と伝統、森林資源などの自然環境に恵まれており、子ども・子育て支援に熱い思いをもって活動している民間団体もあり、その特色を生かして、子育てがしやすいまちをめざします。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を実現するために、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点から、次の4つを基本目標として設定します。

（子どもへの視点）

基本目標 1 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

－現状と課題－

子どもは、教育・文化・スポーツなどの活動や遊びなどの体験を通じて、本来備わっている「自ら育つ力」を発揮し、成長していきます。その成長の過程において、自分を受け入れることや、自分を大切に思う気持ちを育み、同時に他者を尊重することや命の大切さを学びます。そのことが、将来、社会の中での自分の役割を果たし、社会的・職業的に自立した自分らしい生き方を実現することにつながり、ひいては、次世代の親としての意識を持つことにもつながります。

一方、近年、子どもをめぐる社会環境が変化し、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの育ちへの影響が課題となっています。そのため、これからの子ども・子育て支援には、これまで以上に、地域や社会が積極的に関わることができるよう施策を推進する必要があります。また、施策の推進には、子どもが何を感じ、何を願っているのか、発せられる言葉の中にある思いは何かという「子どもの願い」を聴き、「子どもが自ら育つ力」を発揮できるよう支援していくことが重要です。

そのためには子どもが育つ場である、保育所、幼稚園から小学校、中学校まで円滑に接続して、一人一人の子どもの成長や発達に応じた質の高い教育・保育及び支援が受けられるようにすること、また子どもが自主的に活動をするための場所、他の子育て世帯や異世代との交流、あるいは集団で遊ぶことのできる場所など、子どもの居場所づくりへの取組が必要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- （１）就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援
- （２）自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進
- （３）次世代の親の育成
- （４）子どもの居場所づくり

基本目標 2 すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

－現状と課題－

子どもは、育つ環境がみなそれぞれに異なりますが、その環境にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの環境に応じた支援を受けることができるようにすることが重要です。適切な支援を受けることで子どもの持つ個性を伸ばすことができ、子どもの未来の可能性が広がります。

それぞれの子どもの環境に応じた支援では、発達に心配のある子どもや、軽度の知的障がいや、発達障がいのある児童を含めた障がいがあり専門的な支援を必要とする子どもには、早期からの働きかけと、保育・就学前後の教育の場において発達段階に応じた適切な対応が求められます。

また、経済的な困窮や精神的な不安、支援者の不在など、様々な問題を同時にいくつも抱えた環境にある子どももいます。こうした子どもの環境や状態は多岐にわたるため、個々の状況把握と、状況に応じたきめ細やかな支援を途切れなく行い、児童虐待や居所不明児童、子どもの貧困などの社会問題を未然に防ぐ体制が必要です。

さらには、子どもが成長していく中で、いじめや虐待、非行など悩みや不安が生じることがありますが、子どもがひとりで悩まず、思いを受け止め、相談のできる場所づくりと、子ども自身が解決することをサポートする、自立支援が重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 障がいのある子どもの支援
- (2) 支援が必要な子どもへの支援
- (3) 支援が必要な家庭への支援
- (4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実
- (5) ひとり親家庭への支援の充実

(保護者への視点)

**基本目標 3 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない
子育て支援をします**

－現状と課題－

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、保護者も成長し、喜びや生きがいをもたらす営みです。

少子化や核家族化など家族形態の変化や、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、子育てをする保護者を取り巻く環境は大きく変わってきています。

津市では、保護者への支援という視点から、地域とのかかわりが希薄化する中で子育てをすることに孤立や不安を感じる保護者への妊娠・出産からはじまる途切れのない支援や、就労条件にかかわらず子育てをしやすい保育環境の整備、またひとり親家庭をはじめとする子育て家庭の経済的負担を軽減する取り組みを進める必要があります。

安心して子どもを生み育てられる環境を充実させ、子どもと出会えてよかった、子育てが楽しいと思えるまちへの施策推進が重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援
- (2) 子どもを育む環境の整備
- (3) 働きながら子育てしやすい環境の整備
- (4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

基本目標4 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

－現状と課題－

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。

子どもの育ちにおいては、かかわる人や環境によって育まれる「子どもが自ら育つ力」が大きく影響します。

このため、子育て家庭に限らず、地域の中でのつながりが希薄となり、孤立が進んでいるといわれる現状においては、子どもや子育てをしている保護者が、地域の様々な年代・立場の人とかかわりを持てる仕組みを再構築することが重要です。

一方で、地域の子育てを支えたいと考えた人や、自らの子育ての経験を生かした支援を希望する高齢者などが、地域の子育ち・子育てボランティアやネットワークに参画するなど、手を差し伸べやすい社会となるための取組も必要です。保護者とは異なる立場で子どもと触れ合い、支援を行う人や交流する人にも新たな楽しさや喜び、生きがいへと繋がっていく、双方が楽しめる交流づくりが地域の連携には欠かせない視点です。

また、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことができるよう、子育てと仕事の両立ができる就労制度の充実や、意識の啓発、子育て家庭を含めたみんなが暮らしやすいまちづくりを、市民、子育て世帯を取り巻く地域、保護者の就労先をはじめとした企業・行政・団体が一つになって推進することが重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 地域における子育て・子育て支援の充実
- (2) 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり
- (3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり
- (4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

第4章 子ども・子育て支援の基本目標と推進施策

第3章で掲げた「基本目標」を達成するために推進する施策を設定し、それぞれにおける取組事業を示します。

基本目標1 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

推進施策

(1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援

取組事業	内容	事業主体
就学前教育・保育環境の充実	すべての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。	学校教育課、子育て推進課
質の高い教育・保育の提供	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における保育・教育をとおして、すべての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため、一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。	学校教育課、子育て推進課
就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業や、小学校、中学校において、乳幼児、児童、生徒の交流や職員の連携を通して、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。	学校教育課、子育て推進課
職員の確保と研修	保育所、幼稚園、認定こども園等における職員の確保に努めるとともに、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聴き届ける職員としての資質の向上に努めます。	学校教育課、子育て推進課
多様な保育サービスの提供体制の充実と質の向上	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。	子育て推進課

病児・病後児保育事業の拡大	病気やその回復期にあり幼稚園や保育所に登園できない子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。	子育て推進課
---------------	---	--------

(2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進

取組事業	内容	事業主体
教育・保育の場での実践	教育・保育施設等において、乳幼児一人一人が自分や人を大切に思う豊かな心を育む教育を実践します。	学校教育課、子育て推進課
	各中学校区の学校が一体となって保護者や地域と連携し、 子どもの 学力向上と学校生活への適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てるための津市小中一貫教育の推進を図ります。	教育研究支援課、 学校教育課 、 人権教育課
	各中学校区において、人権教育カリキュラムを作成し、日常的な取組に加え、人権の視点から生きる力と自己肯定感を育む教育を継続して行うことを支援します。	人権教育課
体験の場の充実	子どもが自らの力で作り出すことで、達成感や自己肯定感を得ることができる体験の場の充実を図ります。	こども支援課
	子どもの自尊感情を育み、一人一人の自己実現をめざす人権学習として、出会い学習や参加体験型学習を積極的に活用できるよう支援します。	人権教育課
	子ども人権フォーラムを開催し、子ども自身が自他の権利について話し合い、理解を深めることを支援します。	人権教育課
	生徒の自主的な参加による中学校の部活動は、異年齢集団の活動により友情や連帯感、意欲の向上や責任感を涵養できる機会です。その活性化を図るため、スポーツ・文化エキスパート派遣事業で指導者の派遣を行い支援します。	教育研究支援課

(3) 次世代の親の育成

取組事業	内容	事業主体
いのちの大切さを感じる取組	子どもが、自分の出生、人との出会い、愛され育ってきたこと等を学び、「いのち」の大切さ、自分を愛し大切に する気持ちを感じる機会をつくります。	教育研究支援課

次世代の親の育成	多様な人々とのふれあいや、様々な活動、文化、自然などにふれあう機会を大切に、全ての子どもに次世代の親としての意識や生命への尊厳の意識の醸成を図ります。	学校教育課、 教育研究支援課
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進を通して、自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい職業観を育成します。また、中学校においては職場体験学習の更なる充実を図ります。	教育研究支援課

（４）子どもの居場所づくり

取組事業	内容	事業主体
遊び場の充実	異年齢の子どもや子育て中の親子が、子育て広場や児童館を利用して育ち合うことができるよう、遊び場の充実に努めます。	こども支援課
仲間づくりの応援	親子が気軽に立ち寄ることができる施設を整備し、親子が心身をリフレッシュし、遊びながら仲間づくりをできる空間づくりに取り組みます。	こども支援課
子ども会活動の支援	子どもが、生活する地域の中で、自主的で創意工夫ある活動をし、仲間づくりを実践していける「子ども会活動」の支援を行います。	生涯学習課
放課後児童クラブの運営支援	児童の放課後の安全が確保された「放課後児童クラブ」の運営を支援し、子どもが自身の居場所の確立と自立できる環境を支援します。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツによる青少年の健全育成を目的とした「津市スポーツ少年団」の活動を支援し、子どもの心身の健やかな成長や地域社会に根差した交流を図ります。	スポーツ振興課

「主な事業等」

- ☆保育所・幼稚園の運営事業 (1)
- ☆ニーズに応じた教育・保育施設等の整備 (1)
- ☆延長保育事業、休日保育事業 (1)
- ☆一時預かり事業 (1)
- ☆病児・病後児保育事業 (1)
- ・児童館運営事業 (4)

- ・子育て広場の充実 (4)
- ・子ども料理体験教室事業 (2)
- ★げいのう わんぱーく運営事業 (4)
- ・津市小中一貫推進事業 (2)
- ・津市キャリア教育推進事業 (3)
- ・職員研修の充実 (1)
- ・放課後児童クラブ運営費補助事業 (4)
- ・いのちの授業の実施 (3)
- ・スポーツ・文化エキスパート事業 (2)
- ・中学生職場体験推進事業 (3)
- ・人権学習推進事業 (2)
- ・人権教育推進プロジェクト事業 (2)
- ・子ども会育成者活動補助事業 (4)
- ・教育研究推進事業 (3)

() は関連する基本目標 1 における推進施策の番号

★は新規事業

☆は新制度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業

基本目標２ すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

推進施策

（１）障がいのある子どもへの支援

取組事業	内容	事業主体
適切で途切れのない支援の充実	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業から小学校、中学校において、障がいのある子どもが必要とする支援を継続して受けられる環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談の実施等をとおして途切れのない支援の充実を図ります。	学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課、こども支援課
職員の専門研修等	障がい児保育や指導に当たっては、子どもの発達に応じた支援ができるよう、職員への専門研修を実施するとともに、適切な職員配置を行います。	学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時支援事業を行います。	障がい福祉課
児童発達支援事業	就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うため、児童発達支援事業を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス事業	学校に通っている障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業を行います。	障がい福祉課
放課後児童クラブへの障がい児支援補助事業	放課後児童クラブ運営費補助の中で、障がい児の受け入れに対する補助をします。	生涯学習課
児童発達支援センター事業	児童発達支援センターでは、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業を展開し、地域の障がい	こども支援課

	児支援の核となるよう各関係機関との連携を図りながら取組を進めます。	
専門機関との連携、支援	子どもの心身の発達に関わる医療機関、児童発達支援を行う事業所等をはじめ高度の専門的支援機関との連携のもと、ライフステージを通じた発達支援のニーズに対応します。	こども支援課
途切れのない一貫した支援体制	ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用を図ります。	障がい福祉課
医療費の助成	障がいのある子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険医療助成課

（２）支援が必要な子どもへの支援

取組事業	内容	事業主体
早期及び継続的な支援体制づくり	児童相談所との連携を密にし、虐待の早期発見を行います。また虐待を受けている子どもや養育力が低下している家庭の子どもについて、子どもの安全確保を第一に考え、関係機関が積極的に関わりをもって対応を行い、安全確保後は、子どもの心のケアを行い、親子関係の修復、家族の再生に向けて、継続的な家庭への支援を行います。	こども支援課
	居所不明児童及び児童虐待の早期発見に努めるため、関係機関の連携を図ります。	こども支援課、学校教育課、教育研究支援課
	未熟児で出生した子どもに対し、必要に応じて養育医療の給付を行うとともに、早期に訪問指導を行い、必要な機関に繋ぐ等子どもの出生状況に応じた支援をしていきます。	健康づくり課
外国につながる子どもへのコミュニケーション支援	外国につながる子どもとスムーズにコミュニケーションが図れるよう、保育所、幼稚園、小中学校における通訳・翻訳を支援します。	子育て推進課、人権教育課

外国につながる子どもへの就学・進学支援	外国につながる子どもに対して、初期日本語指導の充実やわかりやすい授業の工夫等を研究し、学力を向上させ、進路が選択できる力をつけるための実践を支援します。	人権教育課
---------------------	--	-------

（３）支援が必要な家庭への支援

取組事業	内容	事業主体
家庭での子育て支援体制の充実	子育てのお手伝いが必要な方の要望に応じてお手伝いができる方を紹介し、相互の信頼と了解のうえで一時的に子どもを預けることができるファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域支援力の向上に取り組みます。また、当事業を必要とする家庭がサービスを利用できるよう、積極的な広報活動を行います。	こども支援課
	育児が困難な家庭に対して、定期的な訪問を行いながら、養育環境の維持、改善に取り組みます。	こども支援課
養育困難時の支援制度の取組	保護者の病気・出産、冠婚葬祭、出張や家族の病気などの介護、育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設等で子どもを預かることで、育児支援に取り組みます。虐待の未然防止の観点からも、児童相談所の一時保護との連携など、積極的な制度運用を図ります。	こども支援課
外国につながる子どもの保護者への就学・進学支援	外国につながる保護者を対象として、ガイダンスを実施し、就学や進学に対する理解を図ります。	人権教育課
外国につながる子どもの保護者への支援	外国人の保護者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう各種サービス利用についての多言語情報提供に努めます。	市民交流課

（４）子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実

取組事業	内容	事業主体
学校における相談体制の整備	スクールカウンセラーを全小中学校に配置し、カウンセリングにより、子どもの心のケアを行います。	教育研究支援課
	学校生活への不適応や友人関係等に悩む児童生徒が、気軽に話すことができる相談員を、必要とする小中学校に配置し、いじめ等の早期発見を行います。	教育研究支援課

支援・相談体制の整備	青少年とその保護者を対象とした「青少年悩み事相談」を開設し、個々の悩みや問題の相談に応じます。	生涯学習課
------------	---	-------

(5) ひとり親家庭への支援の充実

取組事業	内容	事業主体
経済的支援制度の周知	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援制度について、一層の周知を図ります。	こども支援課
就業支援	母子家庭自立支援プログラム、高等職業訓練促進給付金等の就業支援について、案内の強化を図ります。	こども支援課
子どもへの学習支援	経済的・時間的な余裕のないひとり親の代わりに、家庭教師の派遣等の学習支援を行います。	こども支援課
子どもへの就学援助	ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を保障するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援等を行います。	学校教育課
安定した生活を支援する住宅の優遇措置	ひとり親家庭が安心して暮らせる住宅を保障するため、必要に応じて市営住宅への優先抽選を行い、生活の安定を支援します。また、県とも連携しながら公営住宅の抽選時の優遇、家賃の算定措置について検討します。	市営住宅課
	多子世帯や若者世帯など、子育て家庭の居住ニーズの多様化に対応した住宅の供給を検討します。	市営住宅課
医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険医療助成課

《主な事業等》

- ・発達支援事業（巡回相談、保護者面談、療育教室等） (1)
- ・児童発達支援センター（児童発達支援、障がい児相談支援、保育所等訪問支援） (1)
- ・児童虐待対応 (2)
- ・居所不明児童への対応 (2)
- ・特別支援教育推進事業 (1)
- ・津市教育支援委員会に係る事業 (1)
- ・特別支援教育に係る相談員派遣事業 (1)
- ・特別支援教育支援員の活用事業 (1)
- ・教育支援センターでの相談事業 (4)

- ・スクールカウンセラー配置事業 (4)
- ・スマイルサポーター事業 (4)
- ・持続可能な日本語教育支援システム事業 (2)
- ・放課後児童クラブ障がい児受入加算補助事業 (1)
- ・「青少年悩み事相談」事業 (4)
- ・障がい者（児）に対する医療費の助成 (1)
- ☆子育て支援ショートステイ事業 (3)
- ☆ファミリー・サポート・センター事業 (3)
- ☆養育支援訪問等事業 (3)
- ・児童扶養手当給付事業 (5)
- ・児童援護金給付事業 (5)
- ・高等職業訓練促進給付金給付事業 (5)
- ・母子家庭等自立支援プログラム策定事業 (5)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (5)
- ・ひとり親家庭学習ボランティア事業 (5)
- ・就学援助 (5)
- ・公営住宅の優先抽選、優遇措置 (5)
- ・子育て世帯の事情に応じた住宅供給の検討 (5)
- ・ひとり親家庭等に対する医療費の助成 (5)
- ・通訳担当員（ポルトガル語・スペイン語）による通訳・翻訳業務 (2)
- ・未熟児養育医療受給事業 (2)
- ・未熟児訪問指導事業 (2)
- ・自立支援医療（育成医療） (1)

() は関連する基本目標 2 における推進施策の番号

★は新規事業

☆は新制度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業

**基本目標 3 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない
子育て支援をします**

推進施策

(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援

取組事業	内容	事業主体
利用者支援事業の充実	子どもへの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などに関して、地域子育て支援センターに配置したコーディネーターによる利用者支援の充実に取り組みます。	子育て推進課
妊娠・出産期の育児支援	母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦健診、妊婦教室等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられよう支援します。また、産後不安がある妊産婦には、母子保健相談事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、出産後早期の育児支援を行います。	健康づくり課
赤ちゃん訪問	出生後、全戸に赤ちゃん訪問を実施し、 子どもの 発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行います。	健康づくり課
乳幼児期の育児支援	乳幼児を対象とした健康診査により、発育発達の確認と必要な支援を行うとともに、感染症を予防するため予防接種を実施します。また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行います。	健康づくり課
身近な相談体制づくり	訪問や教室、 子育て広場等 を通して、地域の身近な相談役としての母子保健推進員活動を充実します。	健康づくり課
妊娠・出産・育児期を通じた包括的・継続的な支援体制づくり	関係機関と連携し、地域の様々なサポートを受けながら子育て・親育ちができる支援を行い、安心して妊娠・出産・育児期がおくれる体制づくりを目指します。	健康づくり課
妊産婦のための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、津市独自事業として、妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対する医療費の助成を行います。	保険医療助成課
不妊治療・不育症治療への助成	不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。	保険医療助成課

(2) 子どもを育む環境の整備

取組事業	内容	事業主体
児童手当制度の周知	児童手当制度について、一層の周知を図ります。	こども支援課
子どものための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、子どもに対する医療費の助成を行います。	保険医療助成課
教育・保育にかかる経済的負担の軽減	多子世帯や、経済的負担の大きいひとり親(婚姻によらず親となった方を含む)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯に対し、教育・保育施設の利用者負担額を軽減します。	子育て推進課、学校教育課
父親の育児参加の促進	家族が協力して子育てを行えるよう父親の子育て講座等を開催し、父親同士、家族同士の交流を促進します。	こども支援課

(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備

取組事業	内容	事業主体
就労状況に対応した保育環境の充実	保護者の就労状況等に応じて、保育所における延長保育、一時預かり、休日保育や病児保育を提供する体制の充実に取り組みます。	子育て推進課
	幼稚園や認定こども園における幼稚園型一時預かり事業において、保護者の必要に応じて対応できる仕組みを作ります。	学校教育課
事業所内保育の整備	子ども・子育て支援新制度において、新しく給付対象となった地域型保育事業のうち、従業員の福利厚生を補助する役割も担う事業所内保育事業の促進に取り組みます。	子育て推進課

(4) 子ども・子育てに対する相談・支援体制の充実

取組事業	内容	事業主体
育児を楽しめる場の提供	乳幼児を養育している母親同士で、悩みやストレスを共有し「ホッと」できる場を提供できるよう取り組みます。	こども支援課
気軽な相談窓口の充実	子どもや子育てについて、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。	こども支援課
児童虐待防止のための相談体制の強化	児童虐待を防止するために、組織の資質向上及び関係機関の連携強化を図ることにより、相談体制の強化を図ります。	こども支援課

外国につながる子ども子育て相談支援	外国人住民の子育て相談について、関係部署との連携を緊密にし、適切な支援ができるよう努めます。	市民交流課
-------------------	--	-------

《主な事業等》

- ★利用者支援事業 (1)
- ☆延長保育事業、休日保育事業 (3)
- ☆一時預かり事業 (3)
- ☆病児・病後児保育事業 (3)
 - ・パパの子育て講座の開催 (2)
 - ・児童手当給付事業 (2)
- ☆幼稚園型一時預かり事業 (3)
 - ・不妊治療費、不育症治療費の助成 (1)
 - ・子どもに対する医療費の助成 (2)
 - ・妊産婦に対する医療費の助成 (1)
 - ・子育てママの「ホッと」ひろば (4)
 - ・家庭児童相談 (4)
 - ・津市国際化推進連絡会議 (4)
 - ・母子健康手帳の交付 (1)
- ☆妊婦健康診査 (1)
 - ・乳幼児健康診査 (1)
- ☆乳児家庭全戸訪問事業 (1)
 - ・妊婦及び乳幼児を対象とした訪問指導 (1)
 - ・妊婦及び乳幼児を対象とした教室 (1)
 - ・乳幼児健康相談事業 (1)
 - ・母子保健推進員活動事業 (1)

() は関連する基本目標 3 における推進施策の番号

★は新規事業

☆は新制度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業

基本目標 4 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

推進施策

(1) 地域における子育て・子育て支援の充実

取組事業	内容	事業主体
地域子育て支援センターの充実	親子で集い、交流できる場として地域子育て支援センターの充実に取り組みます。	子育て推進課
地域での交流が広がる場の支援	各地域で親子交流事業や子育て相談事業などの子育て広場活動が活発化するよう支援します。	こども支援課
	子どもの身近な遊び場として自治会が設置している「チビッコ広場」の運営を支援します。	こども支援課
	保育所、幼稚園、認定こども園において、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等を実施し、地域の子育て家庭の支援や家庭教育力の向上に取り組みます。	子育て推進課、学校教育課
外国につながる子どもの家庭と地域をつなげる支援	外国人住民の親子と地域の日本人住民がコミュニケーションを図れるよう、情報の多言語化や生活者のための日本語教育の充実に努めます。	市民交流課、人権教育課
地域支援ネットワークの構築	子どもが安心して学び、生活するために地域連携の仕組みとして「地域支援ネットワーク」を構築し、子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図ります。	人権教育課
家庭教育支援の取組	「家庭教育支援」のためのコーディネーター養成を実施し、「地域で子育て」の取組を支援します。	生涯学習課
放課後児童クラブと地域、学校との連携	地域と学校、放課後児童クラブが連携をして放課後児童健全育成事業に取り組んでいきます	生涯学習課
子育て不安についての相談窓口の開設	青少年の非行、学校等でのいじめ等に関する親や学校の持つ、子育ての不安についての相談窓口を開設して、個々のケースに対して防止や更生、改善に協力して取り組みます。	生涯学習課

(2) 子育てを支える社会の仕組みづくり

取組事業	内容	事業主体
青少年健全育成活動の支援	津市青少年育成市民会議による、青少年の健全育成活動を支援します。	生涯学習課
	青少年の健全育成を目的とした、相談、指導活動を実施します。	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識の啓発や情報提供を行います。	男女共同参画室、商業振興労政課
いじめ問題対策の推進	学校、教育委員会だけでなく、関係機関、団体等が広く連携し、いじめの防止等の対策のためのネットワークを構築します。	教育研究支援課、こども支援課

(3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり

取組事業	内容	事業主体
公園整備の充実	親子が憩い、交流できる場として、安心・安全な公園整備の充実に取り組みます。	建設整備課
ユニバーサルデザインのまちづくり	子どもや妊婦、子育て家庭を含む全ての人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	建築指導課、政策課
危険箇所の啓発	青少年向けに「危険箇所」を調査し、その啓発に努めます。	生涯学習課
子どもの安全確保	津市青少年育成市民会議による「SOSの旗」活動を支援し、学校、行政、警察と連携して子どもの安全を確保する取組をします。	生涯学習課
子どもの居場所づくりへの支援	放課後児童クラブの運営支援、子ども会育成者活動への支援を通じて、地域での子どもの安全や子育てへの安心づくりに取り組みます。	生涯学習課
登下校時の安全確保	防犯教育を充実するとともに、保護者や地域との連携を強化し、学校安全ボランティア組織等の充実を図ります。 「あんしんねっと津」による、子どもの安全に関する情報発信を行います。	教育研究支援課

小児救急医療体制の充実	休日応急・夜間こども応急クリニックにおいて、休日・夜間の急病に安心して受診できるように取り組みます。	地域医療推進室
	受診可能な医療機関に関する情報提供システムや、急な病気、身体健康などの電話相談事業の利用促進に取り組みます。	地域医療推進室

(4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

取組事業	内容	事業主体
関係機関との連携による保護体制の充実	関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。	こども支援課
地域の拠点づくり	児童養護施設等の小規模化、高機能化を促進し、社会的養護における地域の拠点づくりを進めます。	こども支援課

《主な事業等》

☆地域子育て支援拠点事業 (1)

- ・地域主体の子育て広場 (1)
- ・チビッコ広場維持補修費事業 (1)
- ・要保護児童対策地域協議会 (4)
- ・児童養護施設等の整備 (4)

☆幼稚園、認定こども園における子育て支援事業 (1)

- ・家庭教育支援講座 (1)
- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識啓発事業 (2)
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく事前協議 (3)
- ・ユニバーサルデザイン啓発事業 (3)
- ・地域人権啓発推進事業 (1)
- ・青少年健全育成事業活動補助事業 (2)
- ・放課後児童健全育成事業 (1)
- ・津市子ども会育成者活動補助事業 (3)
- ・「家庭教育支援コーディネーター養成」事業 (1)
- ・中勢グリーンパーク整備事業 (3)
- ・津市休日応急・夜間こども応急クリニック (3)
- ・三重県救急医療情報システム (3)

- ・みえ子ども医療ダイヤル (3)
- ・津市救急・健康相談ダイヤル24 (3)
- ・いじめ問題対策推進事業 (2)
- ・地域学習会 (1)

() は関連する基本目標4における推進施策の番号

★は新規事業

☆は新制度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業

＜施策体系図＞

基本理念

子どもの輝きが未来につながるまち・津

計画策定の姿勢

子どもの権利を尊重し、
子どもにとっての最善の
利益の実現を重視します

保護者のすべてが子育ての喜び
や生きがいを感じ、伸び伸びと
子育てをしながら、親としても
成長できるような支援を行います

子どもと保護者が地域とのつながり
を持ち、様々な年代・立場の々が子
育てに関われる環境づくりをすすめ、
津の良さを活かした、子育てしやすい
まちをめざします

基本目標 1 -子どもへの視点-

子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

推進施策

1. 就学前教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援
2. 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進
3. 次世代の親の育成
4. 子どもの居場所づくり

基本目標 2 -子どもへの視点-

すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

推進施策

1. 障がいのある子どもの支援
2. 支援が必要な子どもへの支援
3. 支援が必要な家庭への支援
4. 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実
5. ひとり親家庭への支援の充実

基本目標 3 -保護者への視点-

子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

推進施策

1. 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援
2. 子どもを育む環境の整備
3. 働きながら子育てしやすい環境の整備
4. 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

基本目標 4 -社会・地域への視点-

市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくれます

推進施策

1. 地域における子育て・子育て支援の充実
2. 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり
3. 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり
4. 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

子ども・子育て支援においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。

本章では、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について、潜在的な利用希望を含む利用希望を把握した上で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提にし、また子ども・子育て支援の意義が保護者の育児の肩代わりでなく保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう行われるものであるとの理解のもと、それに対応する提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込み、計画的な整備による子育て支援の量的拡充を図ります。

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、この区域ごとに、特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望把握調査に基づく「量の見込み」の推計と、「提供体制の確保の方策と実施時期」の計画設計を行います。また、市町村が認可権限を持つ地域型保育事業の認可・認定はこの計画に基づいて行われます。

津市では、事業別の現在の利用状況と需給調整バランスの規模、合併前からの生活圏域などを勘案して、事業別に、次のとおり区域を設定しました。

図 1 津市域図



表 1 事業別区域の設定

教育・保育施設	設定区域
教育・保育	10区域

地域子ども・子育て支援事業	設定区域
利用者支援事業	全市域
地域子育て支援拠点事業	10区域
妊婦健康診査事業	全市域
乳児家庭全戸訪問事業	全市域
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市域
子育て短期支援事業	全市域
子育て援助活動支援事業	全市域
一時預かり事業	10区域
延長保育事業（時間外保育事業）	10区域
病児保育事業	全市域
放課後児童健全育成事業	51 小学校区（原則）

2. 幼児期の教育・保育の充実

事業内容	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者による教育・保育 (ただし、各施設及び事業者は認可を受けたものに限る)
対象年齢	0～5歳の就学前児童 (1号認定子ども※、2号認定子ども※、3号認定子ども※の満1歳未満と満1歳、満2歳)
区域設定	10区域
区域設定根拠	現在の教育・保育施設の利用状況と、区域設定が今後事業を認可する際の需給調整の判断基準となることを踏まえ、広範囲に広がる市の面積(710.81㎡)と地域性を考慮した教育・保育の提供を確保するため、旧行政区別とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在津市における利用実績と利用意向の傾向を踏まえ、補正した。

用語解説

▣ 1号認定子ども

0～5歳の就学前児童のうち、満3歳以上で保育を必要としない子ども
(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定される子ども)

▣ 2号認定子ども

0～5歳の就学前児童のうち、満3歳以上で保育を必要とする子ども
(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定される子ども)

▣ 3号認定子ども

0～5歳の就学前児童のうち、満3歳未満で保育を必要とする子ども
(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定される子ども)

子ども・子育て支援法においては、上記の認定を受けることで、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用ができることになります。

(1) 保育利用率の目標値設定について

保育利用率について

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども（3号認定子ども）の認定こども園、保育所、地域型保育事業の利用定員数の割合を表します。

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

●保育利用率

$$\text{保育利用率（％）} = \frac{\text{3号認定子どもの施設利用定員数（人）}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体（人）}}$$

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 より

目標値の設定にあたって

① 平成25年度における入所実績に対する保育利用率

保育利用率の目標値の設定には、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえて行うことから、平成25年度における保育利用実績から求める保育利用率を算出しました。

0歳児		1、2歳児	
利用定員数（A）	515人	利用定員数（A）	1,946人
子どもの数全体（B）	2,194人	子どもの数全体（B）	4,696人
保育利用率（A/B）	23.5%	保育利用率（A/B）	41.4%

- ・利用定員数は平成26年3月1日時点の入所者数
- ・こどもの数全体は平成26年3月31日時点の住民基本台帳、外国人登録から求める3歳未満の子どもの数

② 3号認定子どもの量の見込みを算出したときの保育利用率

『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき算出した平成29年度における3号認定子どもの量の見込みと平成29年度における3歳未満の子どもの数全体（推計）は次のとおりです。子どもの数全体に占める量の見込みの割合（量の見込み/こどもの数全体）も併せて算出しました。

0 歳児		1、2 歳児	
量の見込み	608 人	量の見込み	2,087 人
子どもの数全体（推計）	2,116 人	子どもの数全体（推計）	4,480 人
量の見込み /子どもの数全体	28.7%	量の見込み /子どもの数全体	46.6%

量の見込みは『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出、こどもの数全体は本計画第 2 章 1（4）子どもの人口の推計 より引用

③ 平成 27 年度から平成 31 年度における保育利用率の目標値

平成 29 年度における 3 歳未満の子どもの数全体に占める 3 号認定子どもの量の見込みの割合は、平成 25 年度における入所実績に対する保育利用率と比較して、0 歳児で 5.2%、1、2 歳児で 5.2% 高く、保育施設に対する潜在的な利用希望があることが示されました。

一方で、待機児童解消加速化プランにおいては、保育施設に対する利用希望は平成 29 年度にピークに達すると見込まれ、事業計画では平成 29 年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設等の整備を目指すこととされています。

このことを踏まえ、保育利用率の目標値は、平成 29 年度以降においては、平成 29 年度における 3 歳未満の子どもの数全体に占める 3 号認定子どもの量の見込みの割合としました。

次に、平成 27 年度について、公立保育所の利用定員の設定予定数及び私立保育所との利用定員の協議から見込まれる平成 27 年度の教育・保育の利用定員数を基に保育利用率を算出した場合、0 歳児で 24.3%、1、2 歳児で 42.0% となり、平成 25 年度の実績を基に算出した保育利用率である 23.5%、41.4% よりも高い率の達成が見込まれました。

よって、平成 27 年度の目標値は次の表のとおりとし、平成 28 年度は段階的に平成 29 年度の目標値に近づく率として中間値を設定しました。

各年度における保育利用率の目標値

0 歳児

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
24.3%	26.5%	28.7%	28.7%	28.7%

1、2 歳児

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
42.0%	44.3%	46.6%	46.6%	46.6%

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策について

【全市】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,542	3,482	3,411	3,340	3,303
②確保の方策	5,210	5,210	5,210	5,210	5,210
②-①	1,668	1,728	1,799	1,870	1,907

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,494	3,435	3,365	3,296	3,260
②確保の方策	3,577	3,596	3,596	3,596	3,596
②-①	83	161	231	300	336

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,124	2,106	2,087	2,052	2,023
②確保の方策	1,914	2,011	2,087	2,087	2,087
②-①	▲210	▲95	0	35	64

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	629	619	608	602	590
②確保の方策	536	579	608	608	608
②-①	▲93	▲40	0	6	18

提供体制の確保の内容及び実施時期	
平成 27 年度 以降継続	既存施設の活用 児童数の減少傾向を踏まえ、市立幼稚園における近隣の幼稚園・保育所との合同保育・交流保育を実施するなど、既存の施設が最大限活用される体制の整備及び効率化を図る。
	区域外施設利用への柔軟な対応 設定した区域内での確保を前提としながら、区域を越えて施設が利用されている現状を踏まえ、近隣、隣接区域での提供体制の確保に対して柔軟に対応する。
	3号認定子どもに対する保育の提供体制について 1歳児に対する保育の提供体制については、新制度開始前より導入している、子ども5人に対して保育士1人となる配置を基本とする。
平成 27 年度 ～平成 29 年度	3号認定子どもに対する重点的な確保方策 待機児童が多い低年齢児である3号認定子どもに対して、重点的に確保方策に取り組む必要があり、とりわけ、年度末にかけて利用が増大する0歳児の受け入れに対応できる体制、施設の整備と並行して、恒常的に保育士等の人材確保を行う。需給調整バランスを勘案しながら、必要に応じて、地域型保育事業の活用による確保方策にも取り組む。
	1号、2号認定子どものニーズ対応 1号、2号認定子どもの保護者が持つ教育志向・保育志向などの希望と、それに合わせた施設の利用が選択できるよう、現行施設の規模の見直しや施設間の連携、新制度で新たに創設された事業の促進など、多彩なメニューの教育・保育を提供できる体制の整備を行う。
平成 27 年度 ～平成 31 年度	教育・保育の一体的提供の推進（第5章4にも記述） 子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、認定こども園制度の改善がなされ、保護者のニーズに応える教育・保育提供体制の整備や、少子化に向けた子どもの集団における育ちを確保することなど、幼保連携施設の役割に期待が寄せられていることを踏まえ、教育・保育の一体的提供を推進する視点を持ち既存設備・体制の見直しや施設改修に取り組む。

【津区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,023	2,007	1,968	1,940	1,896
②確保の方策	2,925	2,925	2,925	2,925	2,925
②-①	902	918	957	985	1,029

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,056	2,035	1,990	1,968	1,928
②確保の方策	2,045	2,064	2,064	2,064	2,064
②-①	▲11	29	74	96	136

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,328	1,302	1,288	1,261	1,240
②確保の方策	1,199	1,280	1,356	1,356	1,356
②-①	▲129	▲22	68	95	116

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	365	355	344	341	332
②確保の方策	353	393	422	422	422
②-①	▲12	38	78	81	90

【久居区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	662	648	631	617	628
②確保の方策	885	885	885	885	885
②-①	223	237	254	268	257

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	550	540	527	515	523
②確保の方策	578	578	578	578	578
②-①	28	38	51	63	55

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	305	313	314	312	310
②確保の方策	277	293	293	293	293
②-①	▲28	▲20	▲21	▲19	▲17

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	109	108	108	108	106
②確保の方策	80	83	83	83	83
②-①	▲29	▲25	▲25	▲25	▲23

【河芸区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

(人/年)

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	254	250	255	248	248
②確保の方策	270	270	270	270	270
②-①	16	20	15	22	22

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	299	295	302	294	294
②確保の方策	328	328	328	328	328
②-①	29	33	26	34	34

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	170	169	171	170	170
②確保の方策	152	152	152	152	152
②-①	▲18	▲17	▲19	▲18	▲18

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	57	57	57	57	56
②確保の方策	25	25	25	25	25
②-①	▲32	▲32	▲32	▲32	▲31

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	116	112	104	101	105
②確保の方策	200	200	200	200	200
②-①	84	88	96	99	95

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	82	80	73	72	75
②確保の方策	79	79	79	79	79
②-①	▲3	▲1	6	7	4

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50	53	52	52	52
②確保の方策	39	39	39	39	39
②-①	▲11	▲14	▲13	▲13	▲13

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17	18	18	18	18
②確保の方策	12	12	12	12	12
②-①	▲5	▲6	▲6	▲6	▲6

【美里区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31	26	27	22	22
②確保の方策	80	80	80	80	80
②-①	49	54	53	58	58

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	67	57	59	48	48
②確保の方策	62	62	62	62	62
②-①	▲5	5	3	14	14

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	34	33	31	31	31
②確保の方策	19	19	19	19	19
②-①	▲15	▲14	▲12	▲12	▲12

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12	12	12	12	13
②確保の方策	9	9	9	9	9
②-①	▲3	▲3	▲3	▲3	▲4

【安濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

(人/年)

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	109	109	106	102	98
②確保の方策	300	300	300	300	300
②-①	191	191	194	198	202

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	109	110	107	103	99
②確保の方策	103	103	103	103	103
②-①	▲6	▲7	▲4	0	4

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	56	53	52	51	50
②確保の方策	55	55	55	55	55
②-①	▲1	2	3	4	5

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	21	21	21	21	20
②確保の方策	12	12	12	12	12
②-①	▲9	▲9	▲9	▲9	▲8

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	43	41	38	39	39
②確保の方策	130	130	130	130	130
②-①	87	89	92	91	91

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	48	47	43	43	43
②確保の方策	60	60	60	60	60
②-①	12	13	17	17	17

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31	32	31	29	28
②確保の方策	26	26	26	26	26
②-①	▲5	▲6	▲5	▲3	▲2

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11	11	11	10	10
②確保の方策	9	9	9	9	9
②-①	▲2	▲2	▲2	▲1	▲1

【一志区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	191	191	186	184	182
②確保の方策	260	260	260	260	260
②-①	69	69	74	76	78

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	173	173	169	167	165
②確保の方策	177	177	177	177	177
②-①	4	4	8	10	12

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	93	91	90	89
②確保の方策	92	92	92	92	92
②-①	▲1	▲1	1	2	3

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	23	23	23	22	22
②確保の方策	21	21	21	21	21
②-①	▲2	▲2	▲2	▲1	▲1

【白山区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

(人/年)

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	101	88	86	78	76
②確保の方策	160	160	160	160	160
②-①	59	72	74	82	84

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	99	88	85	77	76
②確保の方策	114	114	114	114	114
②-①	15	26	29	37	38

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	53	53	52	51	49
②確保の方策	44	44	44	44	44
②-①	▲9	▲9	▲8	▲7	▲5

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	14	14	13	13
②確保の方策	12	12	12	12	12
②-①	▲2	▲2	▲2	▲1	▲1

【美杉区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

1号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12	10	10	9	9
②確保の方策	0	0	0	0	0
②-①	▲12	▲10	▲10	▲9	▲9

2号認定子ども [年齢区分：3～5歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11	10	10	9	9
②確保の方策	31	31	31	31	31
②-①	20	21	21	22	22

3号認定子ども [年齢区分：1～2歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4	5	5	5	4
②確保の方策	11	11	11	11	11
②-①	7	6	6	6	7

3号認定子ども [年齢区分：0歳]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の方策	3	3	3	3	3
②-①	3	3	3	3	3

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

事業内容	子ども及びその保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。
対象年齢	0～2歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	就学前子どもの保護者が利用する地域子育て支援センターや子育て広場などを巡回し、効果的に利用者支援を展開するため、全市域を対象とする。
量の見込みの算出概要	平成26年度から「子育て支援コーディネーター」を地域子育て支援センターに配置し、相談活動などを実施している。 新制度開始後は、地域子育て支援センターや子育て広場を巡回し、連携して事業の実施を進めるとともに、平成28年度から配置を5ヶ所に増やし、全市域への支援を進める方策である。

量の見込みと確保の方策（設置数）

（ヶ所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3	5	5	5	5
②確保の方策	3	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成28年度 子育て支援コーディネーターの配置を2ヶ所増加し、全市域への支援体制の充実を図る。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
対象年齢	0～2歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在津市における利用実績と利用意向の傾向を踏まえ、補正した。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/月）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9,672	9,532	9,407	9,279	9,147
②確保の方策	9,191	9,191	9,291	9,291	9,691
②-①	▲481	▲341	▲116	12	544

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度 津区域において、地域子育て支援センターを2ヶ所設置する。

平成 29 年度 津区域において、平成 27 年度から新設された認定こども園での地域子育て支援センター機能を開始する。

平成 31 年度 津区域において、地域子育て支援センターを1ヶ所設置する。

【津区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,666	5,585	5,510	5,437	5,357
②確保の方策	3,893	3,893	3,993	3,993	4,393
②-①	▲1,773	▲1,692	▲1,517	▲1,444	▲964

【久居区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,767	1,741	1,719	1,695	1,671
②確保の方策	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427
②-①	660	686	708	732	756

【河芸区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	692	682	673	664	655
②確保の方策	561	561	561	561	561
②-①	▲131	▲121	▲112	▲103	▲94

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	321	316	312	308	304
②確保の方策	203	203	203	203	203
②-①	▲118	▲113	▲109	▲105	▲101

【美里区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	78	77	76	75	74
②確保の方策	59	59	59	59	59
②-①	▲19	▲18	▲17	▲16	▲15

【安濃区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	290	286	282	278	274
②確保の方策	447	447	447	447	447
②-①	157	161	165	169	173

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	117	115	114	112	111
②確保の方策	417	417	417	417	417
②-①	300	302	303	305	306

【一志区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	477	470	464	457	451
②確保の方策	542	542	542	542	542
②-①	65	72	78	85	91

【白山区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	235	232	229	226	223
②確保の方策	625	625	625	625	625
②-①	390	393	396	399	402

【美杉区域】量の見込みと確保の方策

(人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	29	28	28	27	27
②確保の方策	17	17	17	17	17
②-①	▲12	▲11	▲11	▲10	▲10

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容	健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげる。
対象年齢	妊娠期にある女性
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす妊婦すべてにサービスを受ける機会を提供し、里帰り分娩等で受診した場合も費用助成を行うことから、全市域とする。
量の見込みの算出概要	厚生労働省母子保健課長通知には、心身ともに健やかに妊娠期を過ごすための妊娠週数による健康診査の間隔とこれに沿った場合の受診回数が14回であると示されている。 これを踏まえ、津市では、計画期間における0歳児の人口推計から導く対象人数と、対象者が受診する必要な回数の14回すべてを助成対象とした。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,153	2,116	2,094	2,053	2,016
②確保の方策	2,153	2,116	2,094	2,053	2,016
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（述べ利用回数）

（回/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30,142	29,624	29,316	28,742	28,224
②確保の方策	30,142	29,624	29,316	28,742	28,224
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度 平成 26 年度までと同様、全対象者に対し、健康診査 14 回分の受診について助成を行う。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげる。
対象年齢	0歳（おおむね生後4か月まで）
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす親子すべてにサービスを受ける機会を提供し、また里帰り分娩等で長期に市外に滞在する場合、住民からの希望があれば滞在の市町村の保健師等に訪問依頼を行うことから全市域とする。
量の見込みの算出概要	乳児を持つ家庭を訪問し、さまざまな理由で育児に対する不安や困難を感じる場合に、必要な保健指導や情報提供を行い、不安軽減を図っている。地域に見守られた育児をしている安心につなげるため、全市域訪問率100%を目指し、計画期間における0歳児の人口推計から導く対象全戸への訪問事業とする。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,189	2,153	2,116	2,094	2,053
②確保の方策	2,189	2,153	2,116	2,094	2,053
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成27年度 平成26年度までと同様、全対象家庭に対し、訪問を行う。

以降継続

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
対象年齢	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）
区域設定	全市域
区域設定根拠	特定の対象を継続的に支援するものである事業の性質から全市域とする。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方では、「児童福祉法に規定される要支援児童、特定妊婦、要保護児童の数等を勘案して、適切と考えられる事業量を設定する」とあることから、津市では過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出した。

量の見込みと確保の方策（利用者数）

（件・回/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	18	18	18	18	18
②確保の方策	18	18	18	18	18
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度以降継続 本事業を必要とする対象家庭数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制をとる。
（過去実績の最大値は 38 件）

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行う。 短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）
対象年齢	18歳未満
区域設定	全市域
区域設定根拠	児童養護施設等の分布状況により、全市域を区域とする。
量の見込みの算出概要	主たる事業対象者は、要支援家庭における児童等であるため、利用実績を基に津市独自の方法により算出した。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	210	210	210	210	210
②確保の方策	210	210	210	210	210
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度以降継続 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制をとる。

（過去実績の最大値は 350 件）

(7) 子育て援助活動支援事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 ファミリー・サポート・センター事業。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	援助希望者と支援会員の区域を越えた利用を想定し、広域で提供体制を確保する必要があるため、全市域とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を踏まえたうえで、現在の津市における利用実績をもとに補正、算出した。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）

（人/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
②確保の方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度以降継続 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制をとる。

（過去実績の最大値は 4,885 人、提供会員数は 1,312 人）

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
対象年齢	①幼稚園在園児童、幼稚園利用意向が強い保護者の児童 3～5歳 ②上記①以外の児童 0～5歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を踏まえたうえで、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出した。

① 幼稚園在園児童、幼稚園利用意向が強い保護者の児童について

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	111,691	111,252	108,235	107,228	105,670
②確保の方策	99,200	99,200	99,200	106,200	113,200
②-①	▲12,491	▲12,052	▲9,035	▲1,028	7,530

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度 量の見込みに対して、本事業実施施設における最大利用可能量は余剰があり、本以降継続 事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても、対応できる体制である。

（最大利用可能量は全市で 626,800 人・日/年）

ただし、美杉区域においては、本事業を実施できる施設がないため、白山区域において確保の方策をとる。

（なお、保育所での一時預かりによる対応は可能）

平成 30 年度 河芸、一志区域において、2 カ年で段階的に確保の方策をとる。

平成 31 年度

【津区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	64,445	63,682	62,573	62,014	61,579
②確保の方策	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
②-①	555	1,318	2,427	2,986	3,421

【久居区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20,021	20,770	20,184	19,884	19,497
②確保の方策	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
②-①	979	230	816	1,116	1,503

【河芸区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7,944	7,868	7,546	7,767	7,616
②確保の方策	0	0	0	4,000	8,000
②-①	▲7,944	▲7,868	▲7,546	3,767	384

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,656	3,616	3,441	3,247	3,245
②確保の方策	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
②-①	44	84	259	453	455

【美里区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	987	1,045	911	963	834
②確保の方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②-①	113	55	189	137	266

【安濃区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,409	3,334	3,256	3,247	3,152
②確保の方策	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②-①	91	166	244	253	348

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,558	1,356	1,297	1,212	1,236
②確保の方策	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②-①	42	244	303	388	364

【一志区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,001	5,999	5,926	5,851	5,793
②確保の方策	0	0	0	3,000	6,000
②-①	▲6,001	▲5,999	▲5,926	▲2,851	207

【白山区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,271	3,210	2,777	2,734	2,441
②確保の方策	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
②-①	29	90	523	566	859

【美杉区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	399	372	324	309	277
②確保の方策	0	0	0	0	0
②-①	▲399	▲372	▲324	▲309	▲277

② ①以外の児童

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31,737	31,400	31,002	30,591	30,267
②確保の方策	6,897	13,915	21,039	25,652	30,267
②-①	▲24,840	▲17,485	▲9,963	▲4,939	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度 一時預かり事業の拡充を計画的に行う。

以降継続 ・ 保育所における「一般型」「余裕活用型」を拡大するとともに、「幼稚園型」での在園児以外の受け入れも検討する。

・ 新制度開始に伴い、新しく創設される資格である"子育て支援員（仮称）"を保育従事者として活用することを検討する。

【津区域】量の見込みと確保の方策

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	18,135	18,100	17,890	17,772	17,385
②確保の方策	2,591	6,464	10,223	13,963	17,385
②-①	▲15,544	▲11,636	▲7,667	▲3,809	0

【久居区域】量の見込みと確保の方策

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,922	5,840	5,739	5,650	5,753
②確保の方策	1,184	2,336	3,443	4,520	5,753
②-①	▲4,738	▲3,504	▲2,296	▲1,130	0

【河芸区域】量の見込みと確保の方策

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,271	2,247	2,317	2,276	2,275
②確保の方策	1,135	1,135	2,317	2,276	2,275
②-①	▲1,136	▲1,112	0	0	0

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,045	1,012	941	931	963
②確保の方策	0	1,012	941	931	963
②-①	▲1,045	0	0	0	0

【美里区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	279	235	249	202	200
②確保の方策	0	235	249	202	200
②-①	▲279	0	0	0	0

【安濃区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	978	986	963	936	898
②確保の方策	978	986	963	936	898
②-①	0	0	0	0	0

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	385	373	346	351	353
②確保の方策	0	0	346	351	353
②-①	▲385	▲373	0	0	0

【一志区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,713	1,719	1,687	1,687	1,660
②確保の方策	0	859	1,687	1,687	1,660
②-①	▲1,713	▲860	0	0	0

【白山区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	903	795	781	707	697
②確保の方策	903	795	781	707	697
②-①	0	0	0	0	0

【美杉区域】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	106	93	89	79	83
②確保の方策	106	93	89	79	83
②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。
対象年齢	0 ～ 5 歳
区域設定	10 区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を踏まえたうえで、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出した。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,469	1,456	1,426	1,410	1,390
②確保の方策	1,367	1,355	1,328	1,410	1,390
②-①	▲102	▲101	▲98	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度以降継続 平成 26 年度時点で本事業を提供している保育所においては、本事業を必要とする場合は、保育認定を受けた全ての子どもに対して提供できる体制の確保がされている。

平成 30 年度、平成 31 年度 香良洲・一志・美杉の各区域の保育所においては、平成 26 年度時点で本事業に対応していないため、今後実施体制の整備を検討する。
今後の提供体制の確保、整備に対しては、保護者の働き方等への支援のあり方にも留意が必要である。

【津区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	840	839	823	819	800
②確保の方策	840	839	823	819	800
②-①	0	0	0	0	0

【久居区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	274	271	264	260	264
②確保の方策	274	271	264	260	264
②-①	0	0	0	0	0

【河芸区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	105	104	107	105	104
②確保の方策	105	104	107	105	104
②-①	0	0	0	0	0

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	48	47	43	43	44
②確保の方策	48	47	43	43	44
②-①	0	0	0	0	0

【美里区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	11	11	9	9
②確保の方策	13	11	11	9	9
②-①	0	0	0	0	0

【安濃区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45	46	44	43	41
②確保の方策	45	46	44	43	41
②-①	0	0	0	0	0

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	18	17	16	16	16
②確保の方策	0	0	0	16	16
②-①	▲18	▲17	▲16	0	0

【一志区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	79	80	78	78	76
②確保の方策	0	0	0	78	76
②-①	▲79	▲80	▲78	0	0

【白山区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	42	37	36	33	32
②確保の方策	42	37	36	33	32
②-①	0	0	0	0	0

【美杉区域】量の見込みと確保の方策

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
②確保の方策	0	0	0	4	4
②-①	▲5	▲4	▲4	0	0

(10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等をする。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	事業者である小児科医の確保を優先し、全市域とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,583	4,519	4,445	4,367	4,309
②確保の方策	1,560	3,120	3,120	3,120	4,309
②-①	▲3,023	▲1,399	▲1,325	▲1,247	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度以降継続 小児科医の協力と看護師・保育士による運営体制の確保を図り、平成 26 年度時点の実施箇所 1 ヶ所から、利用者の利便性等を勘案し、さらに 2 ヶ所（北部・南部地域）増設する調整をすすめる。

同時に、保護者の働き方等への支援のあり方にも留意する。

(11) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
対象年齢	小学生（7～12歳）
区域設定	51小学校区（原則）
区域設定根拠	利用児童が安全に放課後児童クラブに通うためには、クラブ施設が小学校の敷地内や小学校に近接していることが必要である。このため、小学校区を区域の単位とするが、児童を安全にクラブ施設まで送る手立てがある場合には、小学校をまたぐ区域を設定することも可とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により小学校低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）に分けて算出した。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人/日）

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,168	1,154	1,140	1,106	1,103
②確保の方策	1,370	1,350	1,329	1,306	1,293
②-①	202	196	189	200	190

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	960	932	932	929	918
②確保の方策	877	934	971	981	979
②-①	▲83	2	39	52	61

提供体制の確保の内容及び実施時期

平成 27 年度 利用実績と、本事業実施施設における施設面積、指導員数を考慮した最大利用可能以降継続
 量から、平成 31 年度までの確保の方策をたてた。
 そのほか、51 小学校区のうち、放課後児童クラブが未設置である区域への設置や、既存の民設クラブとの協力をすすめていく。

【養正区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20	20	20	19	19
②確保の方策	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17	17	17	17	16
②確保の方策	17	17	17	17	17
②-①	0	0	0	1	1

【修成区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30	30	29	29	29
②確保の方策	38	37	37	37	37
②-①	8	7	8	8	8

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	24	23	23	23	23
②確保の方策	22	23	23	23	23
②-①	▲2	0	0	0	0

【南立誠区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	40	39	38	38
②確保の方策	54	53	53	53	53
②-①	14	13	14	15	15

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	27	27	27	27
②確保の方策	26	27	27	27	27
②-①	▲2	0	0	0	0

【北立誠区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	39	39	38	38
②確保の方策	45	43	41	39	38
②-①	5	4	2	1	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	23	23	23	22	22
②確保の方策	14	16	18	20	22
②-①	▲9	▲7	▲5	▲2	0

【敬和区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	22	22	22	21	21
②確保の方策	24	24	24	24	24
②-①	2	2	2	3	3

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	13	13	13	13
②確保の方策	14	14	14	14	14
②-①	0	1	1	1	1

【育生区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	33	32	32	31	31
②確保の方策	51	51	51	51	51
②-①	18	19	19	20	20

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	27	27	27	27
②確保の方策	38	38	38	38	38
②-①	10	11	11	11	11

【新町区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	35	34	34	33	33
②確保の方策	43	40	38	38	38
②-①	8	6	4	5	5

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	27	27	27	27
②確保の方策	22	25	27	27	27
②-①	▲6	▲2	0	0	0

【藤水区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27	27	27	26	26
②確保の方策	65	60	55	50	45
②-①	38	33	28	24	19

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19	18	18	18	18
②確保の方策	40	40	35	30	25
②-①	21	22	17	12	7

【高茶屋区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	43	42	42	41	41
②確保の方策	40	41	41	41	41
②-①	▲3	▲1	▲1	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37	36	36	36	35
②確保の方策	10	20	35	35	35
②-①	▲27	▲16	▲1	▲1	0

【神戸区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	18	18	17	17	17
②確保の方策	13	15	17	19	20
②-①	▲5	▲3	0	2	3

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19	18	18	18	18
②確保の方策	18	20	22	24	24
②-①	▲1	2	4	6	6

【安東区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	7	6
②確保の方策	7	7	7	7	6
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の方策	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

【楡形区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の方策	7	8	8	8	8
②-①	0	1	1	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	7	6
②確保の方策	7	8	8	8	8
②-①	0	1	1	1	2

【雲出区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19	19	19	18	18
②確保の方策	21	21	21	21	21
②-①	2	2	2	3	3

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15	15	15	15	14
②確保の方策	23	23	23	23	23
②-①	8	8	8	8	9

【一身田区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	56	55	54	53	53
②確保の方策	56	55	54	53	53
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50	49	49	49	48
②確保の方策	46	49	49	49	48
②-①	▲4	0	0	0	0

【白塚区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	29	29	28	28	27
②確保の方策	31	29	28	28	27
②-①	2	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	25	24	24	24	24
②確保の方策	18	20	22	24	24
②-①	▲7	▲4	▲2	0	0

【栗真区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

【片田区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保の方策	25	25	25	25	25
②-①	14	14	14	14	14

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	12	12	12	12
②確保の方策	15	15	15	15	15
②-①	2	3	3	3	3

【大里区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17	17	17	17	17
②確保の方策	17	17	17	17	17
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	12	12	12	12
②確保の方策	13	12	12	12	12
②-①	0	0	0	0	0

【高野尾区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の方策	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

【西が丘区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	70	69	68	66	66
②確保の方策	70	69	68	66	66
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	59	57	57	57	56
②確保の方策	59	57	57	57	56
②-①	0	0	0	0	0

【豊が丘区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	32	32	31	30	30
②確保の方策	32	32	31	30	30
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27	26	26	26	26
②確保の方策	27	26	26	26	26
②-①	0	0	0	0	0

【南が丘区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	64	63	62	60	60
②確保の方策	105	100	95	90	85
②-①	41	37	33	30	25

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	58	57	57	57	56
②確保の方策	60	59	58	57	56
②-①	2	2	1	0	0

【誠之区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	27	27	26	26
②確保の方策	38	37	36	35	34
②-①	10	10	9	9	8

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27	27	27	26	26
②確保の方策	27	27	27	26	26
②-①	0	0	0	0	0

【成美区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	34	34	33	32	32
②確保の方策	30	30	31	32	32
②-①	▲4	▲4	▲2	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	28	28	27	27
②確保の方策	28	28	28	27	27
②-①	0	0	0	0	0

【立成区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	57	57	56	54	54
②確保の方策	57	57	56	54	54
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39	38	38	38	37
②確保の方策	39	38	38	38	37
②-①	0	0	0	0	0

【桃園区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27	27	26	26	26
②確保の方策	27	27	26	26	26
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	24	23	23	23	23
②確保の方策	18	23	23	23	23
②-①	▲6	0	0	0	0

【戸木区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27	27	26	26	26
②確保の方策	30	30	30	30	30
②-①	3	3	4	4	4

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16	15	15	15	15
②確保の方策	16	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

【栗葉区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45	44	43	42	42
②確保の方策	45	44	43	42	42
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	39	39	39	39
②確保の方策	40	39	39	39	39
②-①	0	0	0	0	0

【榊原区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	1	1	1	1

【上野区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20	19	19	19	19
②確保の方策	20	20	20	20	20
②-①	0	1	1	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15	14	14	14	14
②確保の方策	15	15	15	15	15
②-①	0	1	1	1	1

【豊津区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19	19	19	18	18
②確保の方策	20	20	20	20	20
②-①	1	1	1	2	2

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	14	14	14	13
②確保の方策	15	15	15	15	15
②-①	1	1	1	1	2

【黒田区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10	10	10	9	9
②確保の方策	10	20	25	30	35
②-①	0	10	15	21	26

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	15	15	15
②-①	0	0	5	5	5

【千里ヶ丘区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45	44	44	42	42
②確保の方策	44	44	44	42	42
②-①	▲1	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39	38	38	38	38
②確保の方策	10	25	30	35	40
②-①	▲29	▲13	▲8	▲3	2

【明区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8	7	7	7	7
②確保の方策	8	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28	28	28	27	27
②確保の方策	35	33	31	28	27
②-①	7	5	3	1	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16	16	16	16	16
②確保の方策	20	19	18	17	16
②-①	4	3	2	1	0

【辰水区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

【高宮区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	6	6
②確保の方策	12	10	10	10	10
②-①	5	3	3	4	4

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	3	5	5	5	5
②-①	▲2	0	0	0	0

【長野区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の方策	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2	2	2	2	1
②確保の方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	1

【明合区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8	8	8	7	7
②確保の方策	20	20	20	20	20
②-①	12	12	12	13	13

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の方策	13	13	13	13	13
②-①	4	4	4	4	4

【安濃区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	14	14	13	13
②確保の方策	20	19	18	17	16
②-①	6	5	4	4	3

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	13	13	13	12
②確保の方策	18	17	16	15	14
②-①	5	4	3	2	2

【村主区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11	10	10	10	10
②確保の方策	18	16	14	12	10
②-①	7	6	4	2	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	2	4	6	8	10
②-①	▲8	▲6	▲4	▲2	0

【草生区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	7	7	7	6
②確保の方策	7	7	7	7	6
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

【香良洲区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20	20	20	19	19
②確保の方策	25	23	23	23	23
②-①	5	3	3	4	4

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16	16	16	16	16
②確保の方策	15	17	17	17	17
②-①	▲1	1	1	1	1

【一志西区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	34	33	33	32	32
②確保の方策	38	36	34	32	32
②-①	4	3	1	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	26	25	25	25	25
②確保の方策	15	25	25	25	25
②-①	▲11	0	0	0	0

【一志東区域】 量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31	31	30	29	29
②確保の方策	31	31	30	29	29
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	29	28	28	28	28
②確保の方策	3	10	20	28	28
②-①	▲26	▲18	▲8	0	0

【家城区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	1	1	1	1	1

【川口区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の方策	9	9	9	9	9
②-①	0	0	0	0	0

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

【ハッ山区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の方策	4	4	5	5	5
②-①	0	0	1	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	1	1	1	1

【大三区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	14	14	13	13
②確保の方策	14	14	14	14	14
②-①	0	0	0	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

【倭区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	6	6	6	6
②確保の方策	10	10	10	10	10
②-①	3	4	4	4	4

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

【美杉区域】量の見込みと確保の方策

(人/日)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	1	1

高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7	6	6	6	6
②確保の方策	7	7	7	6	6
②-①	0	1	1	0	0

4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

(1) 教育・保育の提供体制の方向性

これまでの幼児教育は、幼稚園、保育所というそれぞれの制度の中で、教育・保育への社会的要請に応えてきました。

しかし、就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴い、子育て家庭の保育所利用ニーズは高まりを増し、待機児童が発生している一方、幼稚園では、園児数が減少傾向となり、適正規模の集団形成が困難となるなど、保護者のニーズと幼稚園・保育所の体制とが合致していないことを表しています。

これらのことから、これまでの枠組みを超えて、保護者が豊富なメニューの中から生活スタイルに合わせた「質の高い幼児教育」や「柔軟で多様な保育」を自由に選択できる仕組みが強く求められています。

新制度では、このような保護者のニーズに的確に対応し、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、これまでの省庁別の縦割り制度を改め、対象となる子どもに着目し、その年齢や保護者の就労形態から類型を区分し、保護者の希望により幼稚園、保育所、認定こども園などを選択できる仕組みに変わります。

津市における保育所・幼稚園の利用状況

(保育所：平成26年4月1日現在 幼稚園：平成26年5月1日現在)

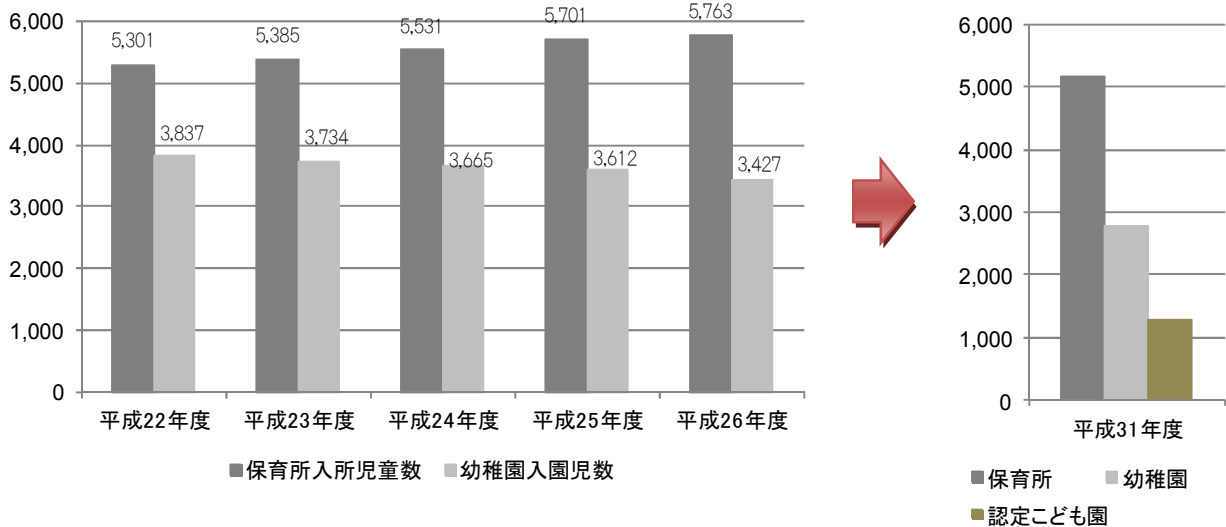
単位：か所・人

区域	保育所						幼稚園					
	市立			私立			市立			私立ほか		
	施設数	定員数	入所数	施設数	定員数	入所数	施設数	定員数	入園数	施設数	定員数	入園数
津	11	975	833	23	2,420	2,575	14	1,740	450	10	2,060	1,461
久居	5	550	579	3	300	316	7	700	397	1	280	283
河芸	2	120	141	4	350	366	4	500	143	0	-	-
芸濃	1	90	130	0	-	-	3	200	109	0	-	-
美里	0	-	-	1	90	112	1	80	51	0	-	-
安濃	1	150	169	0	-	-	4	300	168	0	-	-
香良洲	1	80	89	0	-	-	1	130	77	0	-	-
一志	2	220	284	0	-	-	2	260	165	0	-	-
白山	1	170	148	0	-	-	1	160	123	0	-	-
美杉	1	45	21	0	-	-	0	-	-	0	-	-
計	25	2,400	2,394	31	3,160	3,369	37	4,070	1,683	11	2,340	1,744

施設数	56	定員数	5,560	入所数	5,763	施設数	48	定員数	6,410	入園数	3,427
入所率						104%	入園率				53%

* 保育所及び幼稚園の入所（園）児童数は、市外からの子どもの入所（園）は含み、市外の園に入所（園）している本市の子どもは含みません。

保育所・幼稚園・認定こども園
の利用状況（イメージ）



（２）公立・私立の役割分担

（公立：国立を除く。以下同じ。）

これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における幼児教育・保育を担っており、今後も、社会の要請に応じた質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、取り組んでいく必要があります。

そのため、それぞれの建学精神や保育理念の下に運営を行う私立教育・保育施設に関わっては、今後も各経営主体の意向を十分に踏まえながら「幼保連携型認定こども園」への移行や、施設型給付費制度への移行など、新制度に対応した的確な支援を基本とした施策展開を図ります。

また、公立教育・保育施設においては、地域における特性を生かしながら、教育・保育の供給量や質の確保に留意した施策を推進します。

特に、幅広い行政機関との連携機能を生かした虐待への対応や、障がいや発達・発達に心配のある子どもへの支援に注力するとともに、年々増加する当該子どもへの対応に向け、支援員の増員等、支援体制の充実を図ります。加えて、障がいや発達・発達に心配のある子どもを受け入れている私立施設との積極的な連携による支援を進めます。

その上で、保護者のニーズや民間施設における教育・保育の供給状況を見極めながら、小学校教育につながる教育・保育課程の連続性や、中学校区を対象とした幅広い連携など、公共のもつ機能を生かした教育・保育の推進を図ります。

(3) 今後の公立教育・保育施設の整備に係る方向性

① 公立教育・保育施設の整備に向けた取組

第5章「2 幼児期の教育・保育の充実」に示すように、本市では、3号認定子ども（0歳から2歳）への教育・保育体制のさらなる拡充を行う必要があることから、待機児童の解消に向け、民間活力や、余剰施設等の資源を活用しながら、3号認定子どもへの保育提供体制の整備に取り組めます。

また、全市的には保育必要量が充足しているものの、設定した提供区域ごとにみると、量の確保が必要な地域があるため、このような地域においては、設定区域外にある施設の利用等による柔軟な対応や、保育所における1号認定子どもの受け入れ、あるいは幼稚園における2号認定子どもの受け入れなどの工夫を図ります。

特に公立幼稚園については、利用者の需要よりも供給量が上回っている状況にあることから、その余剰施設等の資源を最大限に活用した保育の提供や、公立保育所と一体的に教育・保育の提供を図る「幼保連携型認定こども園」の整備を進めます。

なお、近隣に民間施設や保育所等がない地域の公立幼稚園においては、その地域特性や実情に配慮し、通園時間や利用者ニーズを十分に勘案した上で、引き続きその役割を果たすため、公立幼稚園としての継続を図ります。

また、一定規模に満たない小規模な幼稚園については、保護者のニーズを的確に受けた上で、幼児教育に必要な適正規模やそのあり方について、保護者と十分に検討を進めます。

② 幼保連携型認定こども園の整備に向けた取組

待機児童解消に向けて量の確保が求められる保育所と、園児数が減少し適正規模の確保が必要な幼稚園においては、保護者がそのニーズに合わせて選択できる仕組みとするために、一体的な教育・保育の提供など相互が連携した取組を図ることが必要です。

本市には、幼保一体化のコンセプトを十分に生かした施設が、現在3か所あるため、その事例を生かしながら、民間施設との両立を基本に、質の高い幼児教育や保育時間の選択など、保護者の多様なニーズに対応できる「幼保連携型認定こども園」の整備に取り組めます。

その際に必要な保育教諭については、正規の幼稚園教諭、保育所保育士の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有率が90%を超えていますので、施設機能や職員配置がより充実した「幼保連携型認定こども園」の整備を基本とした取り組みを進め、平成31年度までに5施設の整備をめざします。

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

(1) 特定教育・保育施設等の利用定員拡大を図ることで、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用に必要な保育提供量の確保に努めます。

《主な事業等》

- ・ 保育所・幼稚園の運営事業
- ・ ニーズに応じた教育・保育施設等の整備

(2) 平成26年度から特定教育・保育施設等の様々な情報提供を行うとともに、保護者の相談にも対応する「利用者支援コーディネーター」を地域子育て支援センター（3ヶ所）に各1人配置していますが、今後も引き続き情報提供や相談などの業務充実や支援員の拡大配置に取り組みます。特に、産後休業及び育児休業期間満了後における利用時に、保護者が希望に沿った適切な選択と円滑な利用ができるよう、利用者支援コーディネーターは、施設の特徴や、市との密接な連携による利用状況の把握に努め、支援します。

《主な事業等》

- ・ 利用者支援事業

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 市町村における相談体制の強化及び関係機関との連携

- ア 要支援家庭を支援していくために、保健・福祉・教育分野等の子どもに関わる部署が会議を行い、各課事業の情報の共有や、課題を検討し、連携を強化します。
- イ 児童相談所職員を講師に招いた研修や、県が行う研修に関係部署の参加を促すなどして、市の相談体制の強化・職員の資質向上を図ります。
- ウ 行政、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体など、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの途切れのない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

関係機関と連携を図る中で、支援が必要でありながら自分から援助を求めることができない

い家庭を早期に発見し、適切な訪問支援や適切なサービス提供を行うことで、児童虐待の発生予防に努めます。

また、児童相談所とは緊密な連携をとって情報を共有し、共通認識のもとで対応を行っており、今後も継続して児童虐待の早期対応に努めます。

③ 社会的養護施策との連携

市内には5か所の児童養護施設、2か所の乳児院、1か所の母子生活支援施設があり、これらの施設とは子育て短期支援事業実施に伴って連携を図っています。今後は、各施設の高機能化を促すとともに地域子ども・子育て支援に活用するために一層連携を深めていくことが必要です。

《主な事業等》

- ・児童虐待対応
- ・居所不明児童への対応
- ・子育て支援ショートステイ事業
- ・養育支援訪問等事業
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・児童養護施設等の整備

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業やハローワーク等関係機関との連携による就業支援事業、ひとり親家庭のための自立支援給付金事業など、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策について総合的な対策を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図り、次代の社会を担う児童の健全な育成に取り組みます。

《主な事業等》

- ・児童扶養手当給付事業
- ・児童援護金給付事業
- ・高等職業訓練給付金給付事業
- ・母子家庭等自立支援プログラム策定事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- ・ひとり親家庭学習ボランティア事業
- ・就学援助
- ・公営住宅の優先入居、優遇措置
- ・ひとり親家庭等に対する医療費の助成

(3) 障がい児施策の充実等

障がいや発育・発達に心配のある子ども一人一人が、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育て・子育てができるよう支援を進めていく必要があります。

このため、津市では、保育所、幼稚園から小学校、中学校において、障がい児が必要とする支援を継続して受けられるよう環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談を通して途切れのない支援を行っています。

また、ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用を図っています。

平成27年4月に設置される「津市児童発達支援センター」では、就学前の発達等に心配のある子どもに対して個別の支援計画に基づく療育や訓練を行う児童発達支援事業、集団生活の場における助言・指導を行う保育所等訪問支援、障害児支援利用計画を作成するための相談支援などを実施するとともに、地域における支援及び連携の核となる発達支援事業を展開します。

就学児においては、放課後や夏休み等の長期休暇時の居場所をつくる放課後等デイサービス事業や、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対する日中一時支援事業を実施します。

学校教育においては、保健・福祉・医療・労働関係機関等との緊密な連携のもと、就学前から学校卒業までの一貫した相談体制の強化に努めます。また、幼稚園・小中学校では、個別の教育支援計画の位置づけを明確にし、計画の効果的な活用に取り組むとともに、教職員等の資質向上に努めるほか、人材の確保と適正配置に努めます。

教育・福祉が一人一人のニーズに応じて、早期からの発達段階に応じた一貫した支援を推進していけるよう取り組みます。

《主な事業等》

- ・発達支援事業（巡回相談、保護者面談、療育教室等）
- ・児童発達支援センター（児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）
- ・特別支援教育推進事業
- ・津市教育支援委員会に係る事業
- ・特別支援教育に係る相談員派遣事業
- ・特別支援教育支援員の活用事業
- ・放課後児童クラブ 障がい児受入加算補助事業
- ・障がい者（児）に対する医療費の助成
- ・自立支援医療（育成医療）

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発

性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識の啓発や情報提供を行います。

《主な事業等》

- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識啓発事業

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ① 幼稚園や保育所、認定こども園のほか地域型保育事業など、教育・保育の種別を問わず質の高い保育の提供が行われるよう取り組みます。
- ② 保護者の就労形態の多様化から保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かりなど多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。
- ③ 病気に罹ったり、又その回復期にあるものの幼稚園や保育所に登園できない状態にある子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。
- ④ 親子で集い、交流できる場として地域子育て支援センターの充実に取り組みます。
- ⑤ 就学した児童の放課後の安全が確保された「放課後児童クラブ」の運営を支援し、子どもが自身の居場所の確立と自立できる環境を支援します。

《主な事業等》

- ・幼稚園・保育所の運営事業
- ・ニーズに応じた教育・保育施設等の整備
- ・延長保育事業、休日保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・放課後児童健全育成事業

第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制について

1. 計画策定の経過等

(1) 計画策定に至るまで

本計画の策定にあたっては、はじめに、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握するため、アンケートによるニーズ調査を実施しました。

同時に、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「津市子ども・子育て会議」を設置し、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等を構成委員に選定し、計画の内容を検討する際に、子育て当事者の意見を反映するよう努めました。

計画の素案は、津市子ども・子育て会議委員による計画の内容の審議を重ねることと並行して、市役所の窓口やホームページにて公開し、広く市民の方々から意見を募り、最終調整を経て、計画の策定に至りました。

(2) 計画策定における調査及び体制

(2)-1 保護者の子育てについての意識調査（再掲）

津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要

ア 調査の方法

- (ア) 調査対象地域 津市全域
- (イ) 調査対象者 対象年齢児童を持つ保護者
- (ウ) 調査期間 平成25年11月
- (エ) 調査方法 郵送による配布・回収

イ サンプル数及び有効回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	約 3,000	1,749	56.5%
小学生児童調査	約 3,000	1,826	58.4%

(2)-2 津市子ども・子育て会議について

委員任期：平成25年12月16日～平成27年12月15日

委員数：18名（うち2名は公募による）

会議数：11回（平成27年1月時点）

(2)-3 パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。公募期間は30日としました。

2. 計画の管理体制

- （1）計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「PDCAサイクル」に基づき点検、評価し、その結果を公表します。
- （2）教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督の際は、計画に基づき、県と必要な情報を共有するなどし、相互に密接に連携を図って、推進をします。
- （3）計画に定めた「量の見込み」が実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。
- （4）「津市子ども・子育て会議」は、施策の実施状況を調査審議することとします。
- （5）計画の見直しを行い、定めた子ども・子育て支援事業計画を変更する必要がある場合は、「津市子ども・子育て会議」の意見を聴くこととします。
- （6）本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関、関連団体などと連携し、推進します。

また、インターネットホームページ等広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進するよう努めます。

(参考資料) 津市子ども・子育て会議の委員と活動の経緯について

1 津市子ども・子育て会議委員名称等

(五十音順・敬称略)

いちかわ 市川	りつこ 律子		津市民生委員児童委員連合会代表（主任児童委員）
おおやま 大山	わたる 航		保育所保護者代表（津愛児園保護者）
かわさき 川崎	まり子		津市公立保育園長会代表（津市香良洲保育園園長）
こまだ 駒田	あきこ 聡子	○	岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授
せと 瀬戸	みなこ 美奈子		三重大学 教育学部 准教授
たぐち 田口	てつひさ 鉄久	◎	皇學館大学 教育学部 教授
たなか 田中	よしひさ 嘉久		津私立保育園協議会代表（風の子藤水保育園園長）
たなべ 田部	まきこ 眞樹子		NPO法人 津子どもNPOセンター理事長 （ファミリーサポートセンター事業受託者）
ないとう 内藤	なおき 直樹		津市学童保育連絡協議会会長
なかしま 中島	のぶこ 伸子		津商工会議所代表（井村屋グループ株式会社・専務取締役）
ほりうち 堀内	ともひろ 友裕		幼稚園保護者代表（藤幼稚園保護者）
ほりもと 堀本	ひろし 浩史		公募
もり 森	たかし 崇		津市PTA連合会代表
やなせ 柳瀬	さちこ 幸子		子育て広場主催者代表
やまかわ 山川	みえこ 三重子		津市立幼稚園長会代表（津市立巽ヶ丘幼稚園園長）
やまだ 山田	ひろゆき 浩之		事業所内保育所運営事業所 （三重大学医学部附属病院・病院事務部総務課長）
やまなか 山中	おさむ 理		津市私立幼稚園協会代表（のべの幼稚園園長）
わき 脇	ゆうりか		公募

※ ◎は会長 ○は副会長

2 津市子ども・子育て会議の活動の経緯

平成25年 9月27日 津市子ども・子育て会議条例制定

平成25年12月16日 第1回津市子ども・子育て会議

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 津市子ども・子育て会議の運営について
- (3) 津市子ども・子育て会議について
- (4) 子ども・子育て支援新制度の概要について
- (5) 津市の取組状況について

平成26年 2月20日 第2回津市子ども・子育て会議

- (1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要について
- (2) 教育・保育の提供区域の設定について
- (3) 保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について
- (4) 今後の審議方法について

平成26年 5月 2日 第3回津市子ども・子育て会議

- (1) 教育・保育等の提供に係る「区域」の設定と「量の見込み」について
- (2) 教育・保育施設等の運営に関する基準について

平成26年 5月28日 第4回津市子ども・子育て会議

- (1) 子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 教育・保育施設の運営に関する基準について
- (3) 教育・保育の「量の見込み」について

平成26年 6月19日 第5回津市子ども・子育て会議

- (1) 教育・保育の「量の見込み」について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

平成26年 8月 1日 第6回津市子ども・子育て会議

- (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」について

平成26年 8月20日 第7回津市子ども・子育て会議

- (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成26年 9月26日 第8回津市子ども・子育て会議

- (1) 津市子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成26年10月20日 第9回津市子ども・子育て会議

(1) 津市子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成26年11月21日 第10回津市子ども・子育て会議

(1) 津市子ども・子育て支援事業計画（案）について

(2) 利用定員について

(3) 支給認定・利用調整について

平成27年 1月20日 第11回津市子ども・子育て会議

(1) 津市子ども・子育て支援事業計画（案）について

(2) 利用者負担額等について

(頻出用語)

用語	説明
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に可決・成立し、公布された法律。
1 号認定子ども	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもを 1 号認定子どもとする。 0～5 歳児の就学前子どもで、満 3 歳以上で保育を必要としない子ども。
2 号認定子ども	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもを 2 号認定子どもとする。 0～5 歳児の就学前子どもで、満 3 歳以上で保育を必要とする子ども。
3 号認定子ども	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもを 3 号認定子どもとする。 0～5 歳児の就学前子どもで、満 3 歳未満で保育を必要とする子ども。
確保の方策	市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みに対応した実施しようとする教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容とその実施時期をいう。
量の見込み（教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み）	市町村こども・子育て支援事業計画を作成しようとする時における当該市町村に居住する子どもと保護者の教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて、分析、評価して求めた必要利用定員総数をいう。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づく新制度において、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした、教育・保育施設をいう。
特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法に基づく新制度において、市町村長が施設型給付費の支給に係る事業を行う者として確認をした、地域型保育を行う事業者をいう。

(用語説明)

五十音順

用語	説明	ページ
1号認定子ども	(128 ページの頻出用語に記載)	67、 70-78、 118
2号認定子ども	(128 ページの頻出用語に記載)	67、 70-78、 118
3号認定子ども	(128 ページの頻出用語に記載)	67-78、 118
育児休業制度	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、養育をする労働者の申し出により子が1歳になるまで（一定の場合は1歳6ヶ月まで）の間、育児休業をすることができる制度。 この法律では、このほか時間外労働の制限や、子の看護休暇制度などについても規定されている。	41、61、 122
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳児、幼児を保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」をいう。 新制度では、一般型、余裕活用法、幼稚園型、居宅訪問型の4種類の一時預かり事業がある。 一般型・・・保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、主に在籍していない園児を対象に行う。 余裕活用法・・・保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に定員の範囲内で行う。 幼稚園型・・・幼稚園、認定こども園において、主に在籍している園児を対象に、通常の利用時間外に行う。	21、33、 48、50、 58、59、 66、79、 88、91

用語	説明	ページ
	居宅訪問型・・・児童の居宅において、居宅訪問型保育事業者が行う（新設事業）	
医療費助成	障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童、子ども、妊産婦並びに精神障がい者の医療費等の一部を福祉医療費として助成することにより、対象者の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図ることを目的とする制度。	39、57、 58
N	比率算出の基数。 Number of Cases。 100%が何人の回答者数に相当するかを示す。	11-23
延長保育事業	保育の認定を受けた子どもが、やむを得ない理由により通常保育を利用する時間帯以外の時間において特定教育・保育施設等で受ける保育をいう。 子ども・子育て支援法では、時間外保育事業として地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられる。	27、48、 50、58、 59、66、 94、122
親育ち	子育てを通して、親自身が親として成長していくことを意味する。	39、57
確保の方策	（128 ページの頻出用語に記載）	65、70、 72-78、 79、 80-115、 126
家庭的保育	満 3 歳未満の保育を必要とする乳児、幼児について家庭的保育者の居宅等において利用定員 5 人以下で行う保育のこと。 子ども・子育て支援法においては、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。 アンケート調査では、「保育者の家庭などで子どもを保育する事業」と説明。	17、18
教育・保育事業	子ども・子育て支援法で定める教育又は保育を行う事業のこと。 子ども・子育て支援法においては、「教育」とは満 3 歳以	17、18、 20、24

用語	説明	ページ
	上の小学校就学前子どもに対して学校において行われる教育を、「保育」とは児童福祉法に規定する保育をいう。アンケート調査では、教育・保育事業の選択肢として、幼稚園、保育所、幼稚園の預かり保育、認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の認可外保育施設、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センターを記載。	
居宅訪問型保育	満 3 歳未満の保育を必要とする乳児・幼児について、その居宅において家庭的保育者により行う保育のこと。 子ども・子育て支援法においては、児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。 アンケート調査では、「ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育をする事業」と説明。	18
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。	5
コーホート変化率法	「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。	4、8
子育て	子ども自身が持つ、自ら「育つ力」、「子ども自身が自らの力で心身ともに成長すること（また、そのさま）」をいう。	36-39、 42、47、 60、61、 121
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・	会員登録制の育児相互援助事業で、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡、調	17、18、 34、54、

用語	説明	ページ
センター事業)	整、その他の支援により、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。 アンケート調査では、「地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織」と説明。	56、66、 87、125
子育て支援員（仮称）	子ども・子育て支援新制度で、小規模保育事業、家庭的保育事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の事業が拡充され、人材の確保が必要となることから、これらの分野での支援の担い手となる人材を養成することを目的とした子育て支援員（仮称）の仕組みが創設される。	91
子育て支援緊急サポートネットワーク	子どもが病気（軽症）で保育所等で保育できない場合等、緊急に保育が必要になった場合にファミリー・サポート・センター事業により、子どもを預かる事業。	22
子育て支援コーディネーター	利用者支援事業を行う者。利用者支援コーディネーターの津市での名称。	79
子育て支援センター	アンケートでは、地域子育て支援拠点事業が行われる地域子育て支援センターの略称として記載。 乳児、幼児及びその保護者が相互の交流を行い、また、子育てについての相談や情報、助言その他の援助が受けられる場所。	19
子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）（短期入所生活援助事業）	保護者の疾病やその他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ保護を行う事業。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第6条の3第3項に規定する「子育て短期支援事業」をいう。	22、30、 56、66、 86、120
子育て広場	主に未就園児と保護者を対象に、遊びや絵本の読み聞か	19、50、

用語	説明	ページ
	せなどの親子の交流事業、子育ての相談などができる広場を総称している。 例として、子育て支援センター、保育所や幼稚園の未就園児の会、保健センターが開催する広場、NPOや団体が開催する広場、サークル活動として開催する親子事業など。	51、57、 60、62、 79、125
固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされている。	61、122
子ども・子育て支援法	(128 ページの頻出用語に記載)	1、2、123
事業所内保育	事業主が雇用する労働者が監護する保育を必要とする乳児・幼児等に対して、事業主が設置する施設等で実施する保育事業のこと。 子ども・子育て支援法においては、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。 アンケート調査では、「企業が主に従業員用に運営する保育施設」と説明。	17、18、 58、125
自尊感情、自己肯定感	ありのままの自分を肯定的に受け入れて、自分自身が価値のある存在として誇れる気持ちをいう。	36、38、 39、44、 49、60
質の高い幼児期の教育・保育	(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針において) 子ども・子育て支援新制度では、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法等に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及	1、44、 48、116、 117、 118、122

用語	説明	ページ
	び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることが謳われている。	
児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設のこと。	32、38、 41、50、 98
児童憲章	昭和 26 年 5 月 5 日に制定された児童のための憲章。児童が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられるよう、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために定められたもの。	42
児童手当	家庭等の生活の安定に寄与すること、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している者に対し、現金を支給する制度。	58、59
児童の権利に関する条約	18 歳未満をすべて「児童」とし、国際人権規約において定められている権利を児童にも規定し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を示したもの。 児童の権利条約。	42
少子化社会対策基本法	少子化に対処するための施策を総合的に推進するため平成 15 年 7 月に制定された法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定している。	1
待機児童	保育所等の入所申込が提出されており、保育に欠けることの入所要件に該当しているが、保育所等に入所していない児童。ただし、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず私的な理由により待機している場合は除く。	1、68、 71、116、 118
待機児童解消加速化プラン	保育所の整備や保育士の確保などの地方自治体の取組を支援するなど、約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、	69

用語	説明	ページ
	待機児童の解消を図ることを目指して平成 25 年 4 月に 取りまとめられた施策。	
地域型保育事業	子ども・子育て支援法において、家庭的保育、小規模保 育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を地域型保育とい い、その事業を地域型保育事業という。	48、52、 58、65、 67、68、 71、79、 122
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センタ ー)	乳幼児、保護者が相互の交流を行う場所（地域子育て支 援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の 提供、助言その他の援助を行う事業をいう。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事 業の一つに掲げられ、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規 定する「地域子育て支援拠点事業」をいう。	32、62、 66、79、 80、88、 119、122
津市次世代育成支援行動計 画	次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支 援を行うため津市が定めた行動計画。 5 年を 1 期とし て、前期計画（平成 17 年度～平成 21 年度）と後期計画 （平成 22 年度～平成 26 年度）を策定している。	1、2、36、 37
特定教育・保育施設	（128 ページの頻出用語に記載）	65、68、 69、119
特定地域型保育事業者	（128 ページの頻出用語に記載）	68、119
特定妊婦	児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項の規定に基づく「出産後の 養育について出産前において支援を行うことが特に必要 と認められる妊婦」。	85
乳児家庭全戸訪問事業（こ んにちは赤ちゃん事業）	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や 乳児、保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、養 育の相談等援助を行う事業のこと。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事 業の一つに掲げられ、児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項に規 定する「乳児家庭全戸訪問事業」をいう。	31、59、 66、84
認可外保育施設	乳児、幼児を保育する施設の内、児童福祉施設として児 童福祉法に規定する届出をしていないまたは認可をされ	22

用語	説明	ページ
	ていない施設。	
認定こども園（幼保連携型 認定こども園）	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設。 なお、新制度では、認定こども園法の改正に伴い、都道府県知事からの認可を受け、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となる。 認定こども園には、この他に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のタイプがある。	1、117、 118
妊婦健康診査	母子保健法第 13 条第 1 項に規定する妊婦に対して健康診査を実施する事業をいう。	34、59、 66、83
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である発達障害を有するために、日常生活又は社会生活に制限を受ける者。	45
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（推進項目の取組）、Check（推進状況の確認）、Action（検討、改善）を行うマネジメントサイクル。	124
病児保育事業（病児・病後 児保育事業）	疾病にかかっている保育を必要とする乳児・幼児等を、保育所等の施設において保育を行う事業のこと。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」をいう。	20、33、 49、50、 58、59、 66、97、 122
保育教諭	幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有し、幼保連携型認定こども園に勤務する者をいう。 ただし、新制度施行後 5 年間は、幼稚園教諭免許状、保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭として勤務できる経過措置がある。	118
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設。	

用語	説明	ページ
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(学童 保育)	保護者が労働等により家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場等を与えて健全な育成を図る事業。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。	23、27、 28、50、 51、52、 56、60、 61、62、 66、79、 98、121、 122
母子保健推進員	愛称"つぼみん"として母子保健に関するボランティアを行う者。定期的に研修を受け、乳幼児や希望する妊婦の家庭を訪問しながら、津市の母子保健制度についての説明や妊娠中の心配ごと、育児の相談にあたる。また、保健センターで実施する各教室、相談への協力や親子で集える子育てひろばを開催している。	31、57、 59
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味する。このデザインは、年齢や性別、国籍、また、障がいの有無などに関係なく、すべての人が使いやすいよう配慮がなされており、近年は製品や建造物にも取り入れられ、生活空間や社会の仕組みなどへも広がりつつある。	41、61、 62
養育支援訪問事業（育児支援 家庭訪問事業）	要支援児童等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の一つに掲げられ、児童福祉法第6条の3第5項に規定する「養育支援訪問事業」をいう。	56、66、 85、120
要支援家庭	児童福祉法第6条の3第5項に基づく「要支援児童等」のいる家庭をいう。	31、86、 119
要支援児童	児童福祉法第6条の3第5項の規定に基づく「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」をいう。	85
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼	

用語	説明	ページ
	児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校。	
幼稚園の預かり保育	アンケート調査では、幼稚園が在園児に対して行う一時預かりのことをさす。子ども・子育て支援新制度開始後は、一時預かり（幼稚園型）事業に継続される。	17、18、 21
利用者支援事業、利用者支援コーディネーター	子ども、保護者が、子ども・子育て支援等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関して相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整等便宜の提供を総合的に行う事業、またその事業を行う者。 子育て支援コーディネーター。	57、59、 66、79、 119
量の見込み（教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み）	（128 ページの頻出用語に記載）	65、 67-70、 72-115、 124、126